

はじめに

- 航空機運航情報処理システムでは、以下の条文の手続きが可能です。
 - ・ 航空法第79条ただし書の規定による申請（空港等以外の場所における離着陸）
 - ・ 航空法第81条ただし書の規定による申請（最低安全高度以下の高度での飛行）
 - ・ 航空法第89条ただし書の規定による届出（物件投下）また、許可書についても本システムから取得（ダウンロード）できます。
- このマニュアルには、航空機運航情報処理システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるために、このマニュアルと併せて航空機運航情報処理システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。
- 申請者情報登録の際に登録したメールアドレス宛に、システムを利用する上で必要な情報や申請書の手続き状況などの各種通知メールが送信されます。当システムの利用前にメールの受信設定で「information@aops.mlit.go.jp」のドメインが受信可能になっているか確認してください。
- 審査には一定の期間を要するため、許可が必要な日の1～2週間前までに申請書類を提出してください。
なお、申請内容に不備があった場合には追加確認に時間を要する場合がありますので、十分な余裕をもって申請をいただきますようお願いします。

航空機運航情報処理システムの利用に当たっての留意事項

- 航空機運航情報処理システムの申請手続き中に120分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、**手続きのやり直しが必要になります**。これは、パソコンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報漏洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 当システムではPDF出力・印刷等の外部出力機能を設けておりません。ブラウザの印刷機能をご利用ください。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある  マークにマウスのポインターを合わせていただくことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。
- システム使用中は、**ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください**。システムが正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 航空機運航情報処理システムでは、ご利用いただける文字に一定の制限があり、一部の特殊文字は使用できません。
例えば、“高”のような特殊文字の使用は制限されており、これらの文字を含む情報を入力した場合、「入力禁止文字が含まれています」というメッセージが表示されます。
このようなメッセージが表示された際には、制限されている文字の代わりとなる許可されている文字を使って入力してください。
例えば、“高”の代わりに“高”を使用するなどの対応が必要となります。
- 各画面において、次の画面に遷移するタイミングで、遷移する前の画面で入力された情報が一時保管されます。
次の画面に遷移する前に、「戻る」ボタンで直前の画面に戻ると、戻る前に入力された編集中の情報は破棄されますので、ご注意ください。（一時保管はあくまでも各画面で入力された情報の一時的な保管であるため、申請を一時保存する場合は、「申請の一時保存・編集」のマニュアルを参照ください。）
- 別タブ/別ウィンドウ等での複数の航空機運航情報処理システムを画面表示し、操作いただくことはお控えください。
入力中の申請情報が適切に処理できないなどのエラーが発生し、申請情報の入力のやりなおしが必要となる可能性がございます。

エラーメール通知について 1/2

申請を行ったあと、システムが申請を受け付けることができなかった場合、「申請・届出受付エラーのお知らせ」というメールが送信されます。メールが送信される原因としては大きく下記の2点が考えられます。

①不適切な操作を行ったため・・・[エラーメール通知について 2/2 原因①、②](#)

②システム不具合

【航空機運航情報処理システム】申請・届出受付エラーのお知らせ

 国土交通省航空局航空機運航情報処理システム <information@aops.mlit.go.jp>
宛先 ※申請情報に記載したメールアドレス

返信 全員に返信 転送 ...

2024/05/09 (木) 10:01

※このメールは航空機運航情報処理システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

航空機運航情報処理システムをご利用いただきありがとうございます。

申請・届出を受領しましたが、以下の理由により申請・届出をシステムに登録することができませんでした。
・同じ許可・届出に対して、同時に複数の手続きは行えません。申請中（届出中）の手続きが完了後に、申請・届出の手続きを行ってください。
・複数タブ／複数ブラウザで操作された方は、データが破損した可能性があります。再度、申請・届出の手続きを行ってください。

上記理由に心当たりのない方は、予期せぬエラーが発生した可能性があります。
時間を置いて、再度お試しください。提出先官署までお問合せください。

■お問合せ番号

01240509023201663

■ログインURL

[https://urldefense.com/v3/_https://www.aops.mlit.go.jp/aops/login/exec_!!GCTRfqYYOYGmqK_zl-6J4872SDUG58AMPSkNzzQpmXWfZrWfB7zetAVG7RrjXAUnevlB0BqHX-yWv3QEvGVnWrsuw1Cz1ombIirUOkdCfdH1d7C1iv3GX5uaqZDaoY\\$](https://urldefense.com/v3/_https://www.aops.mlit.go.jp/aops/login/exec_!!GCTRfqYYOYGmqK_zl-6J4872SDUG58AMPSkNzzQpmXWfZrWfB7zetAVG7RrjXAUnevlB0BqHX-yWv3QEvGVnWrsuw1Cz1ombIirUOkdCfdH1d7C1iv3GX5uaqZDaoY$)

■よくある質問

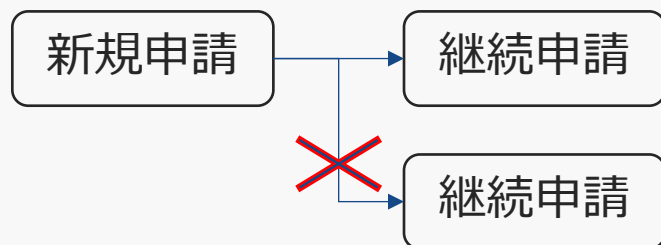
[https://urldefense.com/v3/_https://www.aops.mlit.go.jp/contents/aops/question.html_!!GCTRfqYYOYGmqK_zl-6J4872SDUG58AMPSkNzzQpmXWfZrWfB7zetAVG7RrjXAUnevlB0BqHX-yWv3QEvGVnWrsuw1Cz1ombIirUOkdCfdH1d7C1iv3GX5u00DuDCw\\$](https://urldefense.com/v3/_https://www.aops.mlit.go.jp/contents/aops/question.html_!!GCTRfqYYOYGmqK_zl-6J4872SDUG58AMPSkNzzQpmXWfZrWfB7zetAVG7RrjXAUnevlB0BqHX-yWv3QEvGVnWrsuw1Cz1ombIirUOkdCfdH1d7C1iv3GX5u00DuDCw$)

国土交通省航空局 安全部 安全政策課

エラーメール通知について 2/2

■原因①：過去の同じ申請・届出に対して重複した申請等を行った。

- 例)
1. システム受付No0001に対して継続申請の下書き保存を行う。
 2. システム受付No0001に対して継続申請の下書き保存を行う。
 3. 1と2で一度下書き保存した継続申請をそれぞれ申請した場合、後に申請したほうはエラーとなります。



対処) [申請情報一覧] 画面にて、既に同じ申請・届出に対して、申請が実施済でないかを確認してください。
実施済みの場合エラーとなった申請は受付できていません。申請中（届出中）の申請が手続き完了した後に、その申請に対して継続申請等の手続きを行ってください。

■原因②：複数タブ、複数ブラウザで操作した。

対処) 申請データが破損した可能性があります。再度、申請・届出の手続きを行ってください。

■上記の原因①②に心当たりがない場合

対処) メールに記載された「お問い合わせ番号」を控えて提出先官署にお問い合わせください。

申請情報の削除と取消について

画面操作で申請情報の「削除」「取消」を行う機能はありません。
申請情報の削除または取消を希望する場合は下記情報を控えて提出先官署にお問い合わせください。

- ・ログインID
- ・システム受付No

【航空機運航情報処理システム】アカウント開設完了のお知らせ



国土交通省航空局航空機運航情報処理システム <information@aops.mlit.go.jp>

宛先 ※アカウント情報を登録した時のメールアドレス

※このメールは航空機運航情報処理システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

航空機運航情報処理システムをご利用いただきありがとうございます。

航空機運航情報処理システムのアカウント開設が完了しました。
ログインIDをお知らせします。

■ログインID

■ログインURL

https://urldefense.com/v3/_https://www.aops.mlit.go.jp/aops/login/exec_!!GCTRfqYYOYGmgK_zl-O5_ZAi6kgwEcSO_zDHWau63UWF0HA76MoZ5BxZJ

■よくある質問

https://urldefense.com/v3/_https://www.aops.mlit.go.jp/contents/aops/question.html_!!GCTRfqYYOYGmgK_zl-O5_ZAi6kgwEcSO_zDHWau63UWF0HA

国土交通省航空局 安全部 安全政策課

申請情報一覧

申請・届出を行った一覧を表示します。手続名、申請先等の項目を選択・入力し検索いただくことで、絞り込むことができます。
各ボタンの機能は以下のとおりです。
「詳細」：申請の詳細を確認することができます。
「検索」：過去の申請情報を検索（引用）して新規申請を行うことができます。
「継続・再申請（継続・再届出）」：許可された申請や届出の飛行期間を更新し、再度申請等を行うことができます。
「変更申請（変更届出）」：許可された申請や届出の内容等を変更し、再度申請等を行うことができます。
「引戻し」：一度提出した申請や届出を引き戻すことができます（文書受付前に限ります）。
「再提出」：補正指示があった申請や引き戻した申請等について再提出できます。
「編集」：一時保存した申請や届出の編集を行うことができます。

手続名	種別	申請先（届出先）	手続状況
選択してください	選択してください	選択してください	選択してください
申請日（開始日）	申請日（終了日）	飛行期間（開始日）	飛行期間（終了日）
年 / 月 / 日	年 / 月 / 日	年 / 月 / 日	年 / 月 / 日

検索

システム受付 No	手続名	手続種別	申請先 （届出先）	申請日 （届出日）	飛行期間	手続状況	許可番号 （許可日）	詳細	追加手続き
AP2400000070	79条	新規申請	東京局		2024/04/15 ～ 2024/04/20	下書き保 存		詳細	編集
AP2400000086	79条 81条 89条	新規申請	国交省		2024/05/01 ～ 2024/05/30	下書き保 存		詳細	編集
AP2400000161	81条	新規申請	東京局		2024/04/24 ～ 2024/12/24	下書き保 存		詳細	編集

戻る

削除可能な申請情報

削除可能な申請は手続状況が「下書き保存」の申請に限ります。
提出先官署に削除依頼をした場合、[申請情報一覧]画面から表示されなくなります。

申請情報一覧

申請・届出を行った一覧を表示します。手続名、申請先等の項目を選択・入力し検索いただくことで、絞り込むことができます。

各ボタンの機能は以下のとおりです。

「詳細」：申請の詳細を確認することができます。

「複写」：過去の申請情報を複写（引用）して新規申請を行うことができます。

「継続・再申請（継続・再届出）」：許可された申請や届出の飛行期間を更新し、再度申請を行うことができます。

「変更申請（変更届出）」：許可された申請や届出の内容等を変更し、再度申請を行うことができます。

「引戻し」：一度提出した申請や届出を引き戻すことができます（文書受付前に限ります）。

「再提出」：補正指示があった申請や引き戻した申請等について再提出できます。

「編集」：一時保存した申請や届出の編集を行うことができます。

手続名	種別	申請先（届出先）	手続状況
選択してください ▼	選択してください ▼	選択してください ▼	選択してください ▼
申請日（開始日）	申請日（終了日）	飛行期間（開始日）	飛行期間（終了日）
yyyy/mm/dd 日	yyyy/mm/dd 日	yyyy/mm/dd 日	yyyy/mm/dd 日

検索

システム受付No	手続名	手続種別	申請先（届出先）	申請日（届出日）	飛行期間	手続状況	許可番号（許可日）	詳細	追加手続き
AP2500000095	79条	新規申請	東京局		2025/03/24 ～ 2025/04/03	下書き保存		詳細	編集

1

戻る

申請情報一覧

申請・届出を行った一覧を表示します。手続名、申請先等の項目を選択・入力し検索いただくことで、絞り込むことができます。

各ボタンの機能は以下のとおりです。

「詳細」：申請の詳細を確認することができます。

「複写」：過去の申請情報を複写（引用）して新規申請を行うことができます。

「継続・再申請（継続・再届出）」：許可された申請や届出の飛行期間を更新し、再度申請を行うことができます。

「変更申請（変更届出）」：許可された申請や届出の内容等を変更し、再度申請を行うことができます。

「引戻し」：一度提出した申請や届出を引き戻すことができます（文書受付前に限ります）。

「再提出」：補正指示があった申請や引き戻した申請等について再提出できます。

「編集」：一時保存した申請や届出の編集を行うことができます。

条件に該当するデータが存在しませんでした。

手続名	種別	申請先（届出先）	手続状況
選択してください ▼	選択してください ▼	選択してください ▼	選択してください ▼
申請日（開始日）	申請日（終了日）	飛行期間（開始日）	飛行期間（終了日）
yyyy/mm/dd 日	yyyy/mm/dd 日	yyyy/mm/dd 日	yyyy/mm/dd 日

検索

システム受付No	手続名	手続種別	申請先（届出先）	申請日（届出日）	飛行期間	手続状況	許可番号（許可日）	詳細	追加手続き
----------	-----	------	----------	----------	------	------	-----------	----	-------

戻る

取消可能な申請情報

取消可能な申請は手続状況が「受付中」「手続内容確認中」「審査中」「補正対応」「引戻し」の申請に限ります。
提出先官署に取消依頼をした場合、[申請情報一覧]画面の手続状況は「申請取消」に更新されます。

※一度申請提出した申請に関しましては[申請情報一覧]画面からは削除できません。

申請情報一覧

申請・届出を行った一覧を表示します。手続名、申請先等の項目を選択・入力し検索いただくことで、絞り込むことができます。

各ボタンの機能は以下のとおりです。

「詳細」：申請の詳細を確認することができます。

「複写」：過去の申請情報を複写（引用）して新規申請を行うことができます。

「継続・再申請（継続・再届出）」：許可された申請や届出の飛行期間を更新し、再度申請等を行うことができます。

「変更申請（変更届出）」：許可された申請や届出の内容等を変更し、再度申請等を行うことができます。

「引戻し」：一度提出した申請や届出を引き戻すことができます（文書受付前に限ります）。

「再提出」：補正指示があった申請や引き戻した申請等について再提出できます。

「編集」：一時保存した申請や届出の編集を行うことができます。

手続名	種別	申請先（届出先）	手続状況
選択してください ▼	選択してください ▼	選択してください ▼	選択してください ▼
申請日（開始日）	申請日（終了日）	飛行期間（開始日）	飛行期間（終了日）
yyyy/mm/dd 日	yyyy/mm/dd 日	yyyy/mm/dd 日	yyyy/mm/dd 日

検索

システム受付 No	手続名	手続種別	申請先 （届出先）	申請日 （届出日）	飛行期間	手続状況	許可番号 （許可日）	詳細	追加手続 き
AP2500000092	79条	継続申請	東京局	2025/03/19	2025/04/01 ～ 2025/04/06	受付中		詳細	

1

戻る

申請情報一覧

申請・届出を行った一覧を表示します。手続名、申請先等の項目を選択・入力し検索いただくことで、絞り込むことができます。

各ボタンの機能は以下のとおりです。

「詳細」：申請の詳細を確認することができます。

「複写」：過去の申請情報を複写（引用）して新規申請を行うことができます。

「継続・再申請（継続・再届出）」：許可された申請や届出の飛行期間を更新し、再度申請等を行うことができます。

「変更申請（変更届出）」：許可された申請や届出の内容等を変更し、再度申請等を行うことができます。

「引戻し」：一度提出した申請や届出を引き戻すことができます（文書受付前に限ります）。

「再提出」：補正指示があった申請や引き戻した申請等について再提出できます。

「編集」：一時保存した申請や届出の編集を行うことができます。

手続名	種別	申請先（届出先）	手続状況
選択してください ▼	選択してください ▼	選択してください ▼	選択してください ▼
申請日（開始日）	申請日（終了日）	飛行期間（開始日）	飛行期間（終了日）
yyyy/mm/dd 日	yyyy/mm/dd 日	yyyy/mm/dd 日	yyyy/mm/dd 日

検索

システム受付 No	手続名	手続種別	申請先 （届出先）	申請日 （届出日）	飛行期間	手続状況	許可番号 （許可日）	詳細	追加手続 き
AP2500000092	79条	継続申請	東京局	2025/03/19	2025/04/01 ～ 2025/04/06	申請取消		詳細	

1

戻る

アカウント開設・変更

はじめに

- 航空機運航情報処理システムを利用するためにはアカウントを開設する必要があります。
- アカウントには「個人」「法人」の2種類が存在します。
個人で利用する場合は「個人」、企業・団体で利用する場合は「法人」のアカウントを開設してください。
- アカウント開設時、個人の方は「マイナンバーカード」、法人の方は「gBizID」を利用すると本人（企業）情報が自動で反映されます。
- アカウント開設で登録した情報は、各種申請時に自動で転記されます。

目次

- 01.アカウントの開設
- 02.アカウントの開設に必要なもの
- 03.アカウントの開設【航空機運航情報処理システムの利用規約に同意する】
- 04.アカウントの開設【アカウントの開設に必要な情報を入力する】
- 05.アカウントの開設【入力した情報を確認してアカウントを開設する】
- 06.マイナンバーカードの券面情報を読み取る
- 07.マイナンバーカードの券面情報を読み取る（パソコンで申請し、ICカードリーダーで読み取る）
- 08.マイナンバーカードの券面情報を読み取る（パソコンで申請し、スマートフォンで読み取る）

目次

09.gBizIDによる認証の流れ

10.アカウント情報の変更

11.アカウント情報の変更に必要なもの

12.アカウント情報の変更【航空機運航情報処理システムにログインする】

13.アカウント情報の変更【アカウントの情報を変更する】

14.アカウント情報の変更【入力情報を確認してアカウントを変更する】

01. アカウントの開設

航空機運航情報処理システムを利用するために必要なアカウントを開設します。

アカウントの開設の開始

航空機運航情報処理システムの利用規約に同意する

アカウントを開設するページに進み、利用規約に同意します。

アカウントの開設に必要な情報を入力する

お名前や住所、連絡先等の必要な情報を入力します。

入力した情報を確認してアカウントを開設する

入力した情報に誤りが無い事を確認してアカウントを開設します。

アカウントの開設の完了

入力したメールアドレスにログインIDが通知されます。引き続き申請手続き等の業務を行う場合は航空機運航情報処理システムにログインします。

航空機運航情報処理システムを利用される方が「個人」の場合と「企業・団体（法人）」の場合によって、入力する項目が異なります。

アカウント開設後の登録手続きを「個人」として行う場合は個人のアカウントを、「企業・団体（法人）」の場合は法人のアカウントを開設してください。

※アカウント登録時の入力補助として、個人アカウントではマイナンバーカード、法人アカウントではgBizIDが利用可能です。

02.アカウントの開設に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
アカウントを開設する方の情報	- 氏名 - フリガナ - 住所 - 生年月日 - 電話番号 - メールアドレス	- 法人番号 - 企業・団体名 - 代表者氏名 - 本店又は主たる事務所の所在地 - 担当者所属 - 担当者氏名 - 国/地域 - 担当者電話番号 - 担当者メールアドレス
その他 ※入力補助として マイナンバーカード、 gBizIDを使用される 場合	- マイナンバーカード - マイナンバーカードのICチップ内の券面情報を読み取るためのカードリーダー又はスマートフォン	gBizID (プライム、メンバー、エントリー)

※マイナンバーカードやgBizIDと連携しなくてもアカウントは開設可能です。

03.アカウントの開設【航空機運航情報処理システムの利用規約に同意する】 1/2

トップページからアカウントを開設するページに進みます。



個人のアカウントを開設する場合は
個人の方の
アカウント開設
を、法人のアカウントを
開設する場合は
企業・団体の方の
アカウント開設
を押します。

03.アカウントの開設【航空機運航情報処理システムの利用規約に同意する】 2/2



**国土交通省**

**AOPS**
Aircraft Operation Processing System

マニュアル

よくある質問

ログイン

利用規約

利用規約をよく読み、ご理解（ご同意）いただいた方は、「次へ進む（理解しました）」ボタンを押してください。

利用規約

最後までスクロールして、利用規約の内容をご確認ください。

(2) その他航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な情報等

2. 申請書の利用環境におけるメールアドレス等の設定及び通達環境等の理由により電子メールが受信できない場合、システム提供者は一切の責任を負わないものとする。

(通達方法及び電報)

第 1.6 条

1. この規約には、日本法が適用されるものとする。

2. 本システムの利用に際してシステム提供者と申請者間に生じるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とする。

附 則(令和 6 年10月 1 日)

この規約は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する

☒ 利用規約を理解しました。

戻る

次へ進む（理解しました）

次に利用規約のページが開きます。アカウントを開設するには利用規約への同意が必要です。利用規約をご確認のうえ、同意する場合はチェックボックスにチェックを付けて

次へ進む（理解しました）

を押します。

04.アカウントの開設【アカウントの開設に必要な情報を入力する（個人）】

アカウント開設のページで必要事項を入力します。必要事項を全て入力したら、「確認」ボタンを押し、確認ページに進みます。



The screenshot shows the 'アカウント開設' (Account Creation) page. It features a header with the title and a large stylized '22' logo. Below the header is a button labeled 'マイナンバーカード情報連携'. The main form area contains several input fields, some of which are highlighted with red boxes and numbered callouts:

- ① 氏名 (Name): A text input field.
- ② フリガナ (Kana): A text input field.
- ③ 電話番号 (Phone Number): A text input field with a dropdown for country/region and a plus sign for international dialing.
- ④ パスワード (Password): Two text input fields, one for the password and one for confirmation.

Other fields include '住所' (Address) with a dropdown for country/region and a text input for the address, and 'メールアドレス' (Email Address) with a text input and a confirmation field. At the bottom are buttons for '戻る' (Back) and '確認' (Confirm).

【個人のアカウントを開設する場合】

マイナンバーカードの登録情報を利用した入力補助をご利用の場合は、「マイナンバーカード情報連携」ボタンを押し、マイナンバーカードの券面情報の読み取りに進んでください。

マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法については[「06.マイナンバーカードの券面情報を読み取る」](#)のページをご確認ください。

①氏名は「氏」と「名」の間に全角スペース又は半角スペースを入力してください。

②フリガナは全角カタカナ、全角スペース又は半角スペース、記号（－、・、～）が使用可能です。

③電話番号は－（ハイフン）を除いて入力してください。

④パスワードは以下の条件にて設定をお願いします。
また、推察されやすい氏名や生年月日などの組み合わせはお控え下さい。

- ・英字（A～Z・a～z）、数字（0～9）、記号（＋－＊／＝．，；；’`@！＃\$％？＆|～^（）[]{}<>_）を使用し、8文字以上32文字以下のパスワードを入力してください。

必要事項を全て入力したら、

確認

を押し、確認ページに進みます。

04.アカウントの開設【アカウントの開設に必要な情報を入力する（法人）】

アカウント開設のページで必要事項を入力します。必要事項を全て入力したら、「確認」ボタンを押し、確認ページに進みます。

アカウント開設

gBizID連携

法人番号

企業・団体名

① 代表者氏名

本店又は主たる事務所の所在地 国/地域 選択してください。 都道府県

担当者連絡先 所属

① 氏名

② 国/地域 選択してください。 +

メールアドレス

メールアドレス（確認用）

③ パスワード

パスワード（確認用）

戻る 確認

【法人のアカウントを開設する場合】

gBizIDの登録情報を利用した入力補助をご利用の場合は、「gBizID 連携」ボタンを押すとgBizID認証に進むためのダイアログ画面が開きます。画面の説明に従ってgBizID認証に進んでください。

gBizID認証をする方法については、[「09.gBizIDによる認証の流れ」](#)のページをご確認ください。

法人番号や代表者氏名のほか航空機運航情報処理システムを担当する方の所属、氏名、国/地域、電話番号、メールアドレスを入力します。必ず連絡のとれる 電話番号、メールアドレスを入力してください。

- ①代表者氏名、担当者氏名は「氏」と「名」の間に全角スペース又は半角スペースを入力してください。
- ②担当者の連絡先（電話番号）は－（ハイフン）を除いて入力してください。
- ③パスワードは以下の条件にて設定をお願いします。
また、推察されやすい氏名や生年月日などの組み合わせはお控え下さい。

・英字（A～Z・a～z）、数字（0～9）、記号（+ - * / = . , ; ' ` @ ! # \$ % ? & | ~ ^ () [] { } < > _）を使用し、8文字以上32文字以下のパスワードを入力してください。

必要事項を全て入力したら、

確認

を押し、確認ページに進みます。

05. アカウントの開設【入力した情報を確認してアカウントを開設する】

入力したアカウントの情報を確認し、間違いが無ければ「開設する」ボタンを押します。

アカウント情報確認

法人番号	00000000000119
企業・団体名	●●株式会社
代表者氏名	●● ●●
本店又は主たる事務所の所在地	日本 東京都 ●● ●●
担当者連絡先：所属	●●部 ●●課
担当者連絡先：氏名	●● ●●
担当者連絡先：電話番号	+81 0312345678
メールアドレス	Mail@example.com
パスワード	●●●●●●●●

[修正](#)[開設する](#)



完了画面

アカウントを開設しました。

[トップページへ](#)

アカウントが開設されると、アカウント開設完了のページが開き、設定したメールアドレスにログインIDが送付されます。パスワードは通知されませんので、ご自身にて設定したパスワードを管理ください。

引き続き新規申請等の手続きを行うには、トップページからログインいただく必要があります。

06. マイナンバーカードの券面情報を読み取る

航空機運航情報処理システムでは個人のアカウントで手続きされる際にマイナンバーカードの登録情報による入力補助ができます。本マニュアルでは、その際のマイナンバーカードの券面情報を読み取る方法について解説します。

マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法は、ご使用されるデバイスに応じて下記のパターンが用意されています。各パターンの詳細な手順を次ページ以降に記載しています。

- [パソコンで申請し、ICカードリーダーで読み取る（ICカードリーダー認証）](#)
- [パソコンで申請し、スマートフォンで読み取る（2次元バーコード認証）](#)

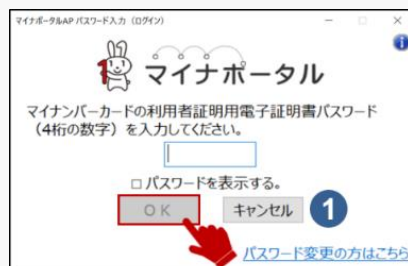
07. マイナンバーカードの券面情報を読み取る (パソコンで申請し、ICカードリーダーで読み取る)

マイナンバーカードのICチップ内の券面情報をICカードリーダーで読み取るにはパソコンにマイナポータルAP（アプリ）をインストールする必要があります。お使いのパソコンにインストールをされていない方や、インストールをされてからしばらく時間が経過している方は、インストール及びアップデートの手順をご確認のうえ、事前にご準備をお願いします。

事前準備の手順は[マイナポータル](#)の操作マニュアル「[2章 マイナポータルを利用するには（ICカードリーダーを使ったログインの準備）](#)」をご覧ください。

※リンクを押すと外部サイトが開きます。

【Windowsの画面】



【読み取り手順】

1. ICカードリーダーが端末に接続されていることをご確認ください。
各手続きの順序に従って、ICカードリーダー認証を開始してください。
2. 手続きのページの指示に従って、数字4桁の暗証番号もしくは英数字6～16桁の暗証番号を入力して「OK」ボタンを押してください。
3. マイナンバーカードの券面情報の読み取りが完了すると、次の画面に移動します。

- ※ 数字4桁の暗証番号とは、市区町村窓口で申請者様自身が設定した暗証番号（利用者証明用電子証明書パスワード、および、券面事項入力補助用パスワード）です。3回間違えるとロックがかかり、サービスが一時的にご利用できなくなります。
- ※ 英数字6～16桁の暗証番号とは、マイナンバーカードを市区町村の窓口で受け取った際に申請者様自身が設定した署名用電子証明書のパスワードです。5回間違えるとロックがかかり、サービスが一時的にご利用できなくなります。
- ※ ロック解除には、市区町村窓口で手続きが必要になります。

08. マイナンバーカードの券面情報を読み取る (パソコンで申請し、スマートフォンで読み取る)

スマートフォンで読み取りを行うには、スマートフォンにマイナポータルAP（アプリ）をインストールする必要があります。お使いのスマートフォンにインストールをされていない方は、インストール及びアップデートの手順をご確認のうえ、事前にご準備をお願いします。事前準備の手順は[マイナポータルの操作マニュアル「2章 マイナポータルを利用するには（2次元バーコードを使ったログインの準備）」](#)をご覧ください。

※リンクを押すと外部サイトが開きます。

【読み取り手順】



1. 手続きのページの指示に従ってパソコンに2次元バーコードを表示します。
2. スマートフォンでマイナポータルAP（アプリ）を起動します。
3. アプリの画面右下の2次元バーコードのマークを押します。
4. 「バーコード読取」を押して、2次元バーコードを読み取ります。
5. 数字4桁の暗証番号もしくは英数字6～16桁の暗証番号を入力して「OK」ボタンを押します（マイナンバーカードの券面情報の読み取りが完了すると、次の画面に移動します。）
6. スマートフォンにマイナンバーカードをかざします。

- ※ 数字4桁の暗証番号とは、市区町村窓口で申請者様自身が設定した暗証番号（利用者証明用電子証明書パスワード、および、券面事項入力補助用パスワード）です。3回間違えるとロックがかかり、サービスが一時的にご利用できなくなります。
- ※ 英数字6～16桁の暗証番号とは、マイナンバーカードを市区町村の窓口で受け取った際に申請者様自身が設定した署名用電子証明書のパスワードです。5回間違えるとロックがかかり、サービスが一時的にご利用できなくなります。
- ※ ロック解除には、市区町村窓口で手続が必要になります。

09.gBizIDによる認証の流れ

アカウント開設

??

gBizID連携

法人番号

企業・団体名

代表者氏名

本店又は主たる事務所の所在地

国/地域 選択してください。 都道府県 -

①「gBizID認証」をクリック

gBizID

【外部システム】
【同一タブ】

ログイン

アカウントID
(メールアドレス)

パスワード

ログイン

① パスワードを忘れた方はこちら
② アカウントを持っていない方はこちら

▲ ページ先頭へ

②gBizIDのアカウントID、パスワードを入力してログイン

gBizID

【外部システム】
【同一タブ】

ワンタイムパスワード入力

SMSを送信しました。
SMSに記載されているワンタイムパスワードを1時間以内に入力して下さい。
期限内に入力されなかった場合、はじめからやり直していただく必要があります。

アカウントID

ワンタイムパスワード

OK

▲ ページ先頭へ

③SMSで送信されたワンタイムパスワードを入力

アカウント開設

??

gBizID連携

法人番号

企業・団体名

代表者氏名

本店又は主たる事務所の所在地

国/地域 日本/Japan 都道府県 東京都

④認証完了

10. アカウント情報の変更

アカウントの情報を変更します。

アカウント情報の変更開始



航空機運航情報処理システムにログインする

トップページ右上のログインボタンからログインをします。



アカウントの情報を変更する

アカウント情報を変更するページを開き、情報を変更します。



入力した情報を確認して変更を確定する

確認ページで変更内容を確認し、変更を確定します。



アカウント情報の変更完了

アカウント情報の変更が完了し、登録されているメールアドレスにメールが通知されます。

法人のアカウントを開設する際にgBizIDとの連携を行った方は、情報を変更する際にgBizIDをもう一度読み取る必要があります。
※担当者の情報は手動で変更できます。

gBizIDによる認証の方法については
[「09.gBizIDによる認証の流れ」](#)のページをご確認ください。方法についてご確認いただけましたら、gBizIDをご準備のうえアカウントの確認・変更にお進みください。

11. アカウント情報の変更に必要なもの

手続きで必要なものは個人や法人、手続きの内容によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
変更するアカウント の情報	<u>下記のアカウント情報の中で変更が必要なもの</u> - 氏名 - フリガナ - 住所 - 生年月日 - 電話番号 - メールアドレス	<u>下記のアカウント情報の中で変更が必要なもの</u> - 法人番号 - 企業・団体名 - 代表者氏名 - 本店又は主たる事務所の所在地 - 担当者所属 - 担当者氏名 - 国/地域 - 担当者電話番号 - 担当者メールアドレス
その他 ※入力補助として マイナンバーカード、 gBizIDを使用される 場合	- マイナンバーカード - マイナンバーカードのICチップ内の券面情報を 読み取るためのカードリーダー又はスマートフォ ン	gBizID (プライム、メンバー、エントリー)

※マイナンバーカードやgBizIDと連携しなくてもアカウントは開設可能です。

12. アカウント情報の変更【航空機運航情報処理システムにログインする】



トップページの右上の **ログイン** を選択し、ログインページに進みます。



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、**ログイン** を押します。
ログインに成功すると、メインメニューに遷移するので、その後アカウント確認・変更にお進みください。

13. アカウント情報の変更【アカウントの情報を変更する（個人）】



The screenshot shows the AOPS (Airport Operations Processing System) web interface. At the top, there is a header with the国土交通省 (Ministry of Land, Infrastructure, and Transport) logo, the AOPS logo, and navigation links for マニュアル (Manual) and よくある質問 (Frequently Asked Questions). A user profile icon shows the name "●● ●●さん". A red box highlights the "アカウントの確認・変更" (Check/Change Account) button in the top right corner. Below the header, a blue arrow points down to the main content area. The main content area has a title "アカウント情報を変更する手続き" (Procedure for Changing Account Information) and a large "???" placeholder. Below the title, there is a button labeled "マイナンバーカード情報連携" (Link My Number Card Information). The form contains several input fields: 氏名 (Name), フリガナ (Kana), 住所 (Address) with dropdowns for 国/地域 (Country/Region) and 都道府県 (Prefecture), 生年月日 (Date of Birth) with year, month, and day dropdowns, 電話番号 (Phone Number) with a dropdown for 国/地域 and a text field for the number, メールアドレス (Email Address), メールアドレス (確認用) (Email Address (Confirmation)), パスワード (Password), and パスワード (確認用) (Password (Confirmation)). At the bottom left is a button labeled "戻る" (Back), and at the bottom right is a button labeled "確認" (Confirm).

アカウント名のボタンを押して

アカウントの確認・変更 を選択します。

アカウント情報を変更するページが開きます。

アカウントの情報を変更し、パスワードを入力の上、
確認 を押します。

変更内容を確認するページに進みます。

マイナンバーカードの登録情報を利用した入力補助をご利用の場合は、
マイナンバーカード情報連携 を押し、
マイナンバーカードの券面情報の読み取りに進んでください。

マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法については
[「06.マイナンバーカードの券面情報を読み取る」](#)のページを
ご確認ください。

13. アカウント情報の変更【アカウントの情報を変更する（法人）】



The screenshot shows the AOPS (Airport Operations Processing System) interface. At the top, there's a header with the国土交通省 (Ministry of Land, Infrastructure, and Transport) logo, the AOPS logo, and navigation links like 'マニュアル' (Manual) and 'よくある質問' (Frequently Asked Questions). A user profile dropdown shows '●● ●●さん' and a link to 'アカウントの確認・変更' (Check/Change Account), which is highlighted with a red box. Below this, a blue arrow points down to the main content area titled 'アカウント情報を変更する手続き' (Procedure for Changing Account Information). A large '??' is placed over the title. On the left, there's a sidebar with a 'gBizID連携' (gBizID Linkage) button. The main form contains fields for: 法人番号 (Corporate Number: 0000000000119), 企業・団体名 (Company/Institution Name: ●●株式会社), 代表者氏名 (Representative Name: ●● ●●), 本店又は主たる事務所の所在地 (Head Office or Main Office Location: 国/地域: 日本/Japan, 都道府県: 東京都), 担当者連絡先 (Contact Information: 所属: ●●部 ●●課, 氏名: ●● ●●, 国/地域: 日本/Japan, 電話番号: +81 0312345678), メールアドレス (Email Address: Mail@example.com), メールアドレス (確認用) (Email Address (Confirmation): Mail@example.com), パスワード (Password: ●●●●●●), and パスワード (確認用) (Password (Confirmation): ●●●●●●). At the bottom, there are two buttons: '戻る' (Back) and '確認' (Confirm).

アカウント名のボタンを押して

アカウントの確認・変更 を選択します。

アカウント情報を変更するページが開きます。

アカウントの情報を変更し、パスワードを入力の上、
確認 を押します。

変更内容を確認するページに進みます。

gBizIDの登録情報を利用した入力補助をご利用の場合は、
gBizID連携 を押すとgBizID認証に進むための
ダイアログ画面が開きます。
画面の説明に従ってgBizID認証に進んでください。

gBizID認証をする方法については、
[「09.gBizIDによる認証の流れ」](#)のページをご確認ください。

14. アカウント情報の変更【入力情報を確認してアカウントを変更する】

アカウント変更確認

22

法人番号	00000000000119
企業・団体名	●●株式会社
代表者氏名	●● ●●
本店又は主たる事務所の所在地	日本 東京都 ●● ●●
担当者連絡先：所属	●●部 ●●課
担当者連絡先：氏名	●● ●●
担当者連絡先：電話番号	+81 0312345678
メールアドレス	Mail@example.com
パスワード	●●●●●●●●

修正変更する



手続き完了

アカウント変更が完了しました。
あなたへアカウントの変更完了通知をメールにて送信しております。
なお、メールアドレスの変更を行っている場合、変更前のメールアドレスにも送信しておりますので、併せてご確認ください。

アカウントの変更内容を確認し、誤りがなければ
変更するを押します。

以上でアカウントの変更は完了です。
登録されているメールアドレスに
アカウント変更の通知が送られます。

なお、メールアドレスを変更した場合は、
変更前のメールアドレスと変更後のメールアドレス
の両方にアカウント変更の通知が送られます。

各手続きに関する説明 1/2

本システムにおいて、「手続き種別」を以下のとおり定義しています。

手続き種別	概要
新規申請（新規届出）	新規に申請、届出を行います。 ※申請を行う前に、航空機情報、操縦者情報、同乗者情報を登録してください。 ※飛行場以外の場所における離着陸（法第79条ただし書許可申請）を行う場合には、予め離着陸場所の情報を登録してください。 ※書面やメール等で手続きを行っていた申請等について、本システムから初めて申請・届出を行う場合には、「新規申請（新規届出）」から手続きを行ってください。 その場合、「その他参考となる事項」等に過去の申請番号（申請日）や許可番号（許可日）などの情報を記載してください。 ※過去の申請を複写（引用）して新規申請（届出）を行うことができます。
変更申請（変更届出）	許可書の交付後や届出受理後に、現在有効な申請や届出の内容等を変更し、改めて手続きを行います。 ※申請・届出行為を行う場所の追加、変更を行う場合には、「新規申請（新規届出）」などから別途申請してください。 ※変更申請時の飛行終了日は、元となる許可申請（届出）の飛行終了日と同一日となります。詳細はこちらを参照してください。

各手続きに関する説明 2/2

本システムにおいて、「手続き種別」を以下のとおり定義しています。

手続き種別	概要
継続申請／再申請 (継続届出／再届出)	過去に許可された申請等の飛行期間を更新し、再度手続きを行います。 ※飛行期間の更新にあわせて、元の許可申請の内容を一部変更することが可能です。 ※継続申請／再申請等で申請可能な飛行期間はこちらを参照してください。 ※過去に許可・届出実績のない場所で申請・届出行為を行う場合には、 「新規申請（新規届出）」から申請してください。 【継続申請／届出】過去に許可を受けた申請等の飛行期間を継続するための 手続きを行います。 【再申請／届出】過去に許可を受けた申請等について、別の飛行期間（飛行期間 が継続していない場合を指す。）で再度手続きを行います。
口頭許可後の手続き（災害時等）	災害時等において口頭による手続きを行い許可等を受けた後の、申請等手続きを行います。 ※申請を行う前に、航空機情報、操縦者情報、同乗者情報を登録してください。 ※飛行場以外の場所における離着陸（法第79条ただし書許可申請）を行う場合 には、予め離着陸場所の情報を登録してください。

新規申請

目次

- 01.新規申請（届出）の流れ
- 02.新規申請【新規申請（届出）を選択する】
- 03.新規申請【手続きを行う申請等（法第79条、法第81条、法第89条）を選択する】
- 04.新規申請【基本情報を入力する】
- 05.新規申請【法第79条 離着陸の場所を選択する】
- 06.新規申請【法第79条 申請情報（離着陸の場所以外）を入力する】
- 07.新規申請【法第81条 申請情報を入力する】
- 08.新規申請【法第89条 届出情報を入力する】
- 09.新規申請【操縦者情報を選択する】

目次

- 10.新規申請【航空機情報を選択する】
- 11.新規申請【同乗者情報を選択する】
- 12.新規申請【申請（届出）情報を確認する】
- 13.新規申請【提出完了のメールを確認する】

01.新規申請（届出）の流れ 1/2

本システムで新規申請（届出）する場合の流れは以下の通りです。

各種マスタ管理情報を登録します。

申請に必要な航空機情報、操縦者情報、同乗者情報（法第81条の場合）、離着陸場所の情報（法第79条の場合）を予め登録します。

新規申請（届出）の手続きを開始

新規申請（届出）を選択する

メインメニューで「新規申請（新規届出）」のボタンを選択し、ダイアログで「新規申請」ボタンを選択します。

手続きを行う申請等（法第79条、法第81条、法第89条）を選択する

対象の条文、航空機の種類、行為を行おうとする場所、申請先（届出先）を選択します。

基本情報を入力する ※法人の場合
基本情報を入力する ※個人の場合

申請者情報、飛行計画の概要を入力します。

※法第79条選択時のみ入力

法第79条 離着陸の場所を選択する

マスタ管理画面で登録した一覧から、申請する離着陸の場所を選択します。

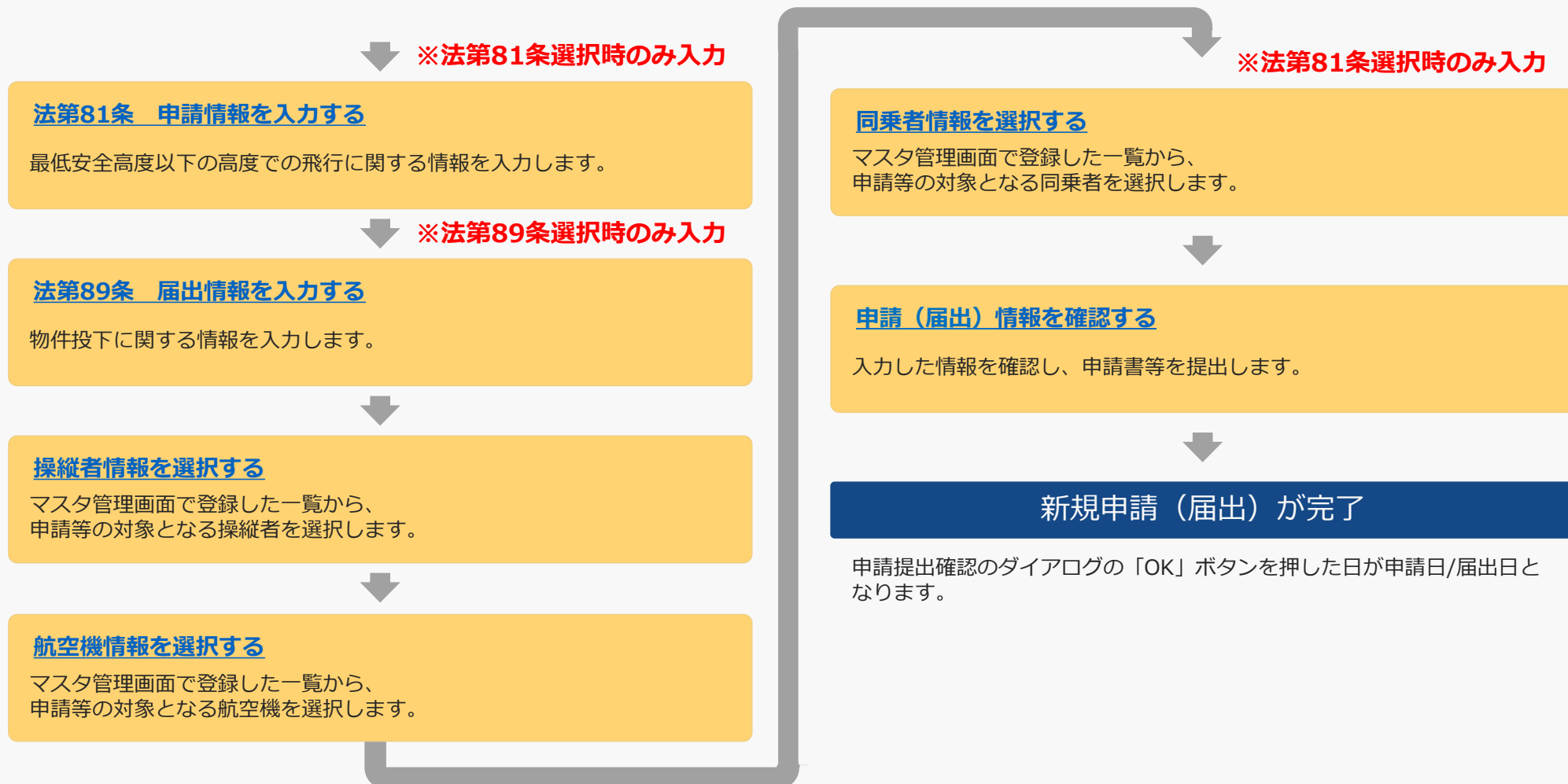
※法第79条選択時のみ入力

法第79条 申請情報（離着陸の場所以外）を入力する

空港等以外の場所における離着陸に関する情報を入力します。

01.新規申請（届出）の流れ 2/2

本システムで新規申請（届出）する場合の流れは以下の通りです。（続き）



02.新規申請【新規申請（届出）を選択する】

※申請に必要な航空機情報、操縦者情報、同乗者情報（法第81条の場合）、離着陸場所の情報（法第79条の場合）はあらかじめ各種マスタ管理情報を登録する必要があります。



The screenshot shows the AOPS (Airport Operation Processing System) Main Menu. At the top, there's a header with the AOPS logo and navigation links like 'マニュアル' (Manual) and 'よくある質問' (FAQ). Below the header, the title 'メインメニュー' (Main Menu) is displayed. The main content area contains four buttons: '新規申請（新規届出）' (New Application (New Filing)), '継続申請／再申請（継続届出／再届出）' (Continuation Application / Re-application (Continuation Filing / Re-filing)), '変更申請（変更届出）' (Change Application (Change Filing)), and '口頭許可後の手続き（災害時等）' (Procedure after Oral Permission (Disaster, etc.)). The '新規申請（新規届出）' button is highlighted with a red box and a circled '1'.

- ①メインメニュー画面の、
[申請書（届出書）を作成する]の見出しの
中にある **新規申請（新規届出）** を押します。

- ②「新規申請」ボタンと「複写」ボタンの
ダイアログで **新規申請** を押します。

「複写」ボタンでは、過去の申請等を引用して新規申請等を行うことができます。
複写による申請等を行う場合は、[こちら](#)を参照してください。



The screenshot shows a dialog box titled '新規申請を行う場合はこちら' (Click here to apply for a new application). It contains two buttons: '新規申請' (New Application) and '複写' (Copy). The '新規申請' button is highlighted with a red box and a circled '2'.

申請手続きを選択する画面が開きます。

03.新規申請【手続きを行う申請等（法第79条、法第81条、法第89条）を選択する】 1/2

申請・届出を行う手続き、航空機の種類、行為を行おうとする場所、申請先・届出先を選択します。

手続きを行う申請の選択

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

手続きを行う申請・届出場所、申請先を選択してください。

申請手続きを選択してください

☐ 飛行場以外の場所における離着陸（航空法第79条ただし書の規定による申請）
☐ 最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）
☐ 物件投下（航空法第89条ただし書の規定による届出）

申請・届出を行う航空機の種類を選択してください

☐ 飛行機
☐ 回転翼航空機

申請行為・届出行為を行おうとする場所を選択してください（いずれか1つ）

☐ 東日本（領海上を含む）
（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）
☐ 西日本（領海上を含む）
（富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
☐ 公海上

※東日本、西日本、公海上にまたがる場合はそれぞれについて手続きを行ってください。

①申請・届出を行う手続きを選択します。
一個の飛行について、複数の許可等に係る条文の適用がある場合、複数選択することができます。

②申請・届出を行う航空機の種類を選択します。
航空機の種類は複数選択することができます。

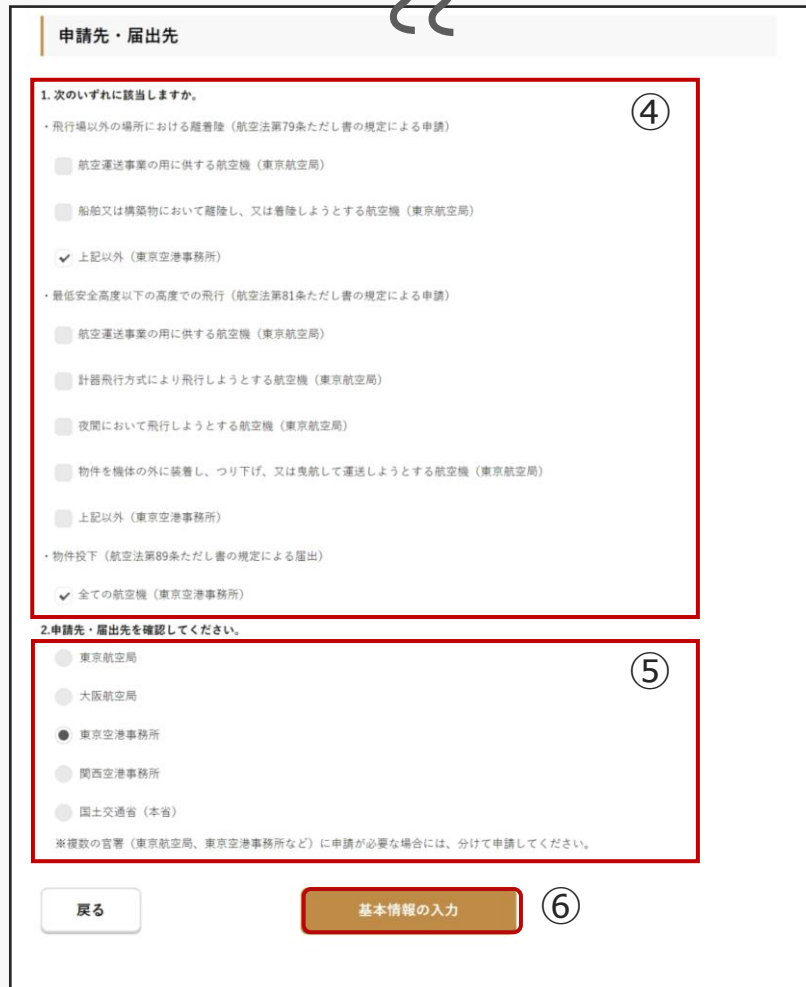
③申請行為・届出行為を行おうとする場所を以下のいずれかから選択します。

- ・東日本(領海上を含む)
- ・西日本(領海上を含む)
- ・公海上

※東日本、西日本、公海上にまたがる場合はそれぞれについて手続きを行ってください。

03.新規申請【手続きを行う申請等（法第79条、法第81条、法第89条）を選択する】 2/2

申請・届出を行う手続き、航空機の種類、行為を行おうとする場所、申請先・届出先を選択します。（続き）



申請先・届出先

1. 次のいずれに該当しますか。 ④

・飛行場以外の場所における離着陸（航空法第79条ただし書の規定による申請）

☐ 航空運送事業の用に供する航空機（東京航空局）

☐ 船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする航空機（東京航空局）

☒ 上記以外（東京空港事務所）

・最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）

☐ 航空運送事業の用に供する航空機（東京航空局）

☐ 計器飛行方式により飛行しようとする航空機（東京航空局）

☐ 夜間において飛行しようとする航空機（東京航空局）

☐ 物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする航空機（東京航空局）

☐ 上記以外（東京空港事務所）

・物件投下（航空法第89条ただし書の規定による届出）

☒ 全ての航空機（東京空港事務所）

2. 申請先・届出先を確認してください。 ⑤

☐ 東京航空局

☐ 大阪航空局

☒ 東京空港事務所

☐ 関西空港事務所

☐ 国土交通省（本省）

※複数の官署（東京航空局、東京空港事務所など）に申請が必要な場合には、分けて申請してください。

戻る 基本情報の入力 ⑥

④該当する航空機を選択します。

（③で「公海上」を選択した場合には、⑤に進んでください。）

※複数の官署（例：東京航空局・東京空港事務所）にまとめて申請等することはできません。それぞれの官署に手続きを行ってください。

※申請行為・届出行為を行おうとする場所で

「東日本（領海上を含む）」を選択した場合は、東京航空局又は東京空港事務所が、「西日本（領海上を含む）」を選択した場合は、大阪航空局又は関西空港事務所が表示されます。

※申請行為・届出行為を行おうとする場所で「公海上」を選択した場合は、申請先・届出先として国土交通省（本省）が自動で選択されます。

⑤申請行為・届出行為を行おうとする場所で選択した場所

及び④の選択に応じた申請（届出）先が自動で表示されますので正しいか確認してください。

⑥入力内容に間違いがないことを確認のうえ、

基本情報の入力 を押してください。

▼
[基本情報入力] 画面が開きます。

04.新規申請【基本情報を入力する】1/4

【法人の場合】申請者情報、飛行計画の概要を入力します。

基本情報、飛行計画の概要の入力

STEP 01 手続き選択 **STEP 02 基本情報入力** STEP 03 申請別情報入力 STEP 04 申請情報確認 STEP 05 申請提出

航空機の飛行日時と申請を行う申請者の情報を入力してください。

申請者情報

申請者の文書管理番号（任意） ①
*事業者独自で定められている番号があれば入力をお願いいたします。

法人番号 ②

企業・団体名

代表者氏名

本店又は主たる事務所の所在地 国/地域 都道府県

担当連絡先 所属 氏名

国/地域 +81 312345678

メールアドレス

緊急に連絡を要する場合の連絡先及び電話番号 ☒ 上記の氏名及び連絡先電話番号と同じ ☐ 上記以外 ③

※個人の方は

[04.新規申請【基本情報を入力する】3/4～4/4](#)を参照してください。

申請者情報を入力します。

①申請書の文書管理番号がある場合は、こちらに記載します。（任意）

②入力に際し、ログイン中のアカウント情報から、法人番号、企業・団体名、代表者氏名、本店又は主たる事務所の所在地、担当者連絡先が自動入力されます。

※本画面でgBizID連携を行っている方のアカウント情報は自動入力され、[基本情報、飛行計画概要入力]画面にて、修正することはできません。修正が必要な場合は、gBizIDにてアカウント情報を変更の上、申請手続きを行うようにしてください。アカウント情報を修正するにあたり、申請情報の一時保存を行う場合は、[こちら](#)を参照してください。

③緊急時の連絡先について、担当者連絡先（氏名及び電話番号）と異なる場合は「上記以外」を選択し、緊急時に連絡が可能な連絡先（氏名及び電話番号）を記載してください。

04.新規申請【基本情報を入力する】2/4

【法人の場合】申請者情報、飛行計画の概要を入力します。（続き）

飛行計画の概要を入力します。

※各入力欄は最大500文字まで入力できます。

④飛行目的を入力してください。

⑤飛行期間・飛行時間、飛行経路を入力してください。なお、飛行の時間帯に夜間が含まれる場合は、「夜間を含む」を必ず選択してください。

※飛行時間については、日によって異なる場合は最も広い時間帯を選択・入力のうえ、備考欄に詳細を記載してください。

(例：飛行期間内に終日飛行する日が1日でもある場合は「終日」を選択し、備考欄に「〇/〇～〇/〇までは〇時～〇時、□/□～□/□までは□時～□時」と記載する)

※離着陸場所の申請（法第79条ただし書の申請）について、複数の離着陸場での離着陸を申請する場合、

離着陸場によって離着陸の時間が

異なる場合 には、離着陸の時間帯が最も広い離着陸場を考慮した飛行時間を選択・入力のうえ、備考欄に詳細を記載してください。

(例：「終日」で離着陸する離着陸場と「日出～日没」で離着陸する

離着陸場がある場合には、「終日」を選択し、

備考欄に「離着陸場によって離着陸の時間が異なります。」と記載する)

⑥入力が完了したら、画面下部中央に表示されているボタンを押してください。

※表示されるボタン名は手続きを行う条文により異なります。

➤ 法第79条の手続きを含む場合は、

79条申請情報の入力
(離着陸場所の選択)

が表示されます。

➤ 法第79条の手続きを含まず、法第81条の手続きが含まれる場合は、

81条申請情報の入力

が表示されます。

➤ 法第89条の手続きのみの場合は、

89条申請情報の入力

が表示されます。



04.新規申請【基本情報を入力する】3/4

【個人の場合】申請者情報、飛行計画の概要を入力します。

※法人の方は

[04.新規申請【基本情報を入力する】1/4～2/4](#)を参照してください。

申請者情報を入力します。

- ①入力に際し、ログイン中のアカウント情報として、氏名、フリガナ、住所、連絡先が自動入力されます。初期入力された内容は修正することもできます。
※フリガナは全角カタカナ、全角スペース又は半角スペース、記号（－、・、～）が使用可能です。

- ②緊急時の連絡先について、申請者の氏名及び連絡先と異なる場合は「上記以外」を選択し、緊急時に連絡が可能な連絡先（氏名及び電話番号）を記載してください。

- ③申請書の文書管理番号がある場合は、こちらに記載します。（任意）

基本情報、飛行計画の概要の入力

STEP 01 手続き選択 **STEP 02 基本情報入力** STEP 03 申請別情報入力 STEP 04 申請情報確認 STEP 05 申請提出

航空機の飛行日時と申請を行う申請者の情報を入力してください。

申請者情報

氏名		①
フリガナ		
住所	国/地域 日本/Japan 都道府県 東京都 	
連絡先	国/地域 日本/Japan +81 99912345678 メールアドレス Aops.test.applicant1@hmi.ntdata.co.jp	
緊急に連絡を要する場合の 連絡先及び電話番号	☒ 上記の氏名及び連絡先電話番号と同じ ☐ 上記以外	②
申請書の文書管理番号（任意）	③	

*申請書に申請者側の文書番号を付す場合は、こちらに記載願います。

04.新規申請【基本情報を入力する】4/4

【個人の場合】申請者情報、飛行計画の概要を入力します。(続き)

飛行計画の概要を入力します。

※各入力欄は最大500文字まで入力できます。



④飛行目的を入力してください。

⑤飛行期間・飛行時間、飛行経路を入力してください。なお、飛行の時間帯に夜間が含まれる場合は、「夜間を含む」を必ず選択してください。

※飛行時間については、日によって異なる場合は最も広い時間帯を選択・入力のうえ、備考欄に詳細を記載してください。

(例：飛行期間内に終日飛行する日が1日でもある場合は「終日」を選択し、備考欄に「〇/〇～〇/〇までは〇時～〇時、□/□～□/□までは□時～□時」と記載する)

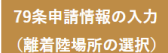
※離着陸場所の申請（法第79条ただし書の申請）について、複数の離着陸場での離着陸を申請する場合で、離着陸場によって離着陸の時間が異なる場合には、離着陸の時間帯が最も広い離着陸場を考慮した飛行時間を選択・入力のうえ、備考欄に詳細を記載してください。

(例：「終日」で離着陸する離着陸場と「日出～日没」で離着陸する離着陸場がある場合には、「終日」を選択し、備考欄に「離着陸場によって離着陸の時間が異なります。」と記載する)

⑥入力が完了したら、画面下部中央に表示されているボタンを押してください。

※表示されるボタン名は手続きを行う条文により異なります。

➤ 法第79条の手続きを含む場合は、

が表示されます。

➤ 法第79条の手続きを含まず、法第81条の手続きが含まれる場合は、

が表示されます。

➤ 法第89条の手続きのみの場合は、

が表示されます。

05.新規申請【法第79条 離着陸の場所を選択する】

マスタ管理画面で登録した一覧から、申請する離着陸の場所を選択します。
※離着陸の場所はマスタ管理画面で予め登録することが必要です。

離着陸場所の選択

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

「空港等以外の場所における離着陸の許可申請」において申請する離着陸の場所を選択してください。

法第79条 空港等以外の場所における離着陸の許可申請

場外地ID

名称

住所

種別

①

選択してください

検索

☐ 全てを選択

③

場外地ID	名称	住所	種別	離着陸の時間帯	灯火施設
☒ 000001	瀬峰場外離着陸場	宮城県栗原市	建築物以外の構築物（特殊地域）	09時00分～18時00分	風向灯 境界灯
☐ 000004	瀬峰場外離着陸場	宮城県栗原市	建築物（路線）	10時00分～17時00分	風向灯 境界灯

1 2 3 4

戻る

79条申請情報の入力
(続き)

④

一覧には、マスタ管理画面で登録した全ての情報が表示されます。
なお、離着陸の場所が21件以上ある場合は、複数ページで表示されます。

- ①離着陸の場所を検索する場合には、
「場外地ID」、「名称」、「住所」、「種別」などを入力して
「検索」ボタンを押すと、該当する離着陸の場所が表示されます。
※「名称」、「住所」は、部分一致検索が可能です。
※②でチェックをつけた後に **検索** を押しても、
既につけたチェックは維持されます。
- ②申請する離着陸の場所の左端の口にチェックをつけてください。
※本画面で離着陸の場所の追加や離着陸場所情報の変更はできません。
追加等が必要な場合はマスタ管理画面で追加・変更登録した上で手続きをおこなってください。離着陸の場所を追加・変更するにあたり、
申請情報の一時保存を行う場合は、[こちら](#)を参照してください。
- ③「全てを選択」をチェックすると、画面に表示されている
全ての離着陸の場所が選択されます。
※複数ページある場合は、「全てを選択」をチェックしても、
画面に表示されていない離着陸の場所は選択されません。
- ④申請する全ての離着陸の場所にチェックをつけたら、
**79条申請情報の入力
(続き)** を押してください。
法第79条 申請別情報を入力する画面が開きます。

06.新規申請【法第79条 申請情報（離着陸の場所以外）を入力する】 1/5

空港等以外の場所における離着陸に関する情報を入力します。

申請別情報の入力

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

「空港等以外の場所における離着陸の許可申請」に関する情報を入力してください。

法第79条 空港等以外の場所における離着陸の許可申請

離着陸の期間

2025/01/08 ~ 2025/01/19

①

離着陸地帯等の図

以下の資料を添付してください。また、離着陸地帯等に関する基準は、[こちらのページ](#)の許可等基準を参照してください。

- ・離着陸地帯（特定の方向に向かって行う航空機の離着陸又は着陸の用に供するために設けられる離着陸場内の区域）等の実測図
- ・離着陸地帯の最近の路面の状況（てん庄及び堅地の程度、横断及び縦断こう配、凹凸及びき裂の有無、土質等）を示す図
- ・進入区域、転移表面の投影図及び場周飛行を行う範囲内の障害物の位置及び高さ並びに人又は家屋の密集の程度を示す図
- ・灯火施設の配置図、灯光や光度等が確認できる資料

添付ファイル1

選択

※選択されていません

②

添付ファイル2

添付ファイル.pdf

削除

③

添付ファイル3

選択

※選択されていません

添付ファイル4

選択

※選択されていません

添付ファイル5

選択

※選択されていません

離着陸の理由

④

- ①【離着陸の期間】には、【基本情報入力】画面で入力した【飛行計画の概要/飛行期間】が自動反映されます。内容に間違いがないことを確認してください。
※修正が必要な場合は、戻るで【基本情報入力】画面へ戻り【飛行計画の概要/飛行期間】を修正してください。

- ② **選択**を押して、以下の図、資料を添付してください。
その他申請に関する資料がある場合もこちらに添付してください。それぞれ分けて添付する、または、まとめて1つのファイルにして添付する、のいずれも可能です。
- ・離着陸地帯等の実測図
 - ・離着陸地帯の最近の路面の状況を示す図
 - ・進入区域、転移表面の投影図及び場周飛行を行う範囲内の障害物の位置及び高さ並びに人又は家屋の密集の程度を示す図
 - ・灯火施設の配置図、灯光や光度等が確認できる資料

※同じファイル名のファイルは添付できません。
※添付可能なファイルの拡張子は"jpg","jpeg","png","pdf"です。
※ファイル名の最大文字数は45文字です。
※1申請あたりの最大合計ファイル容量は80MBです。
（他の条文の添付ファイルも含みます。また、個々のファイル容量の最大値も80MBですが、その場合、添付は1つに限られます。）
※添付可能なファイル数の上限は5つです。

- ③添付ファイルを変更したい場合は **削除** にて削除して再度ファイルを選択してください。

- ④【離着陸の理由】について、空欄に入力してください。
※最大500文字まで入力できます。

06.新規申請【法第79条 申請情報（離着陸の場所以外）を入力する】2/5

空港等以外の場所における離着陸に関する情報を入力します。（続き）

22

事故を防止するための措置

☐ 離着陸地帯及びその近傍であって、地上の障害となるおそれのある範囲内は、人の立入りを禁止します。

☐ 離着陸地帯の短辺近くの入域内は、できる限り人又は物件等が存在しない状態とします。

⑤

● 多数の人が参集するおそれがありますか。

☐ いいえ

☒ はい

☒ 警備員を配置します。

☐ 以下の措置を講じます。

● 離着陸地帯には横断道路がありますか。又は離着陸地帯の短辺に近接して道路がありますか。

☐ いいえ

☒ はい

☒ 離着陸の際、通行止めを行います。

☐ 離着陸の際、以下の措置を講じます。

● 離着陸場の近辺に病院、学校等がありますか。

☐ いいえ

☒ はい

☒ 風向その他の事由でやむを得ないときを除き、これらの近辺の上空における飛行を避けます。

● 多数の航空機が同時に同一離着陸場を使用しますか。

☐ いいえ

☒ はい

☒ 離着陸の順序、時期、場周飛行の方法及び係留場所について各航空機使用者間で十分に具体的な打ち合わせを行います。

☐ その他、事故を防止するために以下の措置を講じます。（自由入力）

⑥

⑦

22

事故を防止するための措置を入力します。

⑤該当する項目をチェックしてください。

⑥該当する項目（はい・いいえ）を選択してください。「はい」を選択した場合は具体的な措置の内容を入力又はチェックしてください。

⑦上記⑤、⑥以外に講じた事故を防止するための措置を講じる場合は、こちらに入力してください。
※各入力欄は最大500文字まで入力できます。

06.新規申請【法第79条 申請情報（離着陸の場所以外）を入力する】 3/5

空港等以外の場所における離着陸に関する情報を入力します。（続き）

その他参考となる事項

- ☒ 離着陸場の使用について、土地所有者又は管理者の許可承諾を得ています。（自らの土地を使用する場合を含む）
- 防災対応離着陸場における離着陸の場合、以下の要件を満たしているかをご確認ください。
 - ☒ 災害時における緊急輸送活動のための物資、人員等の輸送又はそのための訓練であること。
 - ☒ 地面効果外ホバリング重量の95%以下の重量で運航すること。
 - ☒ 操縦士の資格は、定期運送用操縦士又は事業用操縦士であること。
- 標識等の設置について（回転翼航空機）
 - ☐ 離着陸地帯の境界を示す標識を設置します。 ⑧
 - 上記の標識については以下の理由から設置が困難です。
 - ・ 設置できない標識
 -
 - ・ 設置できない理由
 -
- 防災対応離着陸場においては、離着陸地帯の境界を示す標識、接地帯標識を設置します。 ⑧
 - 上記の標識については以下の理由から設置が困難です。
 - ・ 設置できない標識
 -
 - ・ 設置できない理由
 -
- 風向指示器の設置について
 - ☐ 離着陸地帯の近傍に風向指示器を設置します。
 - 風向指示器については以下の理由から設置が困難であるため、以下の代替措置を講じます。
 - ・ 設置できない理由
 -
 - ・ 代替措置
 -
- 附帯施設の設置について（建築物（一般）の場合）

その他参考となる事項を入力します。

画面に沿って該当する項目を選択または入力してください。

※申請する航空機の種類や離着陸の場所の種別等、

これまでの選択内容によって表示される内容は異なります。

左の画面イメージでは、

以下のとおり選択した場合の画面表示を例示しています。

■ [手続き選択] 画面で

「回転翼航空機」、「東京空港事務所」を選択

■ [離着陸場所の選択] 画面で、「建築物（一般）」及び

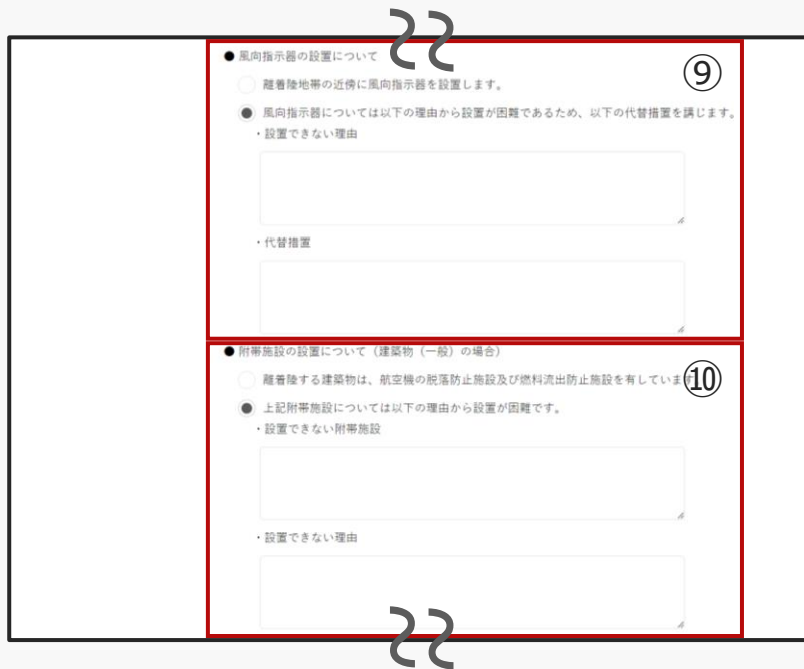
「地上（防災対応）」に該当する離着陸の場所を選択

⑧「標識等の設置」について、設置することが困難である場合は、設置できない標識及びその理由を入力してください。

※各入力欄は最大500文字まで入力できます。

06.新規申請【法第79条 申請情報（離着陸の場所以外）を入力する】 4/5

空港等以外の場所における離着陸に関する情報を入力します。（続き）



その他参考となる事項を入力します。（前頁からの続き）
画面に沿って該当する項目を選択または入力してください。
※各入力欄は最大500文字まで入力できます。

⑨「風向指示器の設置」について、
設置することが困難である場合は、
設置できない理由及び代替措置を入力してください。

⑩「附帯施設の設置」について、設置することが困難である場合は、
設置できない附帯施設及びその理由を入力してください。
※申請する航空機の種類や離着陸の場所の種別等、
これまでの選択内容によって表示される内容は異なります。
左の画面イメージでは、
「離着陸場所の選択」画面で、「建築物（一般）」に
該当する離着陸の場所を含んで
選択した場合の画面表示を例示しています。

06.新規申請【法第79条 申請情報（離着陸の場所以外）を入力する】 5/5

空港等以外の場所における離着陸に関する情報を入力します。（続き）

22

●離着陸場所は自然環境保全法及び自然公園法に基づく航空機の着陸規制地域に該当しますか。

☒ いいえ

☐ はい

●飛行させる航空機は自家用航空機（超軽運動力機を除く）ですか。

☒ いいえ

☐ はい

●灯火施設

☐ 夜間に離着陸する場合には、配置、灯光等、光度等の基準を満たすように設置します。 ⑪

灯火施設に関する基準は [こちら](#)

☐ 灯火施設について、緊急に点灯する必要がある場合を除き、着陸予定時刻の1時間前に点灯の準備をし、当該着陸予定時刻の少なくとも10分前に点灯します。また、離陸した時は離陸後少なくとも5分間は点灯を継続します。

●包括許可（回転翼航空機に関する事項）

申請された飛行期間は3ヶ月～6ヶ月に該当するため、以下の全ての要件を満たす必要があります。 ⑫

☐ 当該離着陸場において6ヶ月以上の許可実績があり、その間安全上の問題を生じていません。

☐ 同一の飛行目的、かつ、同一場所において離着陸を行います。

☐ 使用前に、現況点検表を用いて申請時から状況の変化がないことを確認します。

☐ 許可期間内であっても申請時から状況の変化があった場合には速やかに報告し、改めて申請します。

上記以外に参考となる事項があれば、こちらに記載してください。 ⑬

戻る

操縦者情報の選択 ⑭

その他参考となる事項を入力します。（前頁からの続き）
画面に沿って該当する項目を選択または入力してください。
※申請する航空機の種類や離着陸の場所の種別等、
これまでの選択内容によって表示される内容は異なります。

⑪「灯火施設」について、[離着陸場所の選択]画面にて離着陸の時間帯に「終日」又は「夜間を含む」が設定された離着陸場が選択されている場合のみ表示されます。

⑫許可期間が「包括的な許可」に該当する場合、航空機の種類や飛行期間に応じた要件が表示されます。

※左の画面イメージでは、回転翼航空機の場合であって、飛行期間が3ヶ月を超え6ヶ月を限度とする場合の画面表示を例示しています。

⑬その他、補足事項があれば入力してください。（任意）
※最大500文字まで入力できます。

⑭入力が完了したら画面下部中央に表示されているボタンを押してください。
※表示されるボタン名は手続きを行う条文により異なります。

- 法第81条の手続きを含む場合は、**81条申請情報の入力** が表示されます。
- 法第81条の手続きを含まず、法第89条の手続きが含まれる場合は、**89条申請情報の入力** が表示されます。
- 法第81条及び89条の手続きを含まない場合には、**操縦者情報の選択** が表示されます。

07.新規申請【法第81条 申請情報を入力する】 1/3

最低安全高度以下の高度での飛行に関する情報を入力します。



①「低空飛行を行う経路」について、「都道府県」を選択し、その右の欄には、番地を含まない市区町村までの住所を入力してください。詳細な場所は添付ファイルとして飛行経路の図面等で補足してください。領海上又は公海上の場合はそれぞれ該当するものを選択し、その右の欄におおよその場所（「〇〇県沖合」等）を入力してください。なお、低空飛行を行う場所が同じ市区町村内で複数ある場合は、市区町村内の実施場所の合計を入力のうえ、詳細な場所は飛行経路の図面等で補足することも可能です。※各入力欄は最大200文字まで入力できます。

②「低空飛行を行う高度」について、入力してください。（高度幅がある場合は下限値と上限値について入力してください。）※単位は「m」「f t」いずれかの選択が可能です。

③「備考欄」は、飛行機や回転翼航空機で飛行高度が異なる場合など、補足事項がある場合に必要に応じて記載してください。（例：高度について、飛行機は〇～〇m、回転翼航空機は〇～〇m）

④複数の場所（市区町村）において低空飛行を申請する場合には、**追加入力**を押してください。※最大200件まで登録可能です。

07.新規申請【法第81条 申請情報を入力する】2/3

最低安全高度以下の高度での飛行に関する情報を入力します。（続き）



飛行経路の図面等 ①

以下事項を記載した図面を添付してください。

- ・経路上の飛行高度
- ・飛行経路を実施する地点又は地域
- ・利用可能な不時着地点及び低空飛行実施場所から当該不時着地点に至るまでの間における障害物並びに人又は家屋の密集の程度を示す図

添付ファイル1 選択 ※選択されていません ⑤

添付ファイル2 添付ファイル.pdf 削除 ⑥

添付ファイル3 選択 ※選択されていません

添付ファイル4 選択 ※選択されていません

添付ファイル5 選択 ※選択されていません

低空飛行を行う理由 ⑦

※作業方法、特殊機器（カメラ等）の使用等により低空飛行が不要な場合は申請対象外となります。

- ☐ 農薬剤・融雪剤の散布
- ☐ 送電線監視
- ☐ 撮影
- ☐ 物件投下
- ☐ 捜索救助訓練
- ☐ 地勢調査
- ☐ その他

- ⑤ 選択 を押して、以下の図、資料を添付してください。
その他申請に関する資料がある場合もこちらに添付してください。
それぞれ分けて添付する、または、
まとめて1つのファイルにして添付する、のいずれも可能です。

- ・経路上の飛行高度
- ・飛行経路を実施する地点又は地域
- ・利用可能な不時着地点及び低空飛行実施場所から当該不時着地点に至るまでの間における障害物並びに人又は家屋の密集の程度を示す図

- ⑥ 添付ファイルを変更したい場合は 削除 にて
削除して再度ファイルを選択してください。

※同じファイル名のファイルは添付できません。
※添付可能なファイルの拡張子は“jpg”、“jpeg”、“png”、“pdf”です。
※ファイル名の最大文字数は45文字です。
※1申請あたりの最大合計ファイル容量は80MBです。
（他の条文の添付ファイルも含みます。また、個々のファイル容量の最大値も80MBですが、その場合、添付は1つに限られます。）
※添付可能なファイル数の上限は5つです。

- ⑦ 「低空飛行を行う理由」について、該当する項目を選択してください。
該当する項目がない場合は「その他」を選択し、
その右の欄に入力してください。
※各入力欄は最大500文字まで入力できます。

07.新規申請【法第81条 申請情報を入力する】3/3

最低安全高度以下の高度での飛行に関する情報を入力します。（続き）

その他参考となる事項

☐ 低空飛行は次のいずれにも該当しません。

①石油コンビナート地帯上空の飛行
②原子力関係施設上空の飛行
③重要文化財指定建造物上空の飛行
④回転翼航空機による人又は家屋の密集地域上空における高度400フィート以下での対気速度毎時30マイル以下の飛行

☐ 緊急の際に不時着陸を行わざるを得ない場合に地上又は水上の人又は物件に危険を与えることなく不時着陸できる経路、高度を選定します。

● 競馬場、野球場、その他の競技場等において競技等の開催中にこれらの上空で低空飛行を行いますか。

☐ いいえ
☒ はい

☐ 主催者側の承諾を得ています。

● 多数の航空機が同一場所で同時に低空飛行を行う、又は行う可能性がありますか。

☐ いいえ
☒ はい

☐ 関係隣接士間において各航空機間の間隔、進入、旋回及び離脱の方法等について十分な調整を行います。

● 航空運送事業者または航空機使用事業者の申請であって、かつ、人員のつり上げ・つり下げを伴う輸送を行いますか。

☐ いいえ
☒ はい

☐ 運航規程等並行規則に定める当該輸送の要件に基づき運航規程等を定めており、かつ、同要件に従って運航を行います。

● 臨時許可

申請された飛行期間は16日～3ヶ月に該当するため、以下の全ての要件を満たす必要があります。⑧

☐ 許可基準に規定された事項について状況変化が少ないことを確認しています。
許可基準はこちらのページの許可等基準を参照してください。

☐ 同一の飛行目的により、同一地域において低空飛行を行います。

☐ 飛行前に申請時から状況の変化がないことを確認します。

☐ 許可期間内であっても申請時から状況の変化があった場合には速やかに報告し、改めて申請を行います。

上記以外に参考となる事項があれば、こちらに記載してください。⑨

戻る

操縦者情報の選択 ⑩

その他参考となる事項を入力します。

画面に沿って該当する項目を選択または入力してください。

※申請する航空機の種類や離着陸の場所の種別等、これまでの選択内容によって表示される内容は異なります。

⑧許可期間が「包括的な許可」に該当する場合、飛行期間に応じた要件が表示されます。

※左の画面イメージでは、飛行期間が15日を超え3ヶ月を限度とする場合の画面表示を例示しています。

⑨その他、補足事項があれば入力してください。（任意）
※最大500文字まで入力できます。

⑩入力が完了したら画面下部中央に表示されているボタンを押してください。
※表示されるボタン名は手続きを行う条文により異なります。

➤ 法第89条の手続きを含む場合は、

89条申請情報の入力 が表示されます。

➤ 法第89条を含まない場合には、

操縦者情報の選択 が表示されます。

08.新規申請【法第89条 届出情報を入力する】 1/3

物件投下に関する情報を入力します。



画面に沿って必要事項を選択または入力してください。
※各入力欄は、最大200文字まで入力できます。

- ①「物件投下の目的」について入力してください。
- ②「投下物件の概要」について、[名称][形状(規格)][重量]を入力してください。投下物件が複数ある場合は **追加入力** を押して追加してください。入力フォームが切り替わり、投下物件の情報を追加することができます。
※最大200件まで登録可能です。
- ③「投下場所」について、「都道府県」を選択し、その右の欄には市区町村以下、番地を含めて住所を入力してください。
※法第81条申請と異なり、法第89条届出に際しては番地まで記載してください。
領海上又は公海上の場合はそれぞれ該当するものを選択し、その右の欄におおよその場所（「〇〇県沖合」等）を入力してください。
- ④「投下を行う高度」について、入力してください。
(高度幅がある場合は下限値と上限値について入力してください。)
※単位は「m」「f t」いずれかの選択が可能です。
- ⑤「備考欄」は飛行機や回転翼航空機で飛行高度が異なる場合など、補足事項がある場合に必要に応じて記載してください。
(例：高度について、飛行機は〇～〇m、回転翼航空機は〇～〇m)
- ⑥複数の場所において物件投下を行う場合は、**追加入力** を押してください。入力フォームが切り替わり、物件投下場所の情報を追加することができます。
※最大200件まで登録可能です。

08.新規申請【法第89条 届出情報を入力する】 2/3

物件投下に関する情報を入力します。（続き）



- ⑦ **選択** を押して、以下の図、資料を添付してください。
その他届出に関する資料がある場合もこちらに添付してください。
それぞれ分けて添付する、
または、まとめて1つのファイルにして
添付する、のいずれも可能です。

- ・ 投下地点又は投下地帯及びその周辺の人又は家屋の密集の程度を示す図
- ・ （必要に応じ）物件の概要図

- ⑧ 添付ファイル変更したい場合は **削除** にて
削除して再度ファイルを選択してください。

※同じファイル名のファイルは添付できません。
※添付可能なファイルの拡張子は"jpg","jpeg","png","pdf"です。
※ファイル名の最大文字数は45文字です。
※1申請あたりの最大合計ファイル容量は80MBです。
（他の条文の添付ファイルも含みます。また、個々のファイル容量の
最大値も80MBですが、その場合、添付は1つに限られます。）
※添付可能なファイル数の上限は5つです。

- ⑨ 「地上又は水上の人又は物件に対する危害予防措置」について、
画面に沿って該当する項目を選択または入力してください。

08.新規申請【法第89条 届出情報を入力する】 3/3

物件投下に関する情報を入力します。（続き）

22

●落下傘付物件を投下しますか。

☐ いいえ

☒ はい

☐ 落下傘が開かない場合又はつりひもが切れた場合においても地上の物件等に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのないよう措置します。

●撒面剤等を投下しますか。

☐ いいえ

☒ はい

商品名

薬品名

☐ 危害予防のための措置を講じます。

※措置の内容を以下に記載ください

⑩

その他参考となる事項

●包括届出

届出期間は16日～1ヶ月に該当するため、以下の全ての要件を満たす必要があります。

☐ 投下方法、投下場所等の状況の変化が少ないことを確認しています。

☐ 届出期間内であっても届出時から状況の変化があった場合には改めて届出します。

上記以外に参考となる事項があれば、こちらに記載してください。

⑪

⑫

戻る

操縦者情報の選択

⑬

⑩「地上又は水上の人又は物件に対する危害予防措置」（続き）
画面に沿って該当する項目を選択または入力してください。
※各入力欄は最大200文字まで入力できます。

「その他参考となる事項」を入力します。
画面に沿って該当する項目を選択または入力してください。

⑪届出期間が「包括的な届出」に該当する場合、
航空機の種類や飛行期間に応じた要件が表示されます。
※左の画面イメージでは、飛行期間が15日を超え
1ヶ月を限度とする場合の画面表示を例示しています。

⑫その他、補足事項があれば入力してください。（任意）
※最大500文字まで入力できます。

⑬入力が完了したら **操縦者情報の選択** を押してください。
操縦者情報を選択する画面が表示されます。

09.新規申請【操縦者情報を選択する】

マスタ管理画面で登録した一覧から、申請等の対象となる操縦者を選択します。

操縦者情報の選択

STEP 01 手続き選択 STEP 02 基本情報入力 **STEP 03 申請別情報入力** STEP 04 申請情報確認 STEP 05 申請提出

機体を選択する操縦者情報を選択してください。

操縦者氏名 所有資格 技能証明番号 ③

選択してください

検索

② 全てを選択

	操縦者氏名	所有資格	技能証明番号	限定事項
① ☒	●● ●●	定期	123000001	0000000010
☐	●● ●●	事業用	123000002	0000000011

1 2 ▶▶

戻る 航空機情報の選択 ④

一覧には、マスタ管理画面で登録した全ての情報が表示されます。
なお、操縦者情報が21件以上ある場合は、複数ページで表示されます。

- ① 申請する操縦者の左端の口にチェックをつけてください。
※本画面で操縦者を追加することはできません。
追加が必要な場合はマスタ管理画面で登録した上で
手続きをおこなってください。操縦者情報を追加するにあたり、
申請情報の一時保存を行う場合は、[こちら](#)を参照してください。
- ② 「全てを選択」をチェックすると、画面に表示されている
全ての操縦者が選択されます。
※複数ページある場合は、「全てを選択」をチェックしても、
画面に表示されていない操縦者は選択されません。
- ③ 操縦者を検索する場合には、「操縦者氏名」、「所有資格」などを
入力して **検索** を押すと、該当する操縦者が表示されます。
※部分一致検索が可能です。
※チェックをつけた操縦者は「検索」ボタンを
押してもチェックされた状態が維持されます。
- ④ 申請する全ての操縦者を選択した後、
航空機情報の選択 を押してください。
航空機情報を選択する画面が表示されます。

10.新規申請【航空機情報を選択する】

マスタ管理画面で登録した一覧から、申請等の対象となる航空機を選択します。

航空機情報の選択

STEP 01 手続き選択 STEP 02 基本情報入力 **STEP 03 申請別情報入力** STEP 04 申請情報確認 STEP 05 申請提出

飛行させる航空機情報を選択してください。

型式名

国籍・登録記号

③

検索

全てを選択 ②

	型式名	国籍・登録記号
☒ ①	HP記載機E（滑空機）	0000000011
☐	HP記載機F1（回転翼マルチ）	0000000012

1 2 ▶ ▶▶

戻る

同乗者情報の選択 ④

一覧には、マスタ管理画面で登録した全ての情報が表示されます。
なお、航空機情報が21件以上ある場合は、複数ページで表示されます。

- ①申請する航空機の左端の口チェックをつけてください。
※本画面で航空機を追加することはできません。
追加が必要な場合はマスタ管理画面で登録した上で手続きをおこなってください。
航空機情報を追加するにあたり、申請情報の一時保存を行う場合は、[こちら](#)を参照してください。
- ②「全てを選択」をチェックすると、画面に表示されている全ての航空機が選択されます。
※複数ページある場合は、「全てを選択」をチェックしても、画面に表示されていない航空機は選択されません。
- ③航空機を検索する場合には、「型式名」または「国籍・登録記号」を入力して **検索** を押すと、該当する航空機が表示されます。
※部分一致検索が可能です。
※チェックをつけた航空機は「検索」ボタンを押してもチェックされた状態が維持されます。
- ④申請する全ての航空機を選択した後、画面下部中央にあるボタンを押してください。
 - 法第81条を含む手続きの場合は、**同乗者情報の選択** が表示されます。
 - 法第81条の手続きを含まない場合は、**入力情報の確認** が表示されます。

11.新規申請【同乗者情報を選択する】

マスタ管理画面で登録した一覧から、申請等の対象となる同乗者を選択します。



同乗者情報の選択

STEP 01 手続き選択 STEP 02 基本情報入力 STEP 03 申請別情報入力 STEP 04 申請情報確認 STEP 05 申請提出

機体に同乗する同乗者の情報を選択してください。

同乗者氏名 同乗の目的 ③

検索

全てを選択 ②

	同乗者氏名	同乗の目的
①	● ●	補助のため
	● ●	教助のため

1 2 > >>

戻る 入力情報の確認 ④

一覧には、マスタ管理画面で登録した全ての情報が表示されます。
なお、同乗者情報が21件以上ある場合は、複数ページで表示されます。
※本画面は法第81条ただし書に係る手続きを行う場合のみ表示されます。

- ① 申請する同乗者の左端の口チェックをつけてください。
同乗者がいない場合にはチェック不要です。
※本画面で同乗者を追加することはできません。
追加が必要な場合はマスタ管理画面で登録した上で
手続きをおこなってください。
同乗者情報を追加するにあたり、
申請情報の一時保存を行う場合は、
[こちら](#)を参照してください。
- ② 「全てを選択」をチェックすると、画面に表示されている
全ての同乗者が選択されます。
※複数ページある場合は、「全てを選択」をチェックしても、
画面に表示されていない同乗者は選択されません。
- ③ 同乗者を検索する場合には、「同乗者氏名」または「同乗の目的」を
入力して「検索」ボタンを押すと、該当する同乗者が表示されます。
※部分一致検索が可能です。
※チェックをつけた同乗者は **検索** を押しても
チェックされた状態が維持されます。
- ④ 申請する全ての同乗者を選択した後、
入力情報の確認 を押してください。
入力した申請情報を確認する画面が表示されます。

12.新規申請【申請（届出）情報を確認する】1/2

入力した情報を確認し、申請書等を提出します。



申請（届出）情報の最終確認を行います。

- ①入力内容に誤りがある場合は各情報の右下にある
●●の修正 を押し、修正してください。

※ ●●の修正 ボタンを押下すると該当する各画面に移動します。
各画面にて入力内容の修正後に画面最下段中央のボタンで、
本画面まで画面を移動させてください。

- ②申請情報を一時的に保存したい場合、
一時保存 を押してください。

なお、一時保存した申請等を再度編集する場合は、
[こちら](#)を参照してください。

※申請手続き中に120分以上操作を中断（何も操作しない状態）
されると、手続きのやり直しが必要になります。

- ③入力内容に問題がなければ 申請提出 を
押してください。提出前の確認のための
ダイアログが表示されます。

※【申請情報確認】画面にて、PDF出力・印刷等の外部出力を
行うことはできません。ブラウザの印刷機能をご利用ください。

12.新規申請【申請（届出）情報を確認する】 2/2

入力した情報を確認し、申請書等を提出します。（続き）

申請／届出を行います。

※以下のOKボタンの押下日が「申請日／届出日」となります。

OK

キャンセル

OK を押した時点で「申請日/届出日」が自動付加され、申請先へ申請書等が提出されます。

申請提出完了

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

申請／届出の提出を行いました。

ご登録いただいたメールアドレスに、申請／届出の提出確認に関するメールを送付しました。

申請情報の確認
メインメニュー画面の「申請情報一覧」から確認できますので、必要に応じてご利用ください。

メニュー画面へ

申請書（届出書）の提出確認に関するメールが送付されます。

- 正常に受信した場合、提出が完了した旨のメールが届きます。
- 受信に失敗した場合、システムで受け付けることができなかった旨のエラーメールが届きます。

申請書（届出書）を提出した際には、提出確認に関するメールを確認してください。

※メール内容のイメージは、次スライドを参照ください。

正常に受信すると、申請先で記載事項など内容確認を行います。

13.新規申請【提出完了のメールを確認する】

提出確認に関するメールの内容を確認します。

➤ 正常に受信した場合

【航空機運航情報処理システム】申請・届出提出のお知らせ

 国土交通省航空局航空機運航情報処理システム <information@aops.mlit.go.jp>
宛先

※このメールは航空機運航情報処理システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

航空機運航情報処理システムをご利用いただきありがとうございます。

以下の申請・届出の提出が完了しました。
内容の確認が完了するまでお待ちください。

お心当たりが無い場合は以下の「よくある質問」からお問い合わせください。

■システム受付 No.
.

■申請・届出される手続名
79 条 / 81 条 / 89 条

■手続種別
新規申請

■申請先
国土交通省（本省）

➤ 受信に失敗した場合

【航空機運航情報処理システム】申請・届出受付エラーのお知らせ

 国土交通省航空局航空機運航情報処理システム <information@aops.mlit.go.jp>
宛先

※このメールは航空機運航情報処理システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

航空機運航情報処理システムをご利用いただきありがとうございます。

申請・届出を受領しましたが、以下の理由により申請・届出をシステムに登録することができませんでした。

- ・同じ許可・届出に対して、同時に複数の手続は行えません。申請中（届出中）の手続きが完了後に、申請・届出の手続きを行ってください。
- ・複数タブ / 複数ブラウザで操作された方は、データが破損した可能性があります。再度、申請・届出の手続きを行ってください。

上記理由に心当たりのない方は、予期せぬエラーが発生した可能性があります。
時間を置いて、再度お試しください。提出先官署までお問い合わせください。

■お問合せ番号

受信に失敗した理由として、大きく以下2点の原因が考えられます。

- 1.過去の同じ許可・届出に対して、重複した申請等を行っている
- 2.複数タブ、複数ブラウザで操作した

上記の原因にお心当たりがない場合、[「よくある質問」](#)に記載のお問い合わせ先まで、以下情報を添えてご連絡ください。

「ログインID」「メール受信日時」「メール記載のお問い合わせ番号」
「利用端末（OS）」「利用ブラウザ」

複写

目次

- 01.複写による新規申請（届出）の流れ
- 02.複写【複写を選択する】
- 03.複写【複写する申請（届出）を選択する】
- 04.複写【申請（届出）情報を修正する】
- 05.複写【申請（届出）情報を確認する】
- 06.複写【提出完了のメールを確認する】

01.複写による新規申請（届出）の流れ

本システムで複写による新規申請（届出）をする場合の流れは以下の通りです。

各種マスタ管理情報を登録します。

申請に必要な航空機情報、操縦者情報、同乗者情報（法第81条の場合）、離着陸場所の情報（法第79条の場合）を予め登録します。



複写による新規申請（届出）の手続きを開始



新規申請（届出）を選択する

メインメニューで「新規申請（新規届出）」のボタンを選択し、ダイアログで「複写」ボタンを選択します。



複写する申請（届出）を選択する

[申請情報一覧]から複写元となる申請（届出）を選択します。



申請（届出）情報を修正する

必要に応じ、各申請（届出）情報の入力画面で申請情報を修正します。



申請（届出）情報を確認する

入力した情報を確認し、申請書等を提出します。



複写による新規申請（届出）が完了

申請提出確認のダイアログの「OK」ボタンを押した日が申請日/届出日となります。

02.複写【複写を選択する】

※申請（届出）に必要な航空機情報、操縦者情報、同乗者情報（法第81条の場合）、離着陸場所の情報（法第79条の場合）はあらかじめ各種マスタ管理情報を登録する必要があります。



The screenshot shows the AOPS (Airport Operation Planning System) Main Menu. At the top, there's a header with the国土交通省 (Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism) logo, the AOPS logo, and navigation links for 'マニュアル' (Manual) and 'よくある質問' (Frequently Asked Questions). Below the header is a 'メインメニュー' (Main Menu) section. It contains four buttons: '新規申請（新規届出）' (New Application (New Filing)), '継続申請／再申請（継続届出／再届出）' (Continuation Application / Re-application (Continuation Filing / Re-filing)), '変更申請（変更届出）' (Change Application (Change Filing)), and '口頭許可後の手続き（災害時等）' (Procedure after Oral Permission (Disaster, etc.)). The '新規申請（新規届出）' button is highlighted with a red box and a circled '1'.

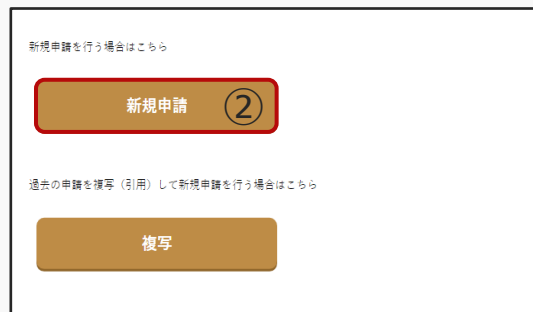
- ①メインメニュー画面の、
「申請書（届出書）を作成する」の見出しの中にある
「新規申請（新規届出）」を押します。



- ②「新規申請」ボタンと「複写」ボタンのダイアログで
「複写」を押します。



申請手続きを選択する画面が開きます。



The screenshot shows a dialog box titled '新規申請を行う場合はこちら' (If you want to apply for a new application, click here). It contains two buttons: '新規申請' (New Application) and '複写' (Copy). The '新規申請' button is highlighted with a red box and a circled '2'. Below the buttons, there is a link: '過去の申請を複写（引用）して新規申請を行う場合はこちら' (If you want to apply for a new application by copying (quoting) past applications, click here).

03.複写【複写する申請（届出）を選択する】

〔申請情報一覧〕から複写元となる申請（届出）を選択します。

申請情報一覧

申請・届出を行った一覧を表示します。手続名、申請先等の項目を選択・入力し検索いただくことで、絞り込むことができます。
各ボタンの機能は以下のとおりです。
「詳細」：申請の詳細を確認することができます。
「複写」：過去の申請情報を複写（引用）して新規申請を行うことができます。
「継続・再申請（継続・再届出）」：許可された申請や届出の飛行期間を更新し、再度申請等を行うことができます。
「変更申請（変更届出）」：許可された申請や届出の内容等を変更し、再度申請等を行うことができます。
「引戻し」：一度提出した申請や届出を引き戻すことができます（文書受付前に限ります）。
「再届出」：補正指示があった申請や引き戻した申請等について再提出できます。
「編集」：一時保存した申請や届出の編集を行うことができます。

手続名

種別

申請先（届出先）

手続状況

①

選択してください

選択してください

選択してください

選択してください

申請日（開始日）

申請日（終了日）

飛行期間（開始日）

飛行期間（終了日）

年 / 月 / 日

年 / 月 / 日

年 / 月 / 日

年 / 月 / 日

検索

システム受付 No	手続名	手続種別	申請先 （届出先）	申請日 （届出日）	飛行期間	手続状況	許可番号 （許可日）	詳細	追加手続き
AP2400000070	79条	新規申請	東京局		2024/04/15 ～ 2024/04/20	下書き保 存		③ 詳細	④ 編集
AP2400000086	79条 81条 89条	新規申請	国交省		2024/05/01 ～ 2024/05/30	下書き保 存		詳細	編集
AP2400000161	81条	新規申請	東京局		2024/04/24 ～ 2024/05/24	下書き保 存		詳細	編集

1 2 3 4

戻る

「複写」が可能な申請（届出）が表示されます。
なお、21件以上ある場合は、複数ページで表示されます。

- ①申請情報を検索する場合は、〔手続名〕、〔種別〕、〔申請先（届出先）〕、〔手続状況〕などを入力して **検索** を押すと、該当する申請情報が表示されます。

- ②「複写」元の申請（届出）の内容を確認する場合は、 **詳細** を押します。

- ③〔申請情報一覧〕から、「複写」元となる申請（届出）の **複写** を押します。

申請手続きを選択する画面が開きます。

※選択した申請（届出）の添付ファイルサイズが大きい場合、次の画面が表示されるまでに時間がかかることがあります。そのままお待ちください。

04.複写【申請（届出）情報を修正する】

必要に応じ、各申請（届出）情報の入力画面で申請情報を修正します。

手続きを行う申請の選択

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

手続きを行う申請・届出場所、申請先を選択してください。

申請手続きを選択してください

☐ 飛行場以外の場所における離着陸（航空法第79条ただし書の規定による申請）

☒ 最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）

☐ 物件投下（航空法第89条ただし書の規定による届出）

申請・届出を行う航空機の種類を選択してください

☐ 飛行機

☒ 回転翼航空機

申請行為・届出行為を行おうとする場所を選択してください（いずれか1つ）

☒ 東日本（領海上を含む）
（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）

☐ 西日本（領海上を含む）

戻る

基本情報の入力

〔申請情報一覧〕にて選択した、複写元の申請（届出）の情報を修正することができます。

※過去の入力情報がそのまま画面に反映されるため、申請者情報や飛行日時等の入力内容をご確認・修正の上、手続きを行ってください。

※万が一、複写後に誤って過去の申請をそのまま申請してしまった場合には、当該申請を取り下げるため、申請先へ速やかにご連絡ください。

各種入力画面（〔手続き選択〕画面→〔基本情報入力〕画面→〔申請別情報入力〕画面）の入力方法については、マニュアル「[新規申請](#)」と同様となります。
画面に沿って該当する項目を選択または入力（修正）してください。

05.複写【申請（届出）情報を確認する】 1/2

入力した情報を確認し、申請書等を提出します。

入力した申請情報の確認

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

入力した各情報を確認の上、「申請提出」ボタンを押してください。
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。
入力内容を一時保存したい場合は下部にある「一時保存」ボタンを押下してください。

手続き情報

手続き名

最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）

航空機の種類

回転翼航空機

申請先

東京空港事務所長

申請/届出

申請

①

手続き情報の修正

基本情報、飛行計画の概要

②

③

戻る

一時保存

申請提出

申請（届出）情報の最終確認を行います。

①入力内容に誤りがある場合は各情報の右下にある

●●の修正 を押し、修正してください。

※ ●●の修正 ボタンを押下すると該当する各画面に移動します。
各画面にて入力内容の修正後に画面最下段中央のボタンで、
本画面まで画面を移動させてください。

②申請情報を一時的に保存したい場合、

一時保存 を押してください。

なお、一時保存した申請等を再度編集する場合は、
[こちら](#)を参照してください。

③入力内容に問題がなければ 申請提出 を押してください。
提出前の確認のためのダイアログが表示されます。

05.複写【申請（届出）情報を確認する】 2/2

入力した情報を確認し、申請書等を提出します。（続き）

申請／届出を行います。
※以下のOKボタンの押下日が「申請日／届出日」となります。

OK キャンセル

OK を押した時点で「申請日／届出日」が自動付加され、申請先へ申請書等が提出されます。

申請提出完了

STEP 01 手続き選択 STEP 02 基本情報入力 STEP 03 申請別情報入力 STEP 04 申請情報確認 **STEP 05 申請提出**

申請／届出の提出を行いました。
ご登録いただいたメールアドレスに、申請／届出の提出確認に関するメールを送付しました。

申請情報の確認
メインメニュー画面の「申請情報一覧」から確認できますので、必要に応じてご利用ください。

メニュー画面へ

申請書（届出書）の提出確認に関するメールが送付されます。

- 正常に受信した場合、提出が完了した旨のメールが届きます。
- 受信に失敗した場合、システムで受け付けることができなかった旨のエラーメールが届きます。

申請書（届出書）を提出した際には、提出確認に関するメールを確認してください。
※メール内容のイメージは、次スライドを参照ください。

正常に受信すると、申請先で記載事項など内容確認を行います。

06.複写【提出完了のメールを確認する】

提出確認に関するメールの内容を確認します。

➤ 正常に受信した場合

【航空機運航情報処理システム】申請・届出提出のお知らせ

 国土交通省航空局航空機運航情報処理システム <information@aops.mlit.go.jp>
宛先

※このメールは航空機運航情報処理システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

航空機運航情報処理システムをご利用いただきありがとうございます。

以下の申請・届出の提出が完了しました。
内容の確認が完了するまでお待ちください。

お心当たりが無い場合は以下の「よくある質問」からお問い合わせください。

■システム受付 No.

■申請・届出される手続名
79 条 / 81 条 / 89 条

■手続種別
新規申請

■申請先
国土交通省（本省）

➤ 受信に失敗した場合

【航空機運航情報処理システム】申請・届出受付エラーのお知らせ

 国土交通省航空局航空機運航情報処理システム <information@aops.mlit.go.jp>
宛先

※このメールは航空機運航情報処理システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

航空機運航情報処理システムをご利用いただきありがとうございます。

申請・届出を受領しましたが、以下の理由により申請・届出をシステムに登録することができませんでした。

- ・同じ許可・届出に対して、同時に複数の手続は行えません。申請中（届出中）の手続きが完了後に、申請・届出の手続きを行ってください。
- ・複数タブ／複数ブラウザで操作された方は、データが破損した可能性があります。再度、申請・届出の手続きを行ってください。

上記理由に心当たりのない方は、予期せぬエラーが発生した可能性があります。
時間を置いて、再度お試しください。提出先官署までお問い合わせください。

■お問合せ番号

受信に失敗した理由として、大きく以下2点の原因が考えられます。

- 1.過去の同じ許可・届出に対して、重複した申請等を行っている
- 2.複数タブ、複数ブラウザで操作した

上記の原因にお心当たりがない場合、[「よくある質問」](#)に記載のお問い合わせ先まで、以下情報を添えてご連絡ください。

「ログインID」「メール受信日時」「メール記載のお問い合わせ番号」
「利用端末（OS）」「利用ブラウザ」

**継続申請・再申請
（継続届出・再届出）**

目次

- 01.継続申請・再申請（継続届出・再届出）の流れ
 - 02.継続申請・再申請（継続届出・再届出） 【継続申請・再申請（継続届出・再届出）を選択する】
 - 03.継続申請・再申請（継続届出・再届出）
【継続申請・再申請（継続届出・再届出）する申請（届出）を選択する】
 - 04.継続申請・再申請（継続届出・再届出） 【申請（届出）情報を修正する】
 - 05.継続申請・再申請（継続届出・再届出） 【申請（届出）情報を確認する】
 - 06.継続申請・再申請（継続届出・再届出） 【提出完了のメールを確認する】
- 【参考】 継続申請・再申請（継続届出・再届出）、変更申請（届出）を行う場合の飛行期間のイメージ

01.継続申請・再申請（継続届出・再届出）の流れ

本システムで継続・再申請（継続・再届出）する場合の流れは以下の通りです。

各種マスタ管理情報を確認します。

前回の申請から、航空機情報、操縦者情報、同乗者情報（法第81条の場合）、離着陸場所の情報※（法第79条の場合）に変更がないことを確認します。

航空機、操縦者、同乗者、離着陸場所の情報の変更については、手続き開始前に必ずマスタ管理情報から追加・変更登録を行ってください。

（各申請（届出）情報の入力画面から、これら情報を追加、修正することはできません。特に離着陸場所の情報については、離着陸の時間帯や夜間の有無について、最新の情報に修正のうえ手続きを行ってください。）

※過去に許可実績のない場所で離着陸を行う場合は、継続・再申請ではなく新規申請を行ってください。

※過去に申請で選択した航空機、操縦者、離着陸場所の情報を削除した場合は、ダイアログのチェックを追加で選択してください。

継続・再申請（継続・再届出）を開始

継続・再申請（継続・再届出）を選択する

メインメニューで「継続申請/再申請（継続届出/再届出）」ボタンを選択します。

継続・再申請（継続・再届出）をする申請（届出）を選択する

申請情報一覧から継続・再申請（継続・再届出）の元となる申請（届出）を選択し、変更する事項を選択します。

申請（届出）情報を修正する

必要に応じ、各申請（届出）情報の入力画面で申請情報を修正します。

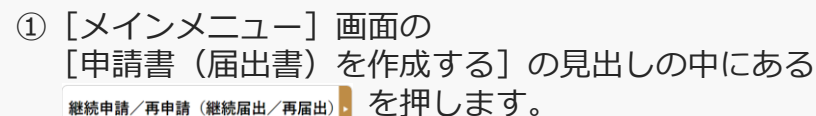
申請（届出）情報を確認する

入力した情報を確認し、申請書等を提出します。

継続・再申請（継続・再届出）が完了

申請提出確認のダイアログの「OK」ボタンを押した日が申請日/届出日となります。

※航空機情報、操縦者情報、同乗者情報（法第81条の場合）、離着陸場所の情報（法第79条の場合）に変更がある場合は、手続き開始前に必ず各種マスタ管理情報から追加・変更登録を行ってください。



「申請情報一覧」画面が開きます。

03.継続申請・再申請（継続届出・再届出）

【継続・再申請（継続・再届出）する申請（届出）を選択する】 1/4

【申請情報一覧】から継続・再申請（継続・再届出）の元となる申請（届出）を選択します。

申請情報一覧

申請・届出を行った一覧を表示します。手続名、申請先等の項目を選択・入力し検索いただくことで、絞り込むことができます。
各ボタンの機能は以下のとおりです。
「詳細」：申請の詳細を確認することができます。
「複写」：過去の申請情報を複写（引用）して新規申請を行うことができます。
「継続・再申請（継続・再届出）」：許可された申請や届出の飛行期間を更新し、再度申請等を行うことができます。
「変更申請（変更届出）」：許可された申請や届出の内容等を変更し、再度申請等を行うことができます。
「引き戻し」：一度提出した申請や届出を引き戻すことができます（文書受付前に戻ります）。
「再提出」：補正指示があった申請や引き戻した申請等について再提出できます。
「編集」：一時保存した申請や届出の編集を行うことができます。

手続名

種別

申請先（届出先）

手続状況

①

選択してください

選択してください

選択してください

選択してください

申請日（開始日）

申請日（終了日）

飛行期間（開始日）

飛行期間（終了日）

yyyy/mm/dd

yyyy/mm/dd

yyyy/mm/dd

yyyy/mm/dd

検索

システム受付 No	手続名	手続種別	申請先 （届出先）	申請日 （届出日）	飛行期間	手続状況	許可番 号 （許可 日）	詳細	追加手続き
AP2400000000	79条 81条 89条	新規申請	東京局	2024/11/01	2024/11/10 ～ 2024/11/15	手続完了		② 詳細	③ 継続・再申請 継続・再届出
AP2400000001	79条 81条 89条	新規申請	東京局	2024/11/01	2024/11/10 ～ 2024/11/15	手続完了		詳細	継続・再申請 継続・再届出
AP2400000002	79条 81条 89条	新規申請	東京局	2024/11/01	2024/11/10 ～ 2024/11/15	手続完了		詳細	継続・再申請 継続・再届出

1 2 3 4

戻る

「継続・再申請（継続・再届出）」が可能な申請（届出）が表示されます。

なお、21件以上ある場合は、複数ページで表示されます。

- ① 申請情報を検索する場合は、【手続名】、【種別】、【申請先（届出先）】、【手続状況】などを入力して **検索** を押すと、該当する申請情報が表示されます。

- ② 「継続・再申請」元の申請（届出）の内容を確認する場合は、**詳細** を押します。

- ③ 【申請情報一覧】から「継続・再申請」元となる申請（届出）の **継続・再申請** **継続・再届出** を押します。

元となる申請（届出）の内容から
変更する事項を選択するダイアログが表示されます。

※過去許可を得た複数の申請を統合する場合は、元となる申請（届出）を選択し、統合する申請内容をマニュアルで追加のうえ手続きを行ってください。なお、統合する申請の過去許可番号等を「その他参考となる事項」に記載してください。

03.継続申請・再申請（継続届出・再届出） 【継続・再申請（継続・再届出）する申請（届出）を選択する】2/4

元となる申請（届出）の内容から変更する事項を選択するダイアログが表示されます。

元の許可申請（届出）の内容から変更する事項を選択してください。
※過去に許可・届出実績のない場所で申請・届出行為を行う場合には、メインメニューの「新規申請（新規届出）」から申請してください。

☒ 飛行期間の更新

☐ 国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦士、同乗者の追加、変更

☐ 上記以外の変更

次へ

「継続・再申請」元の申請（届出）の内容から変更する事項を選択します。
以下の表を参考に、変更する事項を選択のうえ（複数選択可）、
次へを押してください。

申請手続きを選択する画面が開きます。

※過去に許可・届出実績のない場所で申請・届出行為を行う場合には、
メインメニューの「新規申請（新規届出）」から申請してください。

※選択した申請（届出）の添付ファイルサイズが大きい場合、
次の画面が表示されるまでに時間がかかることがあります。
そのままお待ちください。

変更する事項	チェックすることで 変更可能になる事項
飛行期間の更新	飛行期間 ※その他、飛行期間の変更に伴う軽微な修正や申請者情報の変更など、 申請内容の基本情報が変わらない範囲での修正が可能です。 ※夜間を含めた内容へ変更する場合は、「上記以外の変更」も選択してください。
国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、 操縦士、同乗者の追加、変更	操縦者情報、航空機情報、同乗者情報（法第81条選択時） ※異なる型式の航空機の追加を行う場合は、 「上記以外の変更」を選択するか、新規申請（新規届出）を行ってください。 ※元申請で選択した、離着陸場所情報を削除し0件となった場合は、 「上記以外の変更」を選択するか、新規申請（新規届出）を行ってください。
上記以外の変更	上記以外の事項を変更する場合、 及び過去許可を得た複数の申請を統合する場合には、こちらを選択してください。 ※過去に許可・届出実績のない場所で申請・届出行為を行う場合には、 新規申請（新規届出）を行ってください。 ※元申請で選択した、操縦者情報、航空機情報を削除し0件となった場合は、「国籍/登録記号（型式の追加、 変更を除く）、操縦士、同乗者の追加、変更」を選択するか、新規申請（新規届出）を行ってください。

03.継続申請・再申請（継続届出・再届出）

【継続・再申請（継続・再届出）する申請（届出）を選択する】3/4

元となる申請（届出）の内容から変更する事項を選択するダイアログが表示されます。（続き）

継続・再申請（届出）を行おうとする元申請から、操縦者情報、同乗者情報が変更されています。
操縦者情報の変更内容を維持して手続きを継続する場合は「国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦者、同乗者の追加、変更」をチェックのうえ、「次へ」ボタンを押下してください。

同乗者情報の変更内容を維持して手続きを継続する場合は「国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦者、同乗者の追加、変更」をチェックのうえ、「次へ」ボタンを押下してください。

手続きを中止する場合は「キャンセル」ボタンを押下してください。

※一度チェックした項目について、後からチェックを解除することはできません。

☒ 飛行期間の更新

☐ 国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦者、同乗者の追加、変更

☐ 上記以外の変更

次へ キャンセル

選択した元申請のマスタ管理情報と
継続・再申請（継続・再届出）を行う際のマスタ管理情報が異なる場合、エラーダイアログが表示されます。

※「申請種別」および変更する事項で
選択されている組み合わせに応じ、
エラーダイアログ表示される内容は異なります。

左の画面イメージでは、
以下のとおり選択した場合の画面表示を例示しています。

■元申請から、
操縦者情報マスタ、同乗者情報マスタが変更されている場合

④引き続き、継続・再申請（継続・再届出）の手続きを行う場合は、
左の表を参考にし、必要に応じて、
表のうち「エラーダイアログ表示」とされている項目については、
「申請可」となる「変更する事項」をチェックのうえ、
「次へ」ボタンを押してください。
（左の事例の場合、「国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、
操縦者、同乗者の追加、変更」を選択する必要があります。）

※エラーダイアログ表示されている際は、
継続・再申請（継続・再届出）の手続きを進めることが
できません。

※申請途中にマスタ管理情報を変更することはできません。
申請途中にマスタ管理情報を変更したい場合は、
一時保存の上でマスタ情報の変更を実施してください。
一時保存した申請を編集する際に、
最新のマスタ情報が反映されます。

変更する事項 申請種別	継続・再申請		
	飛行期間の更新	国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦者、同乗者の追加、変更	上記以外の変更
離着陸場所情報マスタ （名前・住所・種別・離着陸の時間帯・灯火施設）	エラー ダイアログ表示	エラー ダイアログ表示	申請可
操縦者情報マスタ	エラー ダイアログ表示	申請可	エラー ダイアログ表示
航空機情報マスタ （国籍/登録記号）	エラー ダイアログ表示	申請可	申請可
航空機情報マスタ （元申請に含まれない型式）	エラー ダイアログ表示	エラー ダイアログ表示	申請可
同乗者情報マスタ	エラー ダイアログ表示	申請可	エラー ダイアログ表示

④

03.継続申請・再申請（継続届出・再届出）
【継続・再申請（継続・再届出）する申請（届出）を選択する】 4/4

元となる申請（届出）の内容から変更する事項を選択するダイアログが表示されます。（続き）

継続・再申請（届出）を行おうとする元申請から、操縦者情報、航空機情報（型式）が変更されています。

操縦者情報の変更内容を維持して手続きを継続する場合は「国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦者、同乗者の追加、変更」をチェックのうえ、「次へ」ボタンを押下してください。

航空機情報の変更内容を維持して手続きを継続する場合は「上記以外の変更」をチェックのうえ、「次へ」ボタンを押下してください。

手続きを中止する場合は「キャンセル」ボタンを押下してください。

※一度チェックした項目について、後からチェックを解除することはできません。

☒ 飛行期間の更新

☐ 国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦者、同乗者の追加、変更

☐ 上記以外の変更

次へ

キャンセル

選択した元申請のマスタ管理情報と
継続・再申請（継続・再届出）を行う際のマスタ管理情報が異なる場合、エラーダイアログが表示されます。

※「申請種別」および変更する事項で
選択されている組み合わせに応じ、
エラーダイアログ表示される内容は異なります。

左の画面イメージでは、
以下のとおり選択した場合の画面表示を例示しています。

■元申請から、
操縦者情報マスタ、航空機情報マスタ（元申請に含まれない
型式）が変更されている場合

⑤引き続き、継続・再申請（継続・再届出）の手続きを行う場合は、
左の表を参考にし、必要に応じて、
表のうち「エラーダイアログ表示」とされている項目については、
「申請可」となる「変更する事項」をチェックのうえ、
「次へ」ボタンを押してください。

（左の事例の場合、「国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、
操縦者、同乗者の追加、変更」および「上記以外の変更」を
選択する必要があります。）

※エラーダイアログ表示されている際は、
継続・再申請（継続・再届出）の手続きを進めることが
できません。

※申請途中にマスタ管理情報を変更することはできません。
申請途中にマスタ管理情報を変更したい場合は、
一時保存の上でマスタ情報の変更を実施してください。
一時保存した申請を編集する際に、
最新のマスタ情報が反映されます。

変更する事項 申請種別	継続・再申請		
	飛行期間の更新	国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦者、同乗者の追加、変更	上記以外の変更
離着陸場所情報マスタ （名前・住所・種別・離着陸の時間帯・灯火施設）	エラー ダイアログ表示	エラー ダイアログ表示	申請可
操縦者情報マスタ	エラー ダイアログ表示	申請可	エラー ダイアログ表示
航空機情報マスタ （国籍/登録記号）	エラー ダイアログ表示	申請可	申請可
航空機情報マスタ （元申請に含まれない型式）	エラー ダイアログ表示	エラー ダイアログ表示	申請可
同乗者情報マスタ	エラー ダイアログ表示	申請可	エラー ダイアログ表示

⑤

04.継続申請・再申請（継続届出・再届出）【申請（届出）情報を修正する】1/4

必要に応じ、各申請（届出）情報の入力画面で申請情報を修正します。

手続きを行う申請の選択

STEP 01 手続き選択 STEP 02 基本情報入力 STEP 03 申請別情報入力 STEP 04 申請情報確認 STEP 05 申請提出

手続きを行う申請・届出場所、申請先を選択してください。

申請手続きを選択してください ①

- ☒ 飛行場以外の場所における離着陸（航空法第79条ただし書の規定による申請）
- ☒ 最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）
- ☒ 物件投下（航空法第89条ただし書の規定による届出）

申請・届出を行う航空機の種類を選択してください ②

- ☒ 飛行機
- ☒ 回転翼航空機

申請行為・届出行為を行おうとする場所を選択してください（いずれか1つ） ①

- ☒ 東日本（領海上を含む）
（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）
- ☐ 西日本（領海上を含む）
（富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
- ☐ 公海上

※東日本、西日本、公海上にまたがる場合は、それぞれについて手続きを行ってください。

【申請情報一覧】にて選択した、「継続・再申請」元の申請（届出）の情報について、必要に応じて修正してください。

①変更不可の項目となります。

②変更する事項を選択するダイアログにて

➤「上記以外の変更」を選択した場合、変更可能です。

➤「上記以外の変更」が未選択の場合、変更はできません。

※修正が必要な場合、**戻る** で【申請情報一覧】画面まで戻り、再度 **継続・再申請** / **継続・再届出** を押下のうえ、変更する事項を選択するダイアログで「上記以外の変更」を選択してください。
申請情報の一時保存を行う場合は、[こちら](#)を参照してください。

04.継続申請・再申請（継続届出・再届出）【申請（届出）情報を修正する】2/4

必要に応じ、各申請（届出）情報の入力画面で申請情報を修正します。（続き）

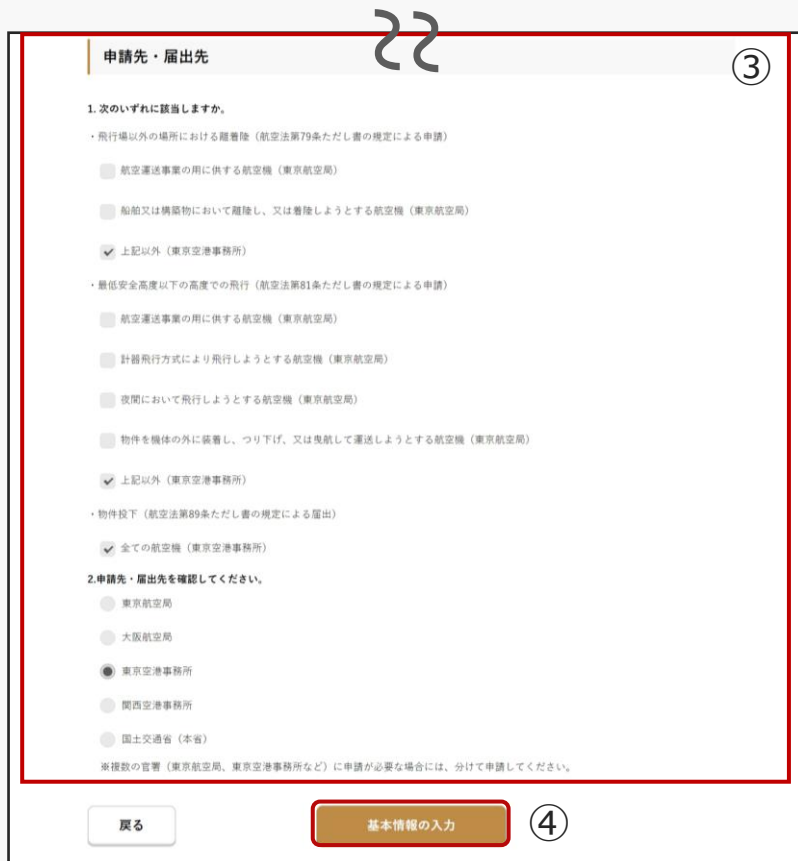
※左の画面イメージは、
前頁で「申請行為・届出行為を行おうとする場所で、
「東日本（領海上を含む）」を選択した場合の画面
表示を例示しています。

- ③変更する事項を選択するダイアログにて
- 「上記以外の変更」を選択した場合、
1. のうち、申請先が変わらない範囲での
変更が可能です。
 - 「上記以外の変更」が未選択の場合、
変更はできません。

- ④入力内容に間違いがないことを確認のうえ、
基本情報の入力 を押してください。



〔基本情報入力〕画面が開きます。



04.継続申請・再申請（継続届出・再届出）【申請（届出）情報を修正する】3/4

必要に応じ、各申請（届出）情報の入力画面で申請情報を修正します。（続き）

基本情報、飛行計画の概要の入力

STEP 01 手続き選択 **STEP 02 基本情報入力** STEP 03 申請別情報入力 STEP 04 申請情報確認 STEP 05 申請提出

航空機の飛行日時と申請を行う申請者の情報を入力してください。

申請者情報

氏名

フリガナ

住所 国/地域 都道府県

連絡先 国/地域 +81 99912345678

メールアドレス

緊急に連絡を要する場合の
連絡先及び電話番号 ☒ 上記の氏名及び連絡先電話番号と同じ
☐ 上記以外

申請者の文書管理番号（任意）

* 申請書に申請者側の文書番号を付す場合は、こちらに記載願います。

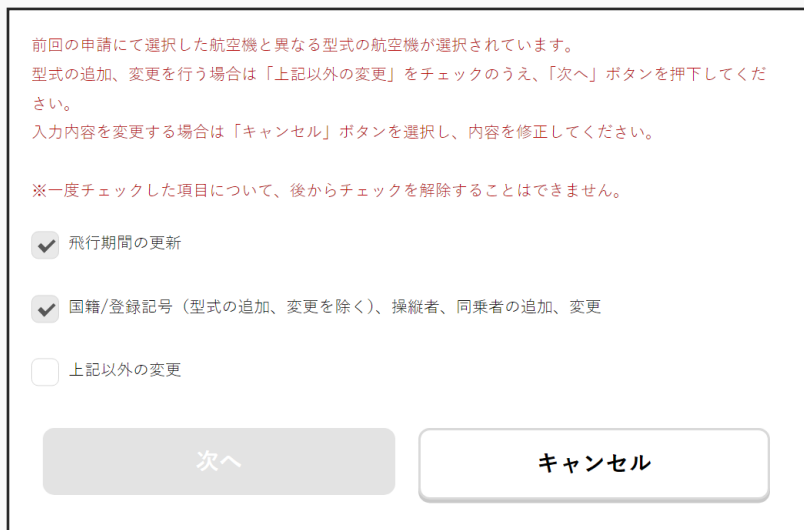
以降の、[基本情報入力]画面、[申請別情報入力]画面での申請情報の入力方法については、
マニュアル「[新規申請 \[基本情報入力\] 画面、](#)
[\[申請別情報入力\] 画面](#)」と同様となります。

※変更する事項を選択するダイアログにて選択した内容に応じ、変更可能な事項が異なります。
※変更不可な事項は入力が制限されています。必要な修正ができない場合は、「変更する事項」の選択を見直すため再度手続きをやり直すか、新規申請を行ってください。

※左の画面イメージでは、申請者が個人の場合の画面表示を例示しています。

04.継続申請・再申請（継続届出・再届出）【申請（届出）情報を修正する】4/4

必要に応じ、各申請（届出）情報の入力画面で申請情報を修正します。（続き）



【航空機情報の選択】画面にて、継続・再申請（継続・再届出）の元申請に含まれていない型式を選択した場合、「上記以外の変更」をチェックしないと次の画面に遷移できません。

※一度チェックをした項目について、後からチェックを解除することはできません。

※継続申請・再申請（継続・再届出）の元申請に含まれている型式と同じ型式で異なる「国籍・登録記号」の選択は問題ありません。

05.継続申請・再申請（継続届出・再届出）【申請（届出）情報を確認する】1/2

入力した情報を確認し、申請書等を提出します。

入力した申請情報の確認

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

入力した各情報を確認の上、「申請提出」ボタンを押してください。
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。
入力内容を一時保存したい場合は下部にある「一時保存」ボタンを押下してください。

手続き情報

手続き名

最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）

航空機の種類

回転翼航空機

申請先

東京空港事務所長

申請/届出

申請

基本情報、飛行計画の概要

戻る

一時保存

申請提出

申請（届出）情報の最終確認を行います。

①入力内容に誤りがある場合は各情報の右下にある

●●の修正 を押し、修正してください。

※ ●●の修正 ボタンを押下すると該当する各画面に移動します。
各画面にて入力内容の修正後に画面最下段中央のボタンで、
本画面まで画面を移動させてください。

②申請情報を一時的に保存したい場合、

一時保存 を押してください。

なお、一時保存した申請等を再度編集する場合は、
[こちら](#)を参照してください。

③入力内容に問題がなければ 申請提出 を押してください。
提出前の確認のためのダイアログが表示されます。

05.継続申請・再申請（継続届出・再届出）【申請（届出）情報を確認する】2/2

入力した情報を確認し、申請書等を提出します。（続き）

申請／届出を行います。
※以下のOKボタンの押下日が「申請日／届出日」となります。

OK キャンセル

OK を押した時点で「申請日／届出日」が自動付加され、申請先へ申請書等が提出されます。

申請提出完了

STEP 01 手続き選択 STEP 02 基本情報入力 STEP 03 申請別情報入力 STEP 04 申請情報確認 STEP 05 申請提出

申請／届出の提出を行いました。
ご登録いただいたメールアドレスに、申請／届出の提出確認に関するメールを送付しました。

申請情報の確認
メインメニュー画面の「申請情報一覧」から確認できますので、必要に応じてご利用ください。

メニュー画面へ

- 申請書（届出書）の提出確認に関するメールが送付されます。
- 正常に受信した場合、提出が完了した旨のメールが届きます。
 - 受信に失敗した場合、システムで受け付けることができなかった旨のエラーメールが届きます。

申請書（届出書）を提出した際には、提出確認に関するメールを確認してください。
※メール内容のイメージは、次スライドを参照ください。

正常に受信すると、申請先で記載事項など内容確認を行います。

06.継続申請・再申請（継続届出・再届出）【提出完了のメールを確認する】

提出確認に関するメールの内容を確認します。

➤ 正常に受信した場合

【航空機運航情報処理システム】申請・届出提出のお知らせ

 国土交通省航空局航空機運航情報処理システム <information@aops.mlit.go.jp>
宛先

※このメールは航空機運航情報処理システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

航空機運航情報処理システムをご利用いただきありがとうございます。

以下の申請・届出の提出が完了しました。
内容の確認が完了するまでお待ちください。

お心当たりが無い場合は以下の「よくある質問」からお問い合わせください。

■システム受付 No.

■申請・届出される手続名
79 条 / 81 条 / 89 条

■手続種別
継続申請

■申請先
国土交通省（本省）

➤ 受信に失敗した場合

【航空機運航情報処理システム】申請・届出受付エラーのお知らせ

 国土交通省航空局航空機運航情報処理システム <information@aops.mlit.go.jp>
宛先

※このメールは航空機運航情報処理システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

航空機運航情報処理システムをご利用いただきありがとうございます。

申請・届出を受領しましたが、以下の理由により申請・届出をシステムに登録することができませんでした。

- ・同じ許可・届出に対して、同時に複数の手続は行えません。申請中（届出中）の手続が完了後に、申請・届出の手続きを行ってください。
- ・複数タブ / 複数ブラウザで操作された方は、データが破損した可能性があります。再度、申請・届出の手続きを行ってください。

上記理由に心当たりのない方は、予期せぬエラーが発生した可能性があります。
時間を置いて、再度お試しください。提出先官署までお問い合わせください。

■お問合せ番号

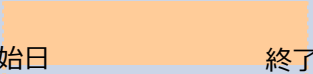
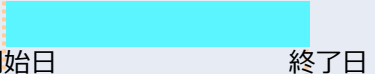
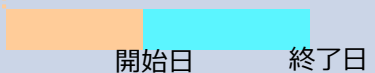
受信に失敗した理由として、大きく以下2点の原因が考えられます。

- 1.過去の同じ許可・届出に対して、重複した申請等を行っている
- 2.複数タブ、複数ブラウザで操作した

上記の原因にお心当たりがない場合、[「よくある質問」](#)に記載のお問い合わせ先まで、以下情報を添えてご連絡ください。

「ログインID」「メール受信日時」「メール記載のお問い合わせ番号」
「利用端末（OS）」「利用ブラウザ」

【参考】継続申請・再申請（継続届出・再届出）、変更申請（届出）を行う場合の飛行期間のイメージ

申請のパターン		イメージ図（飛行期間）	備考
元の申請（届出）の飛行期間 （申請・届出A）			
新たに 申請（届出）する 飛行期間 （申請・届出B）	■ 継続申請 （継続届出）		申請・届出Bの飛行開始日が、 申請・届出Aの翌日から継続
	■ 再申請 （再届出）		申請・届出Bの飛行開始日が、 申請・届出Aの翌々日以降
			申請・届出Bの飛行期間が、 申請Aの飛行開始日より以前 ※ケースとしてはあまり想定されない。
			
	■ 変更申請 （変更届出）		飛行終了日は変更不可 ※申請Bの許可を持って申請Aは無効となる。 （変更届出を除く。）
			飛行終了日は変更不可 ※申請Bの許可を持って許可Bの 飛行開始日以降、申請Aは無効となる。 （変更届出を除く。）

変更申請（届出）

目次

01.変更申請（届出）の流れ

02.変更申請（届出）【変更申請（届出）を選択する】

03.変更申請（届出）【変更手続きを行う申請（届出）を選択する】

04.変更申請（届出）【申請（届出）情報を修正する】

05.変更申請（届出）【申請（届出）情報を確認する】

06.変更申請（届出）【提出完了のメールを確認する】

【参考】継続申請・再申請（継続届出・再届出）、変更申請（届出）を行う場合の飛行期間のイメージ

01.変更申請（届出）の流れ

本システムで変更申請（届出）する場合の流れは以下の通りです。

変更申請（届出）の手続きを開始

各種マスタ管理情報を登録します。

航空機、操縦者、同乗者（法第81条の場合）、離着陸場の情報（法第79条の場合）の変更については、手続き開始前に必ずマスタ管理情報から変更登録を行ってください。（各申請（届出）情報の入力画面から、これら情報を追加、修正することはできません。）

※過去に申請で選択した離着陸場所の情報を削除した場合
変更申請はできません。

※過去に申請で選択した航空機、操縦者の情報を
削除した場合は、ダイアログのチェックを追加で選択してください。

変更申請（届出）を選択する

メインメニューで「変更申請（変更届出）」のボタンを選択します。

変更手続きを行う申請（届出）を選択する

申請情報一覧から変更申請（変更届出）を行う申請（届出）を選択し、変更する事項を選択します。

申請（届出）情報を修正する

各申請（届出）情報の入力画面で申請情報を修正します。

申請（届出）情報を確認する

入力した情報を確認し、申請書等を提出します。

変更申請（届出）が完了

申請提出確認のダイアログの「OK」ボタンを押した日が申請日/届出日となります。

02.変更申請（届出）【変更申請（届出）を選択する】

※航空機情報、操縦者情報、同乗者情報（法第81条の場合）、離着陸場所の情報（法第79条の場合）に変更がある場合は、手続き開始前に必ず各種マスタ管理情報から追加・変更登録を行ってください。



国土交通省

AOPS

マニュアル よくある質問 ● ● ● ● ●

メインメニュー

22

申請書（届出書）を作成する

申請情報一覧

申請済みまたは作成中の申請情報、届出情報の確認や許可書のダウンロードができます。

新規申請（新規届出）

新規に申請、届出を行います。
※申請を行う前に、航空機情報、操縦者情報、同乗者情報を登録してください。
※飛行場以外の場所における離着陸（法79条ただし書許可申請）を行う場合には、予め場外離着陸場の情報を登録してください。

継続申請／再申請（継続届出／再届出）

許可された申請や届出の飛行期間を更新し、再度申請等を行います。
※飛行期間の更新にあわせて、元の許可申請の内容を一部変更することが可能です。
※過去に許可・届出実績のない場所で申請・届出行為を行う場合には、「新規申請（新規届出）」から申請してください。
※継続申請／再申請等で申請可能な飛行期間は[こちら](#)を参照ください。

変更申請（変更届出） ①

許可された申請や届出の内容等を変更し、再度申請等を行います。
※申請・届出行為を行う場所の追加、変更を行う場合には、「新規申請（新規届出）」などから別途申請してください。
※変更申請時の飛行終了日は、元となる許可申請（届出）の飛行終了日と同一日となります。詳細は[こちら](#)を参照ください。

口頭許可後の手続き（災害時等）

緊急時に口頭による申請を行い許可を受けた場合、後日、こちらから申請書を提出してください。
※申請を行う前に、航空機情報、操縦者情報、同乗者情報を登録してください。
※飛行場以外の場所における離着陸（法79条ただし書許可申請）を行う場合には、予め場外離着陸場の情報を登録してください。

- ① [メインメニュー] 画面の、
[申請書（届出書）を作成する] の見出しの中にある
変更申請（変更届出）を押します。



[申請情報一覧] 画面が開きます。

03.変更申請（届出）【変更手続きを行う申請（届出）を選択する】 1/6

〔申請情報一覧〕から変更手続きを行う申請（届出）を選択します。

申請情報一覧

申請・届出を行った一覧を表示します。手続名、申請先等の項目を選択・入力し検索いただくことで、絞り込むことができます。
各ボタンの機能は以下のとおりです。
「詳細」：申請の詳細を確認することができます。
「複写」：過去の申請情報を複写（引用）して新規申請を行うことができます。
「継続・再申請（継続・再届出）」：許可された申請や届出の飛行期間を更新し、再度申請等を行うことができます。
「変更申請（変更届出）」：許可された申請や届出の内容等を変更し、再度申請等を行うことができます。
「引戻し」：一度提出した申請や届出を引き戻すことができます（文書受付前に限ります）。
「再提出」：補正指示があった申請や引き戻した申請等について再提出できます。
「編集」：一時保存した申請や届出の編集を行うことができます。

①

手続名

選択してください

種別

選択してください

申請先（届出先）

選択してください

手続状況

選択してください

申請日（開始日）

yyyy/mm/dd

📅

申請日（終了日）

yyyy/mm/dd

📅

飛行期間（開始日）

yyyy/mm/dd

📅

飛行期間（終了日）

yyyy/mm/dd

📅

検索

システム受付 No	手続名	手続種別	申請先 （届出先）	申請日 （届出日）	飛行期間	手続状況	許可番号 （許可 日）	詳細 ②	追加手続 ③
AP2400000000	79条 81条 89条	新規申請	東京局	2024/11/01	2024/11/10 ～ 2024/11/15	手続完了		詳細	変更申請 変更届出
AP2400000001	79条 81条 89条	新規申請	東京局	2024/11/01	2024/11/10 ～ 2024/11/15	手続完了		詳細	変更申請 変更届出
AP2400000002	79条 81条 89条	新規申請	東京局	2024/11/01	2024/11/10 ～ 2024/11/15	手続完了		詳細	変更申請 変更届出

1

2

3

戻る

「変更申請（変更届出）」が可能な申請（届出）が表示されます。
なお、21件以上ある場合は、複数ページで表示されます。

①申請情報を検索する場合は、〔手続名〕、〔種別〕、〔申請先（届出先）〕、〔手続状況〕などを入力して
検索を押すと、該当する申請情報が表示されます。

②変更手続きを行おうとする申請（届出）の内容を確認する場合は、
詳細を押します。

③〔申請情報一覧〕から、変更手続きを行う申請（届出）の
変更申請
変更届出を押します。

変更する事項を選択するダイアログが表示されます。

03.変更申請（届出）【変更手続きを行う申請（届出）を選択する】 2/6

変更する事項を選択するダイアログが表示されます。

元の許可申請（届出）の内容から変更する事項を選択してください。
※申請・届出行為を行う場所の追加、変更を行う場合には、メインメニューの「新規申請（新規届出）」などから別途申請してください。

☒ 国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦士、同乗者の追加、変更

☐ 上記以外の変更

次へ

変更する事項を選択します。
以下の表を参考に、変更する事項を選択のうえ（複数選択可）、
次へを押してください。



申請手続きを選択する画面が開きます。

※変更申請（届出）における飛行期間（終了日）の変更は不可とします。

※異なる場所で申請・届出行為を行う場合の変更申請（届出）は不可とします。

※選択した申請（届出）の添付ファイルサイズが大きい場合、次の画面が表示されるまでに時間がかかることがあります。
そのままお待ちください。

変更項目名	チェックすることで 変更可能になる項目
国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、 操縦士、同乗者の追加、変更	操縦者情報、航空機情報、同乗者情報（法第81条選択時） ※異なる型式の航空機の追加を行う場合は、 「上記以外の変更」を選択するか、新規申請を行ってください。 ※法第81条のみの場合であって、左記項目のみ選択する場合、 変更届出の手続きを行います。 ※元申請で選択した、離着陸場所情報を削除し0件となった場合は、新規申請（新規届出）を行ってください。
上記以外の変更	上記以外の項目であって、行為を行う場所の追加や変更に関する項目を除く。 ※法第89条届出のみの場合を除き、変更申請の手続きを行います。 ※元申請で選択した、離着陸場所情報、操縦者情報、航空機情報を削除し0件となった場合は、「国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦士、同乗者の追加、変更」を選択するか、新規申請（新規届出）を行ってください。

03.変更申請（届出）【変更手続きを行う申請（届出）を選択する】 3/6

変更する事項を選択するダイアログが表示されます。（続き）

変更申請（届出）を行うとする元申請から、航空機情報（型式）が変更されています。
航空機情報の変更内容を維持して手続きを継続する場合は「上記以外の変更」をチェックのうえ、「次へ」ボタンを押下してください。

手続きを中止する場合は「キャンセル」ボタンを押下してください。

※一度チェックした項目について、後からチェックを解除することはできません。

☒ 国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦者、同乗者の追加、変更

☐ 上記以外の変更

次へ キャンセル

申請種別 \ 変更する事項	変更申請	
	国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦者、同乗者の追加、変更	上記以外の変更
離着陸場情報マスタ （名称・住所・種別）	エラー ダイアログ表示 （申請不可）	エラー ダイアログ表示 （申請不可）
離着陸場情報マスタ （離着陸の時間帯・灯火施設）	エラー ダイアログ表示	申請可
操縦者情報マスタ	申請可	エラー ダイアログ表示
航空機情報マスタ （元申請に含まれない型式）	エラー ダイアログ表示	申請可
同乗者情報マスタ	申請可	エラー ダイアログ表示

選択した元申請のマスタ管理情報と変更申請（届出）を行う際のマスタ管理情報が異なる場合、エラーダイアログが表示されます。

※「申請種別」および変更する事項で選択されている組み合わせに応じ、エラーダイアログ表示される内容は異なります。

左の画面イメージでは、以下のとおり選択した場合の画面表示を例示しています。

- 元申請から、航空機情報マスタ（元申請に含まれない型式）が変更されている場合

- ④引き続き、変更申請（届出）の手続きを行う場合は、左の表を参考にし、必要に応じて、表のうち「エラーダイアログ表示」とされている項目については、「申請可」となる「変更する事項」をチェックのうえ、「次へ」ボタンを押してください。（左の事例の場合、「上記以外の変更」を選択する必要性があります。）

※エラーダイアログ表示されている際は、変更申請（届出）の手続きを進めることができません。

※申請途中にマスタ管理情報を変更することはできません。申請途中にマスタ管理情報を変更したい場合は、一時保存の上でマスタ情報の変更を実施してください。一時保存した申請を編集する際に、最新のマスタ情報が反映されます

03.変更申請（届出）【変更手続きを行う申請（届出）を選択する】 4/6

変更する事項を選択するダイアログが表示されます。（続き）

変更申請（届出）を行おうとする元申請から、操縦者情報に変更されています。

操縦者情報の変更内容を維持して手続きを継続する場合は「国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦者、同乗者の追加、変更」をチェックのうえ、「次へ」ボタンを押下してください。

手続きを中止する場合は「キャンセル」ボタンを押下してください。

※一度チェックした項目について、後からチェックを解除することはできません。

☐ 国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦者、同乗者の追加、変更

☒ 上記以外の変更

次へ キャンセル

申請種別 \ 変更する事項	変更申請	
	国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦者、同乗者の追加、変更	上記以外の変更
離着陸場所情報マスタ （名称・住所・種別）	エラー ダイアログ表示 （申請不可）	エラー ダイアログ表示 （申請不可）
離着陸場所情報マスタ （離着陸の時間帯 ・灯火施設）	エラー ダイアログ表示	申請可
操縦者情報マスタ	申請可	エラー ダイアログ表示
航空機情報マスタ （元申請に含まれない型式）	エラー ダイアログ表示	申請可
同乗者情報マスタ	申請可	エラー ダイアログ表示

選択した元申請のマスタ管理情報と
変更申請（届出）を行う際のマスタ管理情報が
異なる場合、エラーダイアログが表示されます。

※「申請種別」および変更する事項で
選択されている組み合わせに応じ、
エラーダイアログ表示される内容は異なります。

左の画面イメージでは、
以下のとおり選択した場合の画面表示を例示しています。

■ 元申請から、
操縦者情報マスタが変更されている場合

⑤引き続き、変更申請（届出）の手続きを行う場合は、
左の表を参考にし、必要に応じて、
表のうち「エラーダイアログ表示」とされている項目については、
「申請可」となる「変更する事項」をチェックのうえ、
「次へ」ボタンを押してください。
（左の事例の場合、「国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、
操縦者、同乗者の追加、変更」を選択する必要があります。）

※エラーダイアログ表示されている際は、
変更申請（届出）の手続きを進めることが
できません。

※申請途中にマスタ管理情報を変更することはできません。
申請途中にマスタ管理情報を変更したい場合は、
一時保存の上でマスタ情報の変更を実施してください。
一時保存した申請を編集する際に、
最新のマスタ情報が反映されます

03.変更申請（届出）【変更手続きを行う申請（届出）を選択する】 5/6

変更する事項を選択するダイアログが表示されます。（続き）

変更申請を行おうとする元申請の離着陸場所情報のうち、「名称」「住所」「種別」のいずれかが変更されているため、変更申請を行うことはできません。
別途、新規申請から手続きを行ってください。

キャンセル

- ⑥選択した元申請の離着陸場所のマスタ管理情報と変更申請（届出）を行う際の離着陸場所のマスタ管理情報が異なる場合のうち、「名称」「住所」「種別」のいずれかが異なる際は、変更申請（届出）を行うことができません。引き続き、変更申請（届出）の手続きを行う場合は、別途、新規申請から手続きを行ってください。

変更する事項 申請種別	変更申請	
	国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦者、同乗者の追加、変更	上記以外の変更
離着陸場所情報マスタ （名称・住所・種別）	エラー ダイアログ表示 （申請不可）	エラー ダイアログ表示 （申請不可）
離着陸場所情報マスタ （離着陸の時間帯・灯火施設）	エラー ダイアログ表示	申請可
操縦者情報マスタ	申請可	エラー ダイアログ表示
航空機情報マスタ （元申請に含まれない型式）	エラー ダイアログ表示	申請可
同乗者情報マスタ	申請可	エラー ダイアログ表示

⑥

03.変更申請（届出）【変更手続きを行う申請（届出）を選択する】 6/6

変更する事項を選択するダイアログが表示されます。（続き）

元の許可申請（届出）の内容から変更する事項を選択してください。

※申請・届出行為を行う場所の追加、変更を行う場合には、メインメニューの「新規申請（新規届出）」などから別途申請してください。

☐ 国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦者、同乗者の追加、変更

☒ 上記以外の変更 ⑦

次へ

⑦選択した元申請のマスタ情報に以下の変更があった場合、「上記以外の変更」を選択しないと変更手続きを進めることが出来ません。

- ・離着陸情報マスタ（離着陸の時間帯・灯火施設）
- ・航空機情報マスタ（元申請に含まれない型式）

入力した申請情報の確認

STEP 01 手続き選択 STEP 02 基本情報入力 STEP 03 申請別情報入力 STEP 04 申請情報確認 STEP 05 申請提出

※元申請が81条のみ、または81条89条の申請の場合、「上記以外の変更」を選択し変更手続きを行うと、「変更届出」ではなく「変更申請」となります。

申請/届出 申請

手続き情報の修正

※元申請に79条が含まれている場合は「変更申請」、89条のみの場合は「変更届出」となります。

04.変更申請（届出）【申請（届出）情報を修正する】 1/4

必要に応じ、各申請（届出）情報の入力画面で申請情報を修正します。

手続きを行う申請の選択

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

手続きを行う申請・届出場所、申請先を選択してください。

申請手続きを選択してください

☒ 飛行場以外の場所における離着陸（航空法第79条ただし書の規定による申請）
☒ 最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）
☒ 物件投下（航空法第89条ただし書の規定による届出）

申請・届出を行う航空機の種類を選択してください

☒ 飛行機
☒ 回転翼航空機

申請行為・届出行為を行おうとする場所を選択してください（いずれか1つ）

☒ 東日本（領海上を含む）
（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）
☐ 西日本（領海上を含む）
（富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
☐ 公海上

※東日本、西日本、公海上にまたがる場合は、それぞれについて手続きを行ってください。

変更手続きを行う申請（届出）の情報について、必要に応じて修正してください。

①変更不可の項目となります。

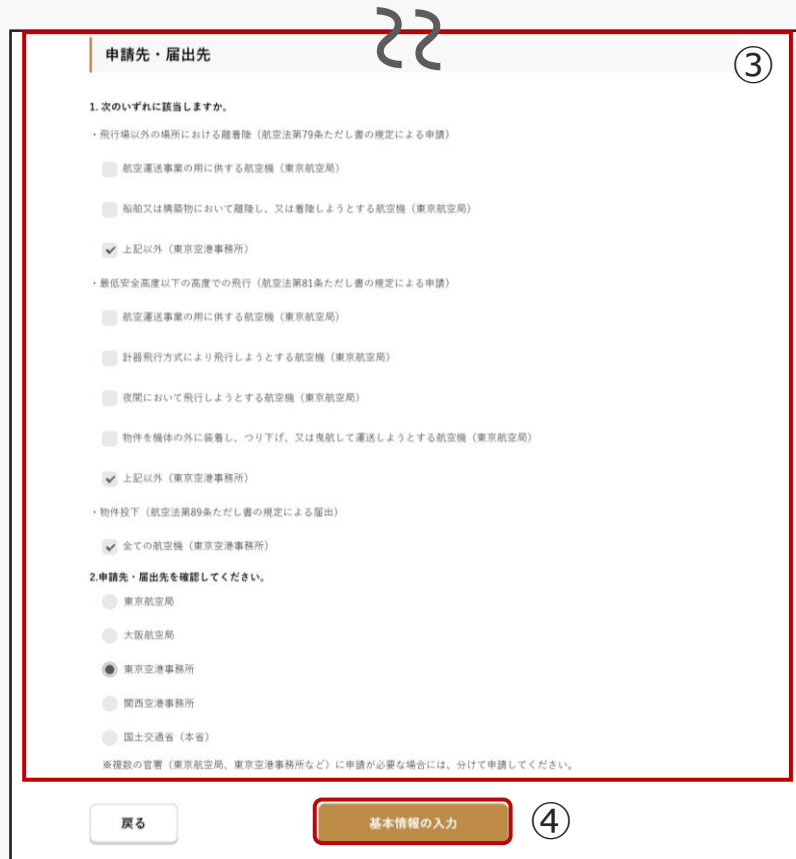
② 変更する事項を選択するダイアログにて

- 「上記以外の変更」を選択した場合、変更可能です。
①のうち、申請先が変わらない範囲での変更が可能です。
- 「上記以外の変更」を未選択の場合、変更はできません。

※修正が必要となる項目があり、申請情報を一時保存を行いたい場合、[こちら](#)を参照してください。

04.変更申請（届出）【申請（届出）情報を修正する】2/4

必要に応じ、各申請（届出）情報の入力画面で申請情報を修正します。（続き）



申請先・届出先

1. 次のいずれに該当しますか。

- 飛行場以外の場所における離着陸（航空法第79条ただし書の規定による申請）
 - ☐ 航空運送事業の用に供する航空機（東京航空局）
 - ☐ 船舶又は構造物において離陸し、又は着陸しようとする航空機（東京航空局）
 - ☒ 上記以外（東京空港事務所）
- 最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）
 - ☐ 航空運送事業の用に供する航空機（東京航空局）
 - ☐ 計器飛行方式により飛行しようとする航空機（東京航空局）
 - ☐ 夜間において飛行しようとする航空機（東京航空局）
 - ☐ 物件を機体の外に吊着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする航空機（東京航空局）
 - ☒ 上記以外（東京空港事務所）
- 物件投下（航空法第89条ただし書の規定による届出）
 - ☒ 全ての航空機（東京空港事務所）

2. 申請先・届出先を確認してください。

- ☐ 東京航空局
- ☐ 大阪航空局
- ☒ 東京空港事務所
- ☐ 関西空港事務所
- ☐ 国土交通省（本省）

※複数の官署（東京航空局、東京空港事務所など）に申請が必要な場合には、分けて申請してください。

戻る 基本情報の入力

※左の画面イメージは、
前頁で「申請行為・届出行為を行おうとする場所で、
「東日本（領海上を含む）」を選択した場合の画面
表示を例示しています。

③変更できない項目となります。
申請先（届出先）を変更したい場合、
マニュアル「[新規申請](#)」を参照の上、新規申請を行ってください。

④入力内容に間違いがないことを確認のうえ、
基本情報の入力 を押してください。

▼
[基本情報入力] 画面が開きます。

04.変更申請（届出）【申請（届出）情報を修正する】3/4

必要に応じ、各申請（届出）情報の入力画面で申請情報を修正します。（続き）

基本情報、飛行計画の概要の入力

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

航空機の飛行日時と申請を行う申請者の情報を入力してください。

申請者情報

氏名

.. ..

フリガナ

.. ..

住所

国/地域 日本/Japan

都道府県 東京都

.. ..

連絡先

国/地域 日本/Japan

+81 99912345678

メールアドレス Aops.test.applicant1@hmi.ntdata.co.jp

緊急に連絡を要する場合の
連絡先及び電話番号

☒ 上記の氏名及び連絡先電話番号と同じ

☐ 上記以外

申請者の文書管理番号（任意）

*申請書に申請者側の文書番号を付す場合は、こちらに記載願います。

以降の、[基本情報入力]画面、[申請別情報入力]画面での申請情報の入力方法については、
マニュアル「[新規申請「基本情報入力」画面、](#)
[「申請別情報入力」画面](#)」と同様となります。

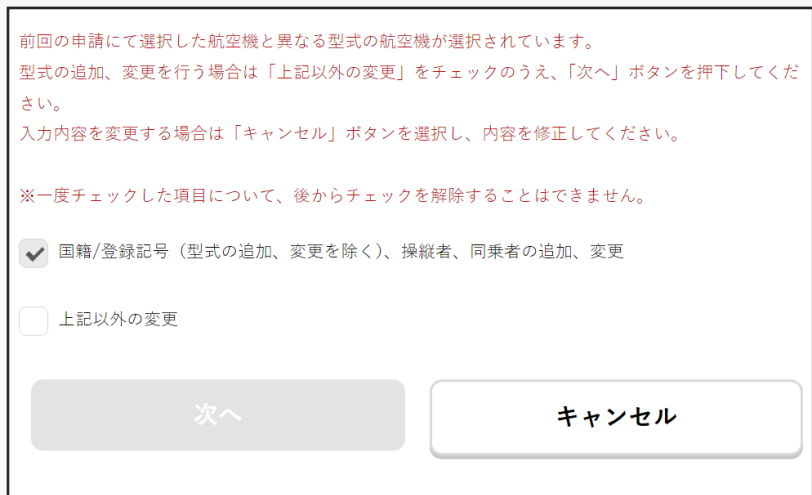
※変更する事項を選択するダイアログにて選択した
内容に応じ、変更可能な事項が異なります。

※変更不可な事項は入力が制限されています。
必要な修正ができない場合は、「変更する事項」の選択を
見直すため再度手続きをやり直すか、新規申請を行ってください。

※左の画面イメージでは、申請者が個人の場合の
画面表示を例示しています。

04.変更申請（届出）【申請（届出）情報を修正する】4/4

必要に応じ、各申請（届出）情報の入力画面で申請情報を修正します。（続き）



【航空機情報の選択】画面にて、
変更申請（届出）の元申請に
含まれていない型式を選択した場合、
「上記以外の変更」をチェックしないと次の画面に遷移できません。

※一度チェックをした項目について、後からチェックを
解除することはできません。

※変更申請（届出）の元申請に含まれている型式と
同じ型式で異なる「国籍・登録記号」の選択は問題ありません。

05.変更申請（届出）【申請（届出）情報を確認する】1/2

入力した情報を確認し、申請書等を提出します。

入力した申請情報の確認

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

入力した各情報を確認の上、「申請提出」ボタンを押してください。
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。
入力内容を一時保存したい場合は下部にある「一時保存」ボタンを押下してください。

手続き情報

手続き名

最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）

航空機の種類

回転翼航空機

申請先

東京空港事務所長

申請/届出

申請

①

手続き情報の修正

基本情報、飛行計画の概要

②

③

戻る

一時保存

申請提出

申請（届出）情報の最終確認を行います。

①入力内容に誤りがある場合は各情報の右下にある

●●の修正 を押し、修正してください。

※ ●●の修正 ボタンを押下すると該当する各画面に移動します。
各画面にて入力内容の修正後に画面最下段中央のボタンで、
本画面まで画面を移動させてください。

②申請情報を一時的に保存したい場合、

一時保存 を押してください。

なお、一時保存した申請等を再度編集する場合は、
[こちら](#)を参照してください。

③入力内容に問題がなければ 申請提出 を押してください。
提出前の確認のためのダイアログが表示されます。

05.変更申請（届出） 【申請（届出） 情報を確認する】 2/2

入力した情報を確認し、申請書等を提出します。（続き）

申請／届出を行います。
※以下のOKボタンの押下日が「申請日／届出日」となります。

OK キャンセル

OK を押した時点で［申請日/届出日］が自動付加され、申請先へ申請書等が提出されます。

申請提出完了

STEP 01 手続き選択 STEP 02 基本情報入力 STEP 03 申請別情報入力 STEP 04 申請情報確認 STEP 05 申請提出

申請／届出の提出を行いました。
ご登録いただいたメールアドレスに、申請／届出の提出確認に関するメールを送付しました。

申請情報の確認
メインメニュー画面の「申請情報一覧」から確認できますので、必要に応じてご利用ください。

メニュー画面へ

申請書（届出書）の提出確認に関するメールが送付されます。

- 正常に受信した場合、提出が完了した旨のメールが届きます。
- 受信に失敗した場合、システムで受け付けることができなかった旨のエラーメールが届きます。

申請書（届出書）を提出した際には、提出確認に関するメールを確認してください。
※メール内容のイメージは、次スライドを参照ください。

正常に受信すると、申請先で記載事項など内容確認を行います。

06.変更申請（届出） 【提出完了のメールを確認する】

提出確認に関するメールの内容を確認します。

➤ 正常に受信した場合

【航空機運航情報処理システム】申請・届出提出のお知らせ

 国土交通省航空局航空機運航情報処理システム <information@aops.mlit.go.jp>
宛先

※このメールは航空機運航情報処理システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

航空機運航情報処理システムをご利用いただきありがとうございます。

以下の申請・届出の提出が完了しました。
内容の確認が完了するまでお待ちください。

お心当たりが無い場合は以下の「よくある質問」からお問い合わせください。

■システム受付 No.
,

■申請・届出される手続名
79 条 / 81 条 / 89 条

■手続種別
変更申請

■申請先
国土交通省（本省）

➤ 受信に失敗した場合

【航空機運航情報処理システム】申請・届出受付エラーのお知らせ

 国土交通省航空局航空機運航情報処理システム <information@aops.mlit.go.jp>
宛先

※このメールは航空機運航情報処理システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

航空機運航情報処理システムをご利用いただきありがとうございます。

申請・届出を受領しましたが、以下の理由により申請・届出をシステムに登録することができませんでした。

- ・同じ許可・届出に対して、同時に複数の手続は行えません。申請中（届出中）の手続きが完了後に、申請・届出の手続きを行ってください。
- ・複数タブ / 複数ブラウザで操作された方は、データが破損した可能性があります。再度、申請・届出の手続きを行ってください。

上記理由に心当たりのない方は、予期せぬエラーが発生した可能性があります。
時間を置いて、再度お試しください。提出先官署までお問合せください。

■お問合せ番号

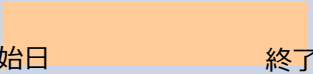
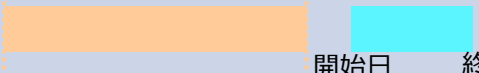
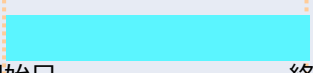
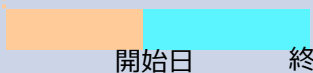
受信に失敗した理由として、大きく以下2点の原因が考えられます。

- 1.過去の同じ許可・届出に対して、重複した申請等を行っている
- 2.複数タブ、複数ブラウザで操作した

上記の原因にお心当たりがない場合、[「よくある質問」](#)に記載のお問い合わせ先まで、以下情報を添えてご連絡ください。

「ログインID」「メール受信日時」「メール記載のお問い合わせ番号」
「利用端末（OS）」「利用ブラウザ」

【参考】継続申請・再申請（継続届出・再届出）、変更申請（届出）を行う場合の飛行期間のイメージ

申請のパターン		イメージ図（飛行期間）	備考
元の申請（届出）の飛行期間 （申請・届出A）			
新たに 申請（届出）する 飛行期間 （申請・届出B）	■ 継続申請 （継続届出）		申請・届出Bの飛行開始日が、 申請・届出Aの翌日から継続
	■ 再申請 （再届出）		申請・届出Bの飛行開始日が、 申請・届出Aの翌々日以降
			申請・届出Bの飛行期間が、 申請Aの飛行開始日より以前 ※ケースとしてはあまり想定されない。
			
	■ 変更申請 （変更届出）		飛行終了日は変更不可 ※申請Bの許可を持って申請Aは無効となる。 （変更届出を除く。）
			飛行終了日は変更不可 ※申請Bの許可を持って許可Bの 飛行開始日以降、申請Aは無効となる。 （変更届出を除く。）

口頭許可後の手続き

目次

01.口頭許可後の手続きの流れ

02.口頭許可後の手続き【口頭許可後の手続き（災害時等）を選択する】

03.口頭許可後の手続き【手続きを行う申請等（法第79条、法第81条、法第89条）を選択する】

04.口頭許可後の手続き【基本情報及び申請別情報を入力する】

05.口頭許可後の手続き【申請（届出）情報を確認する】

06.口頭許可後の手続き【提出完了のメールを確認する】

01.口頭許可後の手続きの流れ

各種マスタ管理情報を登録します。

申請に必要な航空機情報、操縦者情報、同乗者情報（法第81条の場合）、離着陸場所の情報（法第79条の場合）を予め登録します。

口頭許可後の手続きを開始**口頭許可後の手続き（災害時等）を選択する**

メインメニューで「口頭許可後の手続き（災害時等）」のボタン選択します。

手続きを行う申請等（法第79条、法第81条、法第89条）を選択する

口頭許可の関連情報、対象の条文、航空機の種類、行為を行おうとする場所、申請先(届出先)を選択します。

基本情報及び申請別情報を入力する

申請者情報、飛行計画の概要、対象の条文にかかる各申請（届出）情報等を入力します。（新規申請のマニュアルを参照）

申請（届出）情報を確認する

入力した情報を確認し、申請書等を提出します。

口頭許可後の手続きが完了

【手続き選択】画面で入力した「口頭での申請日（届出日）」が申請書等の申請日/届出日となります。

02.口頭許可後の手続き【口頭許可後の手続き（災害時等）を選択する】

※申請に必要な航空機情報、操縦者情報、同乗者情報（法第81条の場合）、離着陸場所の情報（法第79条の場合）はあらかじめ各種マスタ管理情報を登録する必要があります。



国土交通省

AOPS

マニュアル よくある質問 ●● ●●さん

メインメニュー

申請書（届出書）を作成する

申請情報一覧

申請済みまたは作成中の申請情報、届出情報の確認や許可書のダウンロードができます。

新規申請（新規届出）

新規に申請、届出を行います。
※申請を行う前に、航空機情報、操縦者情報、同乗者情報を登録してください。
※飛行場以外の場所における離着陸（法79条ただし書許可申請）を行う場合には、予め場外離着陸場の情報を登録してください。

継続申請／再申請（継続届出／再届出）

許可された申請や届出の飛行期間を更新し、再度申請等を行います。
※飛行期間の更新にあわせて、元の許可申請の内容を一部変更することが可能です。
※過去に許可・届出実績のない場所で申請・届出行為を行う場合には、「新規申請（新規届出）」から申請してください。
※継続申請／再申請等で申請可能な飛行期間は[こちら](#)を参照ください。

変更申請（変更届出）

許可された申請や届出の内容等を変更し、再度申請等を行います。
※申請・届出行為を行う場所の追加、変更を行う場合には、「新規申請（新規届出）」などから別途申請してください。
※変更申請時の飛行終了日は、元となる許可申請（届出）の飛行終了日と同一日となります。詳細は[こちら](#)を参照ください。

口頭許可後の手続き（災害時等） ①

緊急時に口頭による申請を行い許可を受けた場合、後日、こちらから申請書を提出してください。
※申請を行う前に、航空機情報、操縦者情報、同乗者情報を登録してください。
※飛行場以外の場所における離着陸（法79条ただし書許可申請）を行う場合には、予め場外離着陸場の情報を登録してください。

①メインメニュー画面の、【申請書（届出書）を作成する】の見出しの中にある 口頭許可後の手続き（災害時等）を押します。



申請手続きを選択する画面が開きます。

03.口頭許可後の手続き【手続きを行う申請等（法第79条、法第81条、法第89条）を選択する】

口頭許可の関連情報、対象の条文、航空機の種類、行為を行おうとする場所、申請先（届出先）を選択します。



①口頭申請・届出時の関連情報を入力してください。
※（仮）の許可番号（受理番号）について未受領又は不明な場合は、「口頭での（仮）許可番号（受理番号）」欄には「無し」と記載してください。

②以降の、[手続き選択]画面の入力方法については、マニュアル「[新規申請](#) [\[手続き選択\]画面](#)」と同様となります。

③入力内容に間違いがないことを確認のうえ、
を押してください。

[基本情報入力]画面が開きます。

04.口頭許可後の手続き【基本情報及び申請別情報を入力する】

基本情報（申請者情報、飛行計画の概要）、申請別情報（法第79条/法第81条/法第89条にかかる申請（届出）情報、操縦者/航空機/同乗者情報）について、各画面に沿って選択または入力します。



以降の、[基本情報入力] 画面、[申請別情報入力] 画面での申請情報の入力方法については、マニュアル「[新規申請](#) [【基本情報入力】画面](#)、[【申請別情報入力】画面](#)」と同様となります。

05.口頭許可後の手続き【申請（届出）情報を確認する】1/2

入力した情報を確認し、申請書等を提出します。

入力した申請情報の確認

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

入力した各情報を確認の上、「申請提出」ボタンを押してください。
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。
入力内容を一時保存したい場合は下部にある「一時保存」ボタンを押下してください。

手続き情報

口頭での（仮）許可番号
（受理番号）12345678987654

口頭での許可日（受理日）2022年03月06日

口頭での申請日（届出日）2023年08月18日

手続き名最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）

航空機の種類飛行機

申請先東京航空局長

申請/届出申請

①

手続き情報の修正

②

戻る

一時保存

③

申請提出

申請（届出）情報の最終確認を行います。

①入力内容に誤りがある場合は各情報の右下にある

●●の修正 を押し、修正してください。

※ ●●の修正 ボタンを押下すると該当する各画面に移動します。
各画面にて入力内容の修正後に画面最下段中央のボタンで、
本画面まで画面を移動させてください。

②申請情報を一時的に保存したい場合、

一時保存 を押してください。

なお、一時保存した申請等を再度編集する場合は、
[こちら](#)を参照してください。

③入力内容に問題がなければ 申請提出 を押してください。
提出前の確認のためのダイアログが表示されます。

05.口頭許可後の手続き【申請（届出）情報を確認する】2/2

入力した情報を確認し、申請書等を提出します。（続き）

申請／届出を行います。

※口頭での申請日（届出日）が「申請日／届出日」になります。

OK

キャンセル

OK

を押下し、申請先へ申請書等を提出してください。
「口頭での申請日（届出日）」が
申請書等の申請日／届出日となります。

申請提出完了

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

申請／届出の提出を行いました。

ご登録いただいたメールアドレスに、申請／届出の提出確認に関するメールを送付しました。

申請情報の確認

メインメニュー画面の「申請情報一覧」から確認できますので、必要に応じてご利用ください。

メニュー画面へ

申請書（届出書）の提出確認に関するメールが送付されます。

- 正常に受信した場合、提出が完了した旨のメールが届きます。
- 受信に失敗した場合、システムで受け付けることができなかった旨のエラーメールが届きます。

申請書（届出書）を提出した際には、提出確認に関するメールを確認してください。

※メール内容のイメージは、次スライドを参照ください。

正常に受信すると、申請先で記載事項など内容確認を行います。

06.口頭許可後の手続き【提出完了のメールを確認する】

提出確認に関するメールの内容を確認します。

➤ 正常に受信した場合

【航空機運航情報処理システム】申請・届出提出のお知らせ

 国土交通省航空局航空機運航情報処理システム <information@aops.mlit.go.jp>
宛先

※このメールは航空機運航情報処理システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

航空機運航情報処理システムをご利用いただきありがとうございます。

以下の申請・届出の提出が完了しました。
内容の確認が完了するまでお待ちください。

お心当たりが無い場合は以下の「よくある質問」からお問い合わせください。

■システム受付 No.
.

■申請・届出される手続名
79 条 / 81 条 / 89 条

■手続種別
新規申請

■申請先
国土交通省（本省）

➤ 受信に失敗した場合

【航空機運航情報処理システム】申請・届出受付エラーのお知らせ

 国土交通省航空局航空機運航情報処理システム <information@aops.mlit.go.jp>
宛先

※このメールは航空機運航情報処理システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

航空機運航情報処理システムをご利用いただきありがとうございます。

申請・届出を受領しましたが、以下の理由により申請・届出をシステムに登録することができませんでした。

- ・同じ許可・届出に対して、同時に複数の手続は行えません。申請中（届出中）の手続が完了後に、申請・届出の手続きを行ってください。
- ・複数タブ / 複数ブラウザで操作された方は、データが破損した可能性があります。再度、申請・届出の手続きを行ってください。

上記理由に心当たりのない方は、予期せぬエラーが発生した可能性があります。
時間を置いて、再度お試しください。提出先官署までお問い合わせください。

■お問合せ番号

受信に失敗した理由として、大きく以下2点の原因が考えられます。

- 1.過去の同じ許可・届出に対して、重複した申請等を行っている
- 2.複数タブ、複数ブラウザで操作した

上記の原因にお心当たりがない場合、[「よくある質問」](#)に記載のお問い合わせ先まで、以下情報を添えてご連絡ください。

「ログインID」「メール受信日時」「メール記載のお問い合わせ番号」
「利用端末（OS）」「利用ブラウザ」

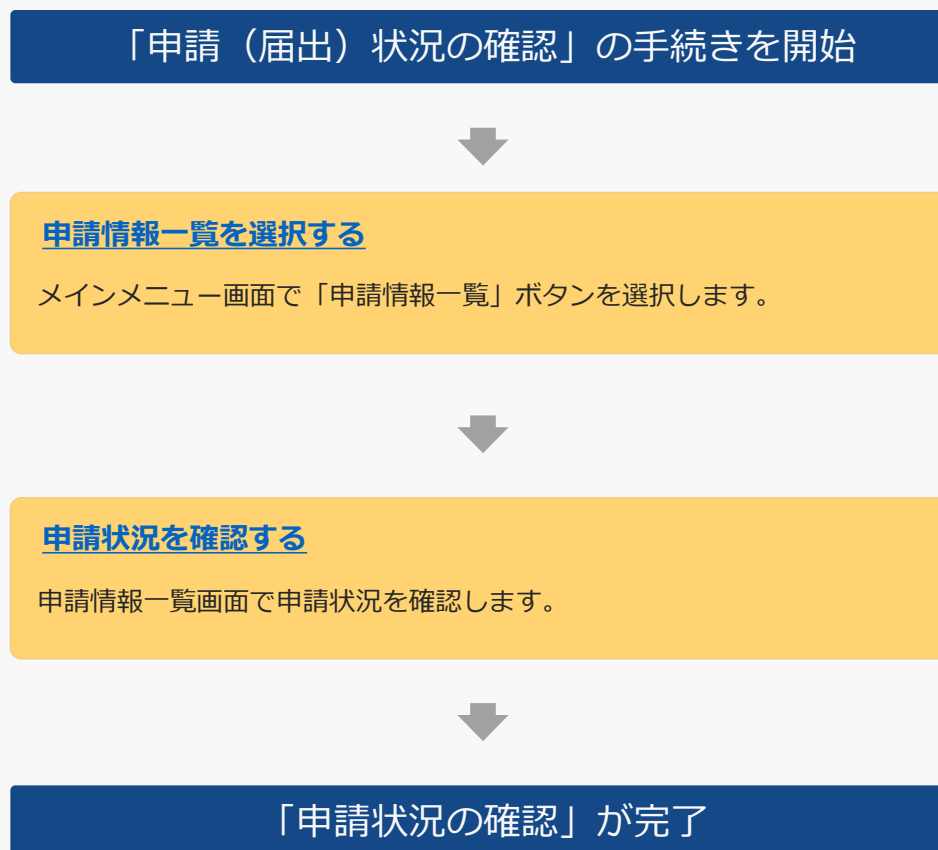
申請状況の確認

目次

- 01.申請（届出）状況の確認の流れ
- 02.申請状況の確認【申請情報一覧を選択する】
- 03.申請状況の確認【申請状況を確認する】

01.申請（届出）状況の確認の流れ

申請（届出）状況の確認の全体的な流れは以下の通りです。



02.申請状況の確認【申請情報一覧を選択する】



- ① [メインメニュー] 画面の、[申請書（届出書）を作成する] の見出しの中にある **申請情報一覧** を押します。



[申請情報一覧] 画面が開きます。

03.申請状況の確認【申請状況を確認する】 1/3

申請情報一覧画面で申請状況を確認します。

申請情報一覧

申請・届出を行った一覧を表示します。手続名、申請先等の項目を選択・入力し検索いただくことで、絞り込むことができます。
各ボタンの機能は以下のとおりです。

「詳細」：申請の詳細を確認することができます。

「複写」：過去の申請情報を複写（引用）して新規申請を行うことができます。

「継続・再申請（継続・再届出）」：許可された申請や届出の飛行期間を更新し、再度申請等を行うことができます。

「変更申請（変更届出）」：許可された申請や届出の内容等を変更し、再度申請等を行うことができます。

「引戻し」：一度提出した申請や届出を引き戻すことができます（文書受付前に限ります）。

「再提出」：補正指示があった申請や引き戻した申請等について再提出できます。

「編集」：一時保存した申請や届出の編集を行うことができます。

手続名

種別

申請先（届出先）

手続状況

選択してください

選択してください

選択してください

選択してください

申請日（開始日）

申請日（終了日）

飛行期間（開始日）

飛行期間（終了日）

年 / 月 / 日

年 / 月 / 日

年 / 月 / 日

年 / 月 / 日

検索

システム受付 No	手続名	手続種別	申請先 （届出先）	申請日 （届出日）	飛行期間	手続状況	許可番号 （許可日）	詳細	追加手続
AP2400000410	79条 81条 89条	新規申請	東京空港 事務所	2024/05/07	2024/05/07 ～ 2024/05/08	審査中		詳細	
AP2400000417	79条 81条 89条	新規申請	東京空港 事務所	2024/05/07	2024/05/07 ～ 2024/05/08	手続完了	東京運航 1138号 2024/05/07	詳細	
AP2400000426	79条 81条 89条	継続申請	東京空港 事務所	2024/05/07	2024/05/09 ～ 2024/05/31	受付中		詳細	引戻し

戻る

12

全ての申請情報が表示されます。なお、21件以上ある場合は、複数ページで表示されます。

- 「申請状況の確認」をする申請情報を検索します。
[手続名]、[種別]、[申請先（届出先）]、[手続状況]、
などを入力して **検索** を押すと、該当する申請情報が表示されます。
- 一覧から各申請（届出）の手続き状況が確認できます。

手続き状況（ステータス）	申請状況
受付中	申請書等の受付待ちの状態
手続内容確認中	受付完了し、申請書等の内容確認中の状態
審査中	審査中の状態
許可書発行済	許可書が発行され、電子許可書のダウンロードが可能な状態
手続完了	電子許可書のダウンロードが完了した状態
手続完了（無効）	変更申請がなされたことで元の申請が無効となった状態
手続完了（期限切れ）	許可期間が過ぎた状態
受理完了	届出が受理された状態
受理完了（無効）	変更届出がなされたことで元の届出が無効となった状態 （法第89条の場合のみ）
受理完了（期限切れ）	届出期間が過ぎた状態
補正対応	補正指示を受け、申請書等の修正等が必要な状態
引戻し	申請等を引き戻した状態（受付中の場合のみ申請者による申請 等の引戻しが可能）
申請取消	申請を取り消した状態 （申請者による取り消し操作は不可（保守対応のみ））
下書き保存	申請等を一時的に保存した状態（未提出の状態） ※申請等を引戻し或いは補正指示後に一時保存した場合、 「下書き保存」となります。

※一覧の背景色は以下のとおりです。

- グレー：飛行期間の終了日を過ぎている申請（届出）
- 黄色：飛行期間の終了日が1週間以内の申請（届出）

03.申請状況の確認【申請状況を確認する】2/3

申請情報一覧画面で申請状況を確認します。（続き）

申請情報一覧

申請・届出を行った一覧を表示します。手続名、申請先等の項目を選択・入力し検索いただくことで、絞り込むことができます。
各ボタンの機能は以下のとおりです。
「詳細」：申請の詳細を確認することができます。
「複写」：過去の申請情報を複写（引用）して新規申請を行うことができます。
「継続・再申請（継続・再届出）」：許可された申請や届出の飛行期間を更新し、再度申請等を行うことができます。
「変更申請（変更届出）」：許可された申請や届出の内容等を変更し、再度申請等を行うことができます。
「引戻し」：一度提出した申請や届出を引き戻すことができます（文書受付前に限ります）。
「再提出」：補正指示があった申請や引き戻した申請等について再提出できます。
「編集」：一時保存した申請や届出の編集を行うことができます。

手続名

選択してください

種別

選択してください

申請先（届出先）

選択してください

手続状況

選択してください

申請日（開始日）

年 / 月 / 日

申請日（終了日）

年 / 月 / 日

飛行期間（開始日）

年 / 月 / 日

飛行期間（終了日）

年 / 月 / 日

検索

システム受付 No	手続名	手続種別	申請先 （届出先）	申請日 （届出日）	飛行期間	手続状況	許可番号 （許可日）	詳細	追加手続き
AP2400000969	81条	新規申請	国文省	2024/05/29	2024/06/14 ～ 2024/07/25	受付中		詳細	引戻し
AP2400000970	81条	新規申請	国文省	2024/05/29	2024/07/04 ～ 2024/08/16	引戻し		③ 詳細	再提出
AP2400000161	81条	新規申請	東京局	2024/04/24 ～ 2024/09/24	下書き保 存			詳細	編集

1

2

3

4

戻る

③申請（届出）の内容を確認する場合、**詳細**を押します。

[申請情報詳細] 画面が開きます。

※選択した申請（届出）の添付ファイルサイズが大きい場合、
次の画面が表示されるまでに時間がかかることがあります。
そのままお待ちください。

03.申請状況の確認【申請状況を確認する】 3/3

申請情報一覧画面で申請状況を確認します。（続き）

申請情報詳細

申請情報一覧画面で選択した申請の詳細情報が表示されています。
許可書が発行済みの場合は、ページ下のボタンで許可書のダウンロードができます。

手続き情報

手続き名	最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）
手続き状況	引渡し
システム受付No.	AP2400000970
申請日(届出日)	2024年05月29日
許可日/受理日	2024年05月07日
航空機の種類	飛行機、回転翼航空機
申請場所	公海上
申請先	国土交通大臣

閉じる

許可書ダウンロード

表示された【申請情報詳細】画面より、
申請情報の内容をご確認ください。

④手続き状況が「許可書発行済」または「手続完了」状態の場合に、
許可書ダウンロード が押せる状態になります。

「手続き状況」：現在の手続き状況が確認できます。
（各ステータスについては、P5を参照）

「許可日/受理日」：許可（受理）手続き前の場合、空欄となります。

※許可番号は【申請情報一覧】画面でご確認ください。

閉じる を押すと、【申請情報一覧】画面に戻ります。

申請の引戻し・再提出

目次

- 01.申請の引戻し・再提出の流れ
- 02.申請の引戻し・再提出【申請情報一覧を選択する】
- 03.申請の引戻し・再提出【申請（届出）を引戻す】
- 04.申請の引戻し・再提出【申請（届出）を再提出する】
- 05.申請の引戻し・再提出【提出完了のメールを確認する】

01.申請の引戻し・再提出の流れ

一度提出した申請や届出を引戻し、再提出を行う全体的な流れは以下の通りです。

申請情報一覧を選択する

メインメニュー画面で「申請情報一覧」ボタンを選択します。



一度提出した申請（届出）を引戻す場合 ※ 1

申請（届出）を引戻す

申請情報一覧から該当する申請（届出）の「引戻し」ボタンを押し、
[申請情報詳細] 画面から申請情報を確認のうえ引戻します。



引戻した申請（届出）を再提出する場合 ※ 2

申請（届出）を再提出する

再度、申請情報一覧から該当する申請（届出）の
「再提出」ボタンを押します。
申請（届出）内容を修正し、申請書等を再提出します。



引戻し・再提出が完了

※ 1 : 引戻しができるのは文書受付前に限ります。

※ 2 : 再提出は引戻した申請等や補正指示があった申請等について可能です。

※補正指示があった申請等の再提出は、[こちら](#)を参照してください。

02.申請の引戻し・再提出【申請情報一覧を選択する】



①メインメニュー画面の「申請書（届出書）を作成する」の見出しの中にある  を押します。



「申請情報一覧」画面が開きます。

03.申請の引戻し・再提出【申請（届出）を引戻す】 1/2

一度提出した申請（届出）を引戻します。

申請情報一覧

申請・届出を行った一覧を表示します。手続名、申請先等の項目を選択・入力し検索いただくことで、絞り込むことができます。
各ボタンの機能は以下のとおりです。
「詳細」：申請の詳細を確認することができます。
「複写」：過去の申請情報を複写（引用）して新規申請を行うことができます。
「継続・再申請（継続・再届出）」：許可された申請や届出の飛行期間を更新し、再度申請等を行うことができます。
「変更申請（変更届出）」：許可された申請や届出の内容等を変更し、再度申請等を行うことができます。
「引戻し」：一度提出した申請や届出を引き戻すことができます（文書受付前に限ります）。
「再提出」：補正指示があった申請や引き戻した申請等について再提出できます。
「編集」：一時保存した申請や届出の編集を行うことができます。

①

手続名

種別

申請先（届出先）

手続状況

選択してください

選択してください

選択してください

選択してください

申請日（開始日）

申請日（終了日）

飛行期間（開始日）

飛行期間（終了日）

年 / 月 / 日

年 / 月 / 日

年 / 月 / 日

年 / 月 / 日

検索

システム受付 No	手続名	手続種別	申請先 （届出先）	申請日 （届出日）	飛行期間	手続状況	許可番号 （許可日）	詳細	追加手続
AP2400001072	81条	継続申請	東京空港 事務所	2024/06/05	2024/07/31 ～ 2024/09/01	許可書発 行済	東事運第 1102号 2024/06/05	詳細	
AP2400001030	81条	新規申請	東京局	2024/05/31	2024/06/07 ～ 2024/07/30	受付中		詳細	② 引戻し
AP2400000161	81条	新規申請	東京局		2024/04/24 ～ 2024/07/24	下書き保 存		詳細	編集

1

2

3

4

戻る

全ての申請情報が表示されます。
なお、21件以上ある場合は、複数ページで表示されます。

- ①引戻しをする申請情報を検索します。
「手続名」、「種別」、「申請先（届出先）」、「手続状況」、などを入力して **検索** を押すと、該当する申請情報が表示されます。
※「手続状況」で「受付中」を選択し検索すると、「引戻し」可能な申請等が表示されます。
※引戻しは手続状況が「受付中」（文書受付前）のものに限り可能です。
一覧に表示されない申請等を引戻したい場合は、申請先へ直接お問い合わせください。

- ②引戻したい申請（届出）の **引戻し** を押します。

「申請情報詳細」画面が開きます。

※選択した申請（届出）の添付ファイルサイズが大きい場合、次の画面が表示されるまでに時間がかかることがあります。
そのままお待ちください。

03.申請の引戻し・再提出【申請（届出）を引戻す】 2/2

一度提出した申請（届出）を引戻します。（続き）

申請情報詳細

手続き情報

手続き名	最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）
手続き状況	受付中
システム受付No.	AP2400001030
申請日(届出日)	2024年05月31日

戻る

③

引戻し

- ③【申請情報詳細】画面にて引戻し対象の申請（届出）であることを確認のうえ、問題なければ **引戻し** を押してください。



申請の引戻しを行ったことの確認画面が表示されます。

手続き

申請の引戻しを行いました。

申請情報の確認

メインメニュー画面の「申請情報一覧」から確認できますので、必要に応じてご利用ください。
申請情報一覧への反映には数分かかることがあります。

メニュー画面へ

なお、引戻した申請等は、
【メインメニュー】画面の【申請情報一覧】から確認してください。
※【申請情報一覧】への反映には数分かかることがあります。

引戻しの手続きが完了すると、その旨メールで通知されます。

04.申請の引戻し・再提出【申請（届出）を再提出する】 1/5

引戻した申請（届出）について、再提出します。



国土交通省

AOPS

マニュアル よくある質問 ● ● ● さん

メインメニュー

申請書（届出書）を作成する

申請情報一覧 ①

申請済みまたは作成中の申請情報、届出情報の確認や許可書のダウンロードができます。

新規申請（新規届出）

継続申請／再申請（継続届出／再届出）

変更申請（変更届出）

口頭許可後の手続き（災害時等）

①メインメニュー画面の「申請書（届出書）を作成する」の見出し
の中にある 申請情報一覧 を押します。



「申請情報一覧」画面が開きます。

04.申請の引戻し・再提出【申請（届出）を再提出する】 2/5

引戻した申請（届出）について、再提出します。（続き）

申請情報一覧

申請・届出を行った一覧を表示します。手続名、申請先等の項目を選択・入力し検索いただくことで、絞り込むことができます。
各ボタンの機能は以下のとおりです。
「詳細」：申請の詳細を確認することができます。
「複写」：過去の申請情報を複写（引用）して新規申請を行うことができます。
「継続・再申請（継続・再届出）」：許可された申請や届出の飛行期間を更新し、再度申請等を行うことができます。
「変更申請（変更届出）」：許可された申請や届出の内容等を変更し、再度申請等を行うことができます。
「引戻し」：一度提出した申請や届出を引き戻すことができます（文書受付前に限ります）。
「再提出」：補正指示があった申請や引き戻した申請等について再提出できます。
「編集」：一時保存した申請や届出の編集を行うことができます。

手続名
選択してください

種別
選択してください

申請先（届出先）
選択してください

手続状況
選択してください

申請日（開始日）
年 / 月 / 日

申請日（終了日）
年 / 月 / 日

飛行期間（開始日）
年 / 月 / 日

飛行期間（終了日）
年 / 月 / 日

検索

システム受付 No	手続名	手続種別	申請先 （届出先）	申請日 （届出日）	飛行期間	手続状況	許可番号 （許可日）	詳細	追加手続き
AP2400001072	81条	継続申請	東京空港 事務所	2024/06/05	2024/07/31 ～ 2024/09/01	許可書発 行済	東事運第 1102号 2024/06/05	詳細	
AP2400001030	81条	新規申請	東京局	2024/05/31	2024/06/07 ～ 2024/07/30	引戻し		詳細	再提出
AP2400000161	81条	新規申請	東京局		2024/04/24 ～ 2024/06/24	下書き保 存		詳細	編集

1234

戻る

全ての申請情報が表示されます。
なお、21件以上ある場合は、複数ページで表示されます。

- ② 引戻し後に、再提出する申請情報を検索します。
[手続名]、[種別]、[申請先（届出先）]、
[手続状況]、などを入力して **検索** を押すと、
該当する申請情報が表示されます。
※ [手続状況] で「補正対応/引戻し」を選択し検索すると、
引戻し後の再提出が可能な申請等が表示されます。
※ 再提出は引戻した申請等や補正指示があった
申請等について可能です。

- ③ 再提出を行いたい申請（届出）の **再提出** を押します。

申請手続きを選択する画面が開きます。

04.申請の引戻し・再提出【申請（届出）を再提出する】 3/5

引戻した申請（届出）について、再提出します。（続き）

手続きを行う申請の選択

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

手続きを行う申請・届出場所、申請先を選択してください。

申請手続きを選択してください

☐ 飛行場以外の場所における離着陸（航空法第79条ただし書の規定による申請）

☒ 最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）

☐ 物件投下（航空法第89条ただし書の規定による届出）

申請・届出を行う航空機の種類を選択してください

☐ 飛行機

☒ 回転翼航空機

申請行為・届出行為を行おうとする場所を選択してください（いずれか1つ）

☒ 東日本（領海上を含む）
（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）

☐ 西日本（領海上を含む）

戻る

基本情報の入力

〔申請情報一覧〕にて選択した申請（届出）の情報を修正します。

各種入力画面（〔手続き選択〕画面→〔基本情報入力〕画面→〔申請別情報入力〕画面）の入力方法については、マニュアル「[新規申請](#)」「[継続申請・再申請](#)」「[変更申請](#)」を参照してください。

04.申請の引戻し・再提出【申請（届出）を再提出する】 4/5

引戻した申請（届出）について、再提出します。（続き）

入力した申請情報の確認

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

入力した各情報を確認の上、「申請提出」ボタンを押してください。
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。
入力内容を一時保存したい場合は下部にある「一時保存」ボタンを押下してください。

手続き情報

手続き名

最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）

航空機の種類

回転翼航空機

申請先

東京空港事務所長

申請/届出

申請

④

手続き情報の修正

⑤

⑥

基本情報、飛行計画の概要

戻る

一時保存

申請提出

申請（届出）情報の最終確認を行います。

①入力内容に誤りがある場合は各情報の右下にある

●●の修正 を押し、修正してください。

※ ●●の修正 ボタンを押下すると該当する各画面に移動します。
各画面にて入力内容の修正後に画面最下段中央のボタンで、
本画面まで画面を移動させてください。

②申請情報を一時的に保存したい場合、

一時保存 を押してください。

なお、一時保存した申請等を再度編集する場合は、
[こちら](#)を参照してください。

③入力内容に問題がなければ 申請提出 を押してください。
提出前の確認のためのダイアログが表示されます。

04.申請の引戻し・再提出【申請（届出）情報を確認する】 5/5

引戻した申請（届出）について、再提出します。（続き）

申請／届出を行います。

※以下のOKボタンの押下日が「申請日／届出日」となります。

OK

キャンセル

OK

を押すと、申請先へ申請書等が再度提出されます。

- 引戻し後の申請等を再提出する場合は、
[申請日／届出日] は最初に提出した日付のままとなります。

申請提出完了

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

申請／届出の提出を行いました。

ご登録いただいたメールアドレスに、申請／届出の提出確認に関するメールを送付しました。

申請情報の確認

メインメニュー画面の「申請情報一覧」から確認できますので、必要に応じてご利用ください。

メニュー画面へ

申請書（届出書）の提出確認に関するメールが送付されます。

- 正常に受信した場合、提出が完了した旨のメールが届きます。
- 受信に失敗した場合、システムで受け付けることができなかった旨のエラーメールが届きます。

申請書（届出書）を提出した際には、提出確認に関するメールを確認してください。

※メール内容のイメージは、次スライドを参照ください。

正常に受信すると、申請先で記載事項など内容確認を行います。

05.申請の引戻し・再提出【提出完了のメールを確認する】

提出確認に関するメールの内容を確認します。

➤ 正常に受信した場合

【航空機運航情報処理システム】申請・届出提出のお知らせ

 国土交通省航空局航空機運航情報処理システム <information@aops.mlit.go.jp>
宛先

※このメールは航空機運航情報処理システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

航空機運航情報処理システムをご利用いただきありがとうございます。

以下の申請・届出の提出が完了しました。
内容の確認が完了するまでお待ちください。

お心当たりが無い場合は以下の「よくある質問」からお問い合わせください。

■システム受付 No.
.

■申請・届出される手続名
79 条 / 81 条 / 89 条

■手続種別
新規申請

■申請先
国土交通省（本省）

➤ 受信に失敗した場合

【航空機運航情報処理システム】申請・届出受付エラーのお知らせ

 国土交通省航空局航空機運航情報処理システム <information@aops.mlit.go.jp>
宛先

※このメールは航空機運航情報処理システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

航空機運航情報処理システムをご利用いただきありがとうございます。

申請・届出を受領しましたが、以下の理由により申請・届出をシステムに登録することができませんでした。

- ・同じ許可・届出に対して、同時に複数の手続は行えません。申請中（届出中）の手続が完了後に、申請・届出の手続きを行ってください。
- ・複数タブ / 複数ブラウザで操作された方は、データが破損した可能性があります。再度、申請・届出の手続きを行ってください。

上記理由に心当たりのない方は、予期せぬエラーが発生した可能性があります。
時間を置いて、再度お試しください。提出先官署までお問い合わせください。

■お問合せ番号

受信に失敗した理由として、大きく以下2点の原因が考えられます。

- 1.過去の同じ許可・届出に対して、重複した申請等を行っている
- 2.複数タブ、複数ブラウザで操作した

上記の原因にお心当たりがない場合、[「よくある質問」](#)に記載のお問い合わせ先まで、以下情報を添えてご連絡ください。

「ログインID」「メール受信日時」「メール記載のお問い合わせ番号」
「利用端末（OS）」「利用ブラウザ」

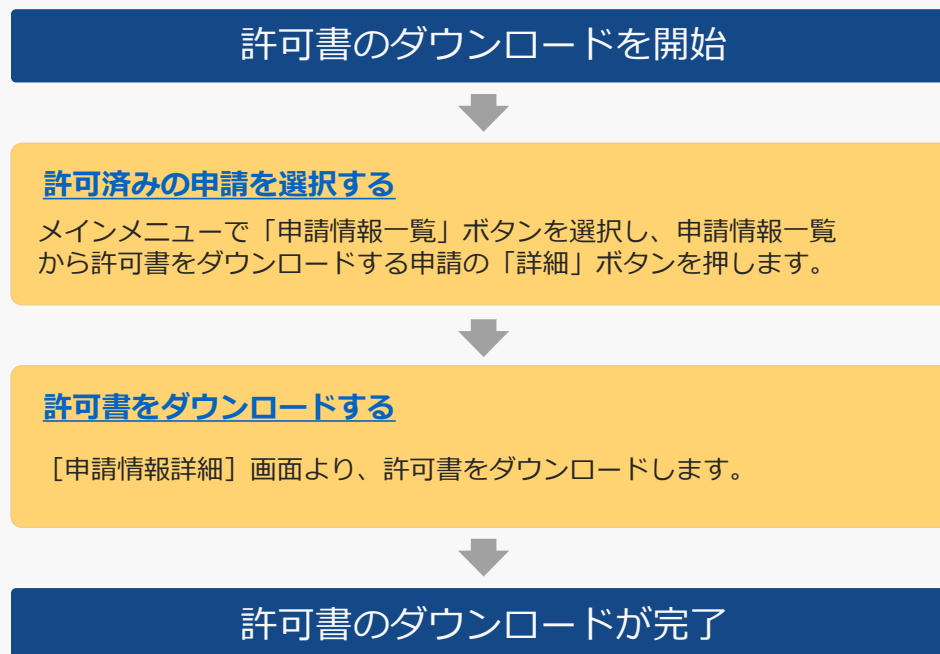
許可書のダウンロード

目次

- 01.許可書のダウンロードの流れ
- 02.許可書のダウンロード【許可済みの申請を選択する】
- 03.許可書のダウンロード【許可書をダウンロードする】

01.許可書のダウンロードの流れ

許可済みの「申請」の状況確認・許可書のダウンロードを行う流れは以下の通りです。



02.許可書のダウンロード【許可済みの申請を選択する】 1/2



- ① [メインメニュー] 画面の、[申請書（届出書）を作成する] の見出しの中にある **申請情報一覧** を押します。



[申請情報一覧] 画面が開きます。

02.許可書のダウンロード【許可済みの申請を選択する】2/2

〔申請情報一覧〕画面から、許可書をダウンロードする対象の申請を選択します。

申請情報一覧

申請・届出を行った一覧を表示します。手続名、申請先等の項目を選択・入力し検索いただくことで、絞り込むことができます。
各ボタンの機能は以下のとおりです。
「詳細」：申請の詳細を確認することができます。
「複写」：過去の申請情報を複写（引用）して新規申請を行うことができます。
「継続・再申請（継続・再届出）」：許可された申請や届出の飛行期間を更新し、再度申請等を行うことができます。
「変更申請（変更届出）」：許可された申請や届出の内容等を変更し、再度申請等を行うことができます。
「引渡し」：一度提出した申請や届出を引き戻すことができます（文書受付前に限ります）。
「再提出」：補正指示があった申請や引き戻した申請等について再提出できます。
「編集」：一時保存した申請や届出の編集を行うことができます。

手続名

種別

申請先（届出先）

手続状況

選択してください

選択してください

選択してください

選択してください

申請日（開始日）

申請日（終了日）

飛行期間（開始日）

飛行期間（終了日）

年 / 月 / 日

年 / 月 / 日

年 / 月 / 日

年 / 月 / 日

検索

1

2

3

4

戻る

- ②申請情報を検索する場合は、〔手続名〕、〔種別〕、〔申請先（届出先）〕、〔手続状況〕などを入力して **検索** を押すと、該当する申請情報が表示されます。

※初回の許可書ダウンロード時には、〔手続状況〕で「許可書発行済」を選択のうえ検索しダウンロードして下さい。
2回目以降は「手続完了」で検索いただくことでダウンロード可能な申請が表示されます。

- ③許可書をダウンロードする申請の **詳細** を押します。
※許可書がダウンロードできる申請は、手続状況が「許可書発行済」「手続完了」状態のものに限ります。

〔申請情報詳細〕画面が開きます。

※選択した申請（届出）の添付ファイルサイズが大きい場合、次の画面が表示されるまでに時間がかかることがあります。
そのままお待ちください。

03.許可書のダウンロード【許可書をダウンロードする】1/2

許可書のダウンロードを行います。

申請情報詳細

申請情報一覧画面で選択した申請の詳細情報が表示されています。
許可書が発行済みの場合は、ページ下のボタンで許可書のダウンロードができます。

手続き情報

手続き名	最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）
手続き状況	許可書発行済
システム受付No.	AP2400001072
申請日(届出日)	2024年06月05日
許可日/受理日	2024年06月05日
航空機の種類	飛行機
申請場所	東日本（領海上を含む）
申請先	東京空港事務所長

② 閉じる

22

① 許可書ダウンロード

① 申請情報の内容をご確認ください。

許可書ダウンロード を押すと、許可書を取得することができます。

手続き状況が「許可書発行済」または「手続完了」状態の場合のみ、
「許可書ダウンロード」ボタンが活性化します。
※許可書のダウンロードは、何度でも行うことができます。

② 許可書のダウンロード完了後、**閉じる** を押します。



〔申請情報一覧〕画面に戻ります。

※許可書は、ご利用の端末に
zipファイルとして、ダウンロードされます。

03.許可書のダウンロード【許可書をダウンロードする】2/2

許可書のダウンロードを行います。（続き）

申請情報一覧

申請・届出を行った一覧を表示します。手続名、申請先等の項目を選択・入力し検索いただくことで、絞り込むことができます。
各ボタンの機能は以下のとおりです。

「詳細」：申請の詳細を確認することができます。

「復写」：過去の申請情報を複写（引用）して新規申請を行うことができます。

「継続・再申請（継続・再届出）」：許可された申請や届出の飛行期間を更新し、再度申請等を行うことができます。

「変更申請（変更届出）」：許可された申請や届出の内容等を変更し、再度申請等を行うことができます。

「引戻し」：一度提出した申請や届出を引き戻すことができます（文書受付前に限ります）。

「再提出」：補正指示があった申請や引き戻した申請等について再提出できます。

「編集」：一時保存した申請や届出の編集を行うことができます。

手続名

選択してください

種別

選択してください

申請先（届出先）

選択してください

手続状況

選択してください

申請日（開始日）

年 / 月 / 日

申請日（終了日）

年 / 月 / 日

飛行期間（開始日）

年 / 月 / 日

飛行期間（終了日）

年 / 月 / 日

検索

システム受付 No	手続名	手続種別	申請先 （届出先）	申請日 （届出日）	飛行期間	手続状況③	許可番号 （許可日）	詳細	追加手続き
AP2400001083	81条	継続申請	東京空港 事務所	2024/06/10	2024/07/31 ～ 2024/09/01	手続完了	東事運第 1110号 2024/06/10	詳細	
AP2400000086	79条 81条 89条	新規申請	国交省		2024/05/01 ～ 2024/05/30	下書き保 存		詳細	編集
AP2400000161	81条	新規申請	東京局		2024/04/24 ～ 2024/05/24	下書き保 存		詳細	編集

戻る

1234

③許可書のダウンロードを行うと、【手続状況】のステータスは「手続完了」となります。

電子許可書（ZIPファイル）には、以下のファイルが含まれています。公文書の署名検証をする場合は一度電子許可書（ZIPファイル）を解凍した上で実施してください。

- ファイル形式：xml
従来の押印に代わる電子署名が付与されたファイル（電子許可書）
※xmlファイルをブラウザ（Microsoft Edge）にて表示する場合、IEモードでファイルを開封してください。
- ファイル形式：xsl
（1）のファイルをブラウザで表示するための補助的なファイル
- ファイル形式：pdf
具体的な許可内容が記載されたファイル

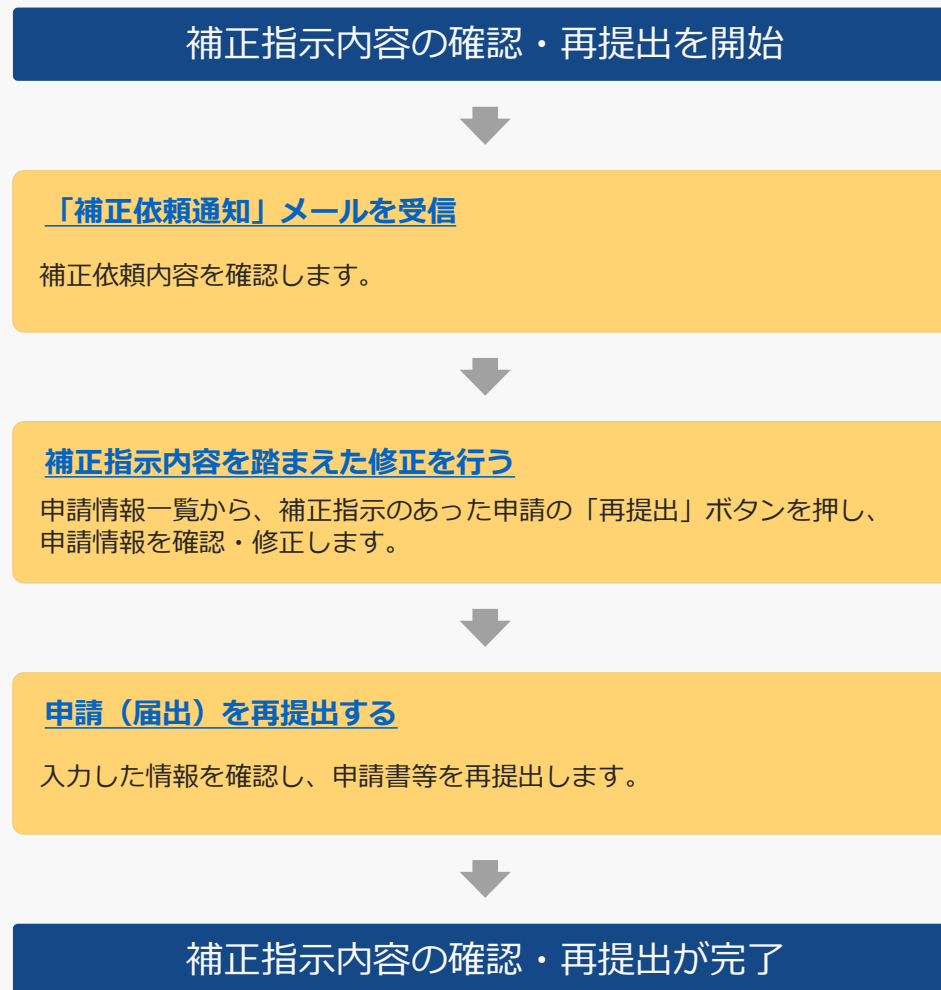
補正指示内容の確認・ 再提出

目次

- 01.補正指示内容の確認・再提出の流れ
- 02.補正指示内容の確認・再提出【「補正依頼通知」メールを受信】
- 03.補正指示内容の確認・再提出【補正指示内容を踏まえた修正を行う】
- 04.補正指示内容の確認・再提出【申請（届出）を再提出する】
- 05.補正指示内容の確認・再提出【提出完了のメールを確認する】

01.補正指示内容の確認・再提出の流れ

申請済みの「申請（届出）情報」の補正指示の確認・再提出の全体的な流れは以下の通りです。



02.補正指示内容の確認・再提出【「補正依頼通知」メールを受信】

「補正依頼通知」メールの補正依頼内容を確認します。

件名	【航空機運航情報処理システム】補正依頼通知
宛先	申請情報に設定されたメールアドレス
本文	

※このメールは航空機運航情報処理システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

株式会社 [] 様

航空機運航情報処理システムをご利用いただきありがとうございます。

以下の申請・届出について補正が依頼されました。
補正依頼内容を確認の上、「申請情報一覧」より該当の申請・届出の内容を補正し、再提出してください。

■システム受付 No.
AP2400000813

■申請・届出される手続名
81 歳

■手続種別
変更届出

■申請先
国土交通省（本省）

■補正依頼内容
〇〇〇〇〇を修正してください。

■ログイン URL
https://uridefense.com/v3/_https://www.aops.mlit.go.jp/aops/login/exec_!!GCTRfqYYOYGmgK_z!6YpLjj7WQ0SgzU3MQrL5keWU0U

■よくある質問
https://uridefense.com/v3/_https://www.aops.mlit.go.jp/contents/aops/question.html_!!GCTRfqYYOYGmgK_z!6YpLjj7WQ0SgzU3MQrL5keWU0U

国土交通省航空局 安全部 安全政策課 ※（例）申請先が「国土交通大臣」の場合

補正が必要な場合、申請先から補正依頼のメールが送付されます。
「■補正依頼内容」を確認のうえ、修正を行ってください。

03.補正指示内容の確認・再提出【補正指示内容を踏まえた修正を行う】 1/3



- ① [メインメニュー] 画面の、[申請書（届出書）を作成する] の見出しの中にある **申請情報一覧** を押します。



[申請情報一覧] 画面が開きます。

03.補正指示内容の確認・再提出【補正指示内容を踏まえた修正を行う】2/3

〔申請情報一覧〕から補正を行う申請（届出）を選択します。

申請情報一覧

申請・届出を行った一覧を表示します。手続名、申請先等の項目を選択・入力し検索いただくことで、絞り込むことができます。
各ボタンの機能は以下のとおりです。
「詳細」：申請の詳細を確認することができます。
「複写」：過去の申請情報を複写（引用）して新規申請を行うことができます。
「継続・再申請（継続・再届出）」：許可された申請や届出の飛行期間を更新し、再度申請等を行うことができます。
「変更申請（変更届出）」：許可された申請や届出の内容等を変更し、再度申請等を行うことができます。
「引戻し」：一度提出した申請や届出を引き戻すことができます（文書受付前に限ります）。
「再提出」：補正指示があった申請や引き戻した申請等について再提出できます。
「編集」：一時保存した申請や届出の編集を行うことができます。

手続名
選択してください

種別
選択してください

申請先（届出先）
選択してください

手続状況
選択してください

申請日（開始日）
年 / 月 / 日

申請日（終了日）
年 / 月 / 日

飛行期間（開始日）
年 / 月 / 日

飛行期間（終了日）
年 / 月 / 日

検索

システム受付 No	手続名	手続種別 (届出先)	申請先 (届出先)	申請日 (届出日)	飛行期間	手続状況	許可番号 (許可日)	詳細	追加手続き
AP2400001086	79条 81条 89条	新規申請	東京空港 事務所	2024/06/10	2024/06/12 ～ 2024/06/30	引戻し		③ 詳細	④ 再提出
AP2400000086	79条 81条 89条	新規申請	国交省		2024/05/01 ～ 2024/05/30	下書き保 存		詳細	編集
AP2400000161	81条	新規申請	東京局		2024/04/24 ～ 2024/05/24	下書き保 存		詳細	編集

1 2 > <

戻る

全ての申請情報が表示されます。
なお、21件以上ある場合は、複数ページで表示されます。

②補正を行う申請情報を検索します。

〔手続名〕、〔種別〕、〔申請先（届出先）〕、〔手続状況〕、
などを入力して **検索** を押すと、該当する申請情報
が表示されます。

※〔手続状況〕で「補正対応」を選択し検索すると、
「補正」が必要な申請等が表示されます。

※再提出は補正指示があった申請等や引戻した申請等について
可能です。

③補正を行う申請（届出）の内容を確認する場合は、

詳細 を押します。

※補正指示の内容は「補正依頼通知」メールにて
確認してください。

④補正を行う手続きの **再提出** を押します。

申請手続きを選択する画面が開きます。

※選択した申請（届出）の添付ファイルサイズが大きい場合、
次の画面が表示されるまでに時間がかかることがあります。
そのままお待ちください。

03.補正指示内容の確認・再提出【補正指示内容を踏まえた修正を行う】 3/3

補正指示内容を踏まえた修正を行います。

手続きを行う申請の選択

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

手続きを行う申請・届出場所、申請先を選択してください。

申請手続きを選択してください

☒ 飛行場以外の場所における離着陸（航空法第79条ただし書の規定による申請）
☐ 最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）
☐ 物件投下（航空法第89条ただし書の規定による届出）

申請・届出を行う航空機の種類を選択してください

☐ 飛行機
☒ 回転翼航空機

戻る

基本情報の入力

[申請情報一覧] にて選択した申請（届出）の補正（修正）を行います。

各種入力画面（[手続き選択] 画面→[基本情報入力] 画面→[申請別情報入力] 画面）の入力方法については、マニュアル「[新規申請](#)」「[継続申請・再申請](#)」「[変更申請](#)」を参照してください。

入力した情報を確認し、申請書等を再提出します。

申請（届出）情報の最終確認を行います。

- の修正 を押し、修正してください。

※ ●●の修正 ボタンを押下すると該当する各画面に移動します。
各画面にて入力内容の修正後に画面最下段中央のボタンで、
本画面まで画面を移動させてください。

- 一時保存を押してください。

なお、一時保存した申請等を再度編集する場合は、[こちら](#)を参照してください。

- ③入力内容に問題がなければ **申請提出** を押してください。
提出前の確認のためのダイアログが表示されます。

04.補正指示内容の確認・再提出【申請（届出）情報を確認する】2/2

入力した情報を確認し、申請書等を提出します。（続き）

申請／届出を行います。

※以下のOKボタンの押下日が「申請日／届出日」となります。

OK

キャンセル

OK を押すと、申請先へ申請書等が再度提出されます。

※補正指示のあった申請等を再提出する場合は、
「申請日／届出日」は最初に提出した日付のままとなります。

申請提出完了

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

申請／届出の提出を行いました。

ご登録いただいたメールアドレスに、申請／届出の提出確認に関するメールを送付しました。

申請情報の確認
メインメニュー画面の「申請情報一覧」から確認できますので、必要に応じてご利用ください。

メニュー画面へ

申請書（届出書）の提出確認に関するメールが送付されます。

- 正常に受信した場合、提出が完了した旨のメールが届きます。
- 受信に失敗した場合、システムで受け付けることができなかった旨のエラーメールが届きます。

申請書（届出書）を提出した際には、提出確認に関するメールを確認してください。

※メール内容のイメージは、次スライドを参照ください。

正常に受信すると、申請先で記載事項など内容確認を行います。

05.補正指示内容の確認・再提出【提出完了のメールを確認する】

提出確認に関するメールの内容を確認します。

➤ 正常に受信した場合

【航空機運航情報処理システム】申請・届出提出のお知らせ

 国土交通省航空局航空機運航情報処理システム <information@aops.mlit.go.jp>
宛先

※このメールは航空機運航情報処理システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

航空機運航情報処理システムをご利用いただきありがとうございます。

以下の申請・届出の提出が完了しました。
内容の確認が完了するまでお待ちください。

お心当たりが無い場合は以下の「よくある質問」からお問い合わせください。

■システム受付 No.

■申請・届出される手続名
79 条 / 81 条 / 89 条

■手続種別
新規申請

■申請先
国土交通省（本省）

➤ 受信に失敗した場合

【航空機運航情報処理システム】申請・届出受付エラーのお知らせ

 国土交通省航空局航空機運航情報処理システム <information@aops.mlit.go.jp>
宛先

※このメールは航空機運航情報処理システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

航空機運航情報処理システムをご利用いただきありがとうございます。

申請・届出を受領しましたが、以下の理由により申請・届出をシステムに登録することができませんでした。

- ・同じ許可・届出に対して、同時に複数の手続は行えません。申請中（届出中）の手続が完了後に、申請・届出の手続きを行ってください。
- ・複数タブ / 複数ブラウザで操作された方は、データが破損した可能性があります。再度、申請・届出の手続きを行ってください。

上記理由に心当たりのない方は、予期せぬエラーが発生した可能性があります。
時間を置いて、再度お試しください。提出先官署までお問い合わせください。

■お問合せ番号

受信に失敗した理由として、大きく以下2点の原因が考えられます。

- 1.過去の同じ許可・届出に対して、重複した申請等を行っている
- 2.複数タブ、複数ブラウザで操作した

上記の原因にお心当たりがない場合、[「よくある質問」](#)に記載のお問い合わせ先まで、以下情報を添えてご連絡ください。

「ログインID」「メール受信日時」「メール記載のお問い合わせ番号」
「利用端末（OS）」「利用ブラウザ」

申請の一時保存・編集

目次

01.申請の一時保存・編集の流れ

02.申請を一時保存・編集【申請情報を一時保存する】

03.申請を一時保存・編集【一時保存状態から再度編集を行う申請（届出）を選択する】

04.申請を一時保存・編集【申請情報を編集する】

01.申請の一時保存・編集の流れ

本システムで申請を一時保存・編集する場合の流れは以下の通りです。

（一時保存する場合）

申請の一時保存の開始



申請情報を一時保存する

[申請情報確認] 画面の「一時保存」ボタンを押します。



申請の一時保存の完了

（一時保存した申請情報を編集する場合）

必要に応じ、各種マスタ管理情報の追加・変更登録を行います。

航空機情報、操縦者情報、同乗者情報（法第81条の場合）、離着陸場所の情報（法第79条の場合）の変更については、あらかじめ各種マスタ管理情報から追加・変更登録を行います。



一時保存した申請情報の編集を行う



一時保存状態から再度編集を行う申請（届出）を選択する

[申請情報一覧] から、再度編集を行う申請（届出）を選択します。



申請情報を編集する

各申請（届出）情報の入力画面で、申請情報を編集します。



一時保存した申請情報の編集の完了

02.申請を一時保存・編集【申請情報を一時保存する】 1/2

申請情報を一時保存します。

入力した申請情報の確認

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

入力した各情報を確認の上、「申請提出」ボタンを押してください。
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。
入力内容を一時保存したい場合は下部にある「一時保存」ボタンを押下してください。

手続き情報

手続き名

最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）

航空機の種類

回転翼航空機

申請先

東京空港事務所長

申請/届出

申請

手続き情報の修正

基本情報、飛行計画の概要

①

戻る

一時保存

申請提出

①申請情報を一時的に保存したい場合は、
【申請情報確認】画面において **一時保存** を
押してください。
一時保存確認のダイアログが表示されます。

※各画面（【手続き選択】画面～【申請別情報入力】画面）
での一時保存はできません。各画面下部中央のボタンで、
【申請情報確認】画面まで画面移動していただき、
「一時保存」を行ってください。

※申請等の作成において、
120分以上操作が中断（何も操作しない状態）されると、
これまで選択・入力した情報が破棄され、
再度手続きをやり直す必要があります。
操作を長時間中断される場合は、適宜「一時保存」を
行ってください。

02.申請を一時保存・編集【申請情報を一時保存する】 2/2

申請情報を一時保存します。（続き）

一時保存を行います。
一時保存完了まで数秒お待ちいただく必要がございます。

②

OK キャンセル

- ② **OK** を押すことで、申請情報を一時保存します。
※一時保存完了まで、数秒お待ちいただく必要がございます。
一時保存が完了すると、【申請情報確認】画面の上部に「一時保存が完了しました。」と赤字で表示されます。

入力した申請情報の確認

STEP 01 手続き選択 STEP 02 基本情報入力 STEP 03 申請別情報入力 **STEP 04 申請情報確認** STEP 05 申請提出

入力した各情報も確認の上、「申請提出」ボタンを押してください。
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。
入力内容を一時保存したい場合は下部にある「一時保存」ボタンを押下してください。
一時保存が完了しました。

手続き情報

03.申請を一時保存・編集【一時保存状態から再度編集を行う申請（届出）を選択する】1/2

※航空機情報、操縦者情報、同乗者情報（法第81条の場合）、離着陸場所の情報（法第79条の場合）の変更については、あらかじめ各種マスタ管理情報から追加・変更登録を行ってください。



国土交通省

AOPS

マニュアル よくある質問 ●●さん

メインメニュー

申請書（届出書）を作成する

申請情報一覧 ①

申請済みまたは作成中の申請情報、届出情報の確認や許可書のダウンロードができます。

新規申請（新規届出）

新規に申請、届出を行います。
※申請を行う前に、航空機情報、操縦者情報、同乗者情報を登録してください。
※飛行場以外の場所における離着陸（法79条ただし書許可申請）を行う場合には、予め場外離着陸場の情報を登録してください。

継続申請／再申請（継続届出／再届出）

許可された申請や届出の飛行期間を更新し、再度申請等を行います。
※飛行期間の更新にあわせて、元の許可申請の内容を一部変更することが可能です。
※過去に許可・届出実績のない場所で申請・届出行為を行う場合には、「新規申請（新規届出）」から申請してください。
※継続申請／再申請等で申請可能な飛行期間は、[こちら](#)を参照ください。

変更申請（変更届出）

許可された申請や届出の内容等を変更し、再度申請等を行います。
※申請・届出行為を行う場所の追加、変更を行う場合には、「新規申請（新規届出）」などから別途申請してください。
※変更申請時の飛行終了日は、元となる許可申請（届出）の飛行終了日と同一となります。詳細は[こちら](#)を参照ください。

口頭許可後の手続き（災害時等）

緊急時に口頭による申請を行い許可を受けた場合、後日、こちらから申請書を提出してください。
※申請を行う前に、航空機情報、操縦者情報、同乗者情報を登録してください。
※飛行場以外の場所における離着陸（法79条ただし書許可申請）を行う場合には、予め場外離着陸場の情報を登録してください。

- ①メインメニュー画面の、
「申請書（届出書）を作成する」の見出しの中にある
「申請情報一覧」を押します。



「申請情報一覧」画面が開きます。

03.申請を一時保存・編集【一時保存状態から再度編集を行う申請（届出）を選択する】2/2

[申請情報一覧] から、再度編集を行う申請（届出）を選択します。

申請情報一覧

申請・届出を行った一覧を表示します。手続名、申請先等の項目を選択・入力し検索いただくことで、絞り込むことができます。
各ボタンの機能は以下のとおりです。
「詳細」：申請の詳細を確認することができます。
「複写」：過去の申請情報を複写（引用）して新規申請を行うことができます。
「継続・再申請（継続・再届出）」：許可された申請や届出の飛行期間を更新し、再度申請等を行うことができます。
「変更申請（変更届出）」：許可された申請や届出の内容等を変更し、再度申請等を行うことができます。
「引渡し」：一度提出した申請や届出を引き戻すことができます（文書受付前に限ります）。
「再提出」：補正指示があった申請や引き戻した申請等について再提出できます。
「編集」：一時保存した申請や届出の編集を行うことができます。

手続名

種別

申請先（届出先）

手続状況

選択してください

選択してください

選択してください

選択してください

申請日（開始日）

申請日（終了日）

飛行期間（開始日）

飛行期間（終了日）

年 / 月 / 日

年 / 月 / 日

年 / 月 / 日

年 / 月 / 日

検索

戻る

1234

全ての申請情報が表示されます。

なお、21件以上ある場合は、複数ページで表示されます。

②一時保存した申請等を再度編集する申請情報を検索します。

【手続名】、【種別】、【申請先（届出先）】

【手続状況】などを入力して **検索** を押すと、
該当する申請情報が表示されます。

※【手続状況】で「下書き保存」を選択し検索すると、
一時保存中の申請等が表示されます。

③編集を行う申請（届出）の内容を確認する場合は、
詳細 を押します。

④編集を行う申請（届出）の **編集** を押します。

申請手続きを選択する画面が開きます。

※選択した申請（届出）の添付ファイルサイズが大きい場合、
次の画面が表示されるまでに時間がかかることがあります。
そのままお待ちください。

04.申請を一時保存・編集【申請情報を編集する】

各申請（届出）情報の入力画面で申請情報を編集します。

手続きを行う申請の選択

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

手続きを行う申請・届出場所、申請先を選択してください。

申請手続きを選択してください

☒ 飛行場以外の場所における離着陸（航空法第79条ただし書の規定による申請）
☐ 最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）
☐ 物件投下（航空法第89条ただし書の規定による届出）

申請・届出を行う航空機の種類を選択してください

☐ 飛行機
☒ 回転翼航空機

戻る

基本情報の入力

【申請情報一覧】にて選択した申請（届出）について、一時保存状態から再度編集を行います。

各種入力画面（【手続き選択】画面→【基本情報入力】画面→【申請別情報入力】画面）の入力方法及び申請書等の提出については、マニュアル「[新規申請](#)」「[継続申請・再申請](#)」「[変更申請](#)」を参照してください。